

まずはここからスタート！

市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル

私たちのまちの 子ども・子育て家庭への 支援のために



奈良県

はじめに

児童虐待防止に向けて～私たちのまちのこども・子育て家庭への支援のために～

全国の児童虐待相談対応件数はますます増加し、児童虐待発生時の対応だけでなく、児童虐待を未然に防止する関わりが重要であると言われていています。虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目のない支援が重要であり、そのためには各機関の連携協働がさらに必要となります。

このような中、奈良県においては、関係者の児童虐待や対応への基本的な理解を目的として、平成 20 年に「児童虐待対応マニュアル（関係機関用）～子どもたちの笑顔のために～」を発行しました。その後、県内全ての市町村に要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）が設置され、要対協の運営等に関して、平成 25 年に本マニュアルを作成しました。

そして、本マニュアルを作成してからこれまでの間に、こどもの意見表明や市町村のこども家庭センターの設置、一時保護司法審査制度の開始等の令和 4 年改正児童福祉法が施行されました。これらの制度改正により、こどもたちを取り巻く環境は変化しています。

こうした変化を本マニュアルに反映すること、また、これまでのマニュアルの内容をより理解しやすく記載することを念頭におき、アセスメントシートを最新のものにする、様式を追加するなど内容の充実を図りながら、この度、本マニュアルを改訂しました。

本マニュアルは、「まずはここからスタート！」とあるように、初めて要対協運営に関わる担当者の皆様が手にとられても、要対協の法的位置づけや情報共有についてのルール、通報受理から調査、安全確認までの初期対応、会議の開催等の手順が理解できるようにまとめられています。

このマニュアルを手にしたあなたは、こどもの成長を支える大切なサポーターの一人です。様々な機関や職種のサポーターが一緒になって、互いに持っている機能を重ね合わせながら、こどもと子育て家庭への支援を充実していくために、本マニュアルをご活用いただきますようお願いいたします。

令和 8 年 6 月

目次

第1章 市町村の役割	1
第2章 市町村における要保護児童対策地域協議会	4
第3章 要保護児童対策地域協議会における役割分担	12
第4章 要保護児童対策地域協議会運営のための会議	19
第5章 児童虐待通告受理からこどもの安全確認まで	27
第6章 個別ケース検討会議の進め方	48
第7章 児童相談所との連携・協働	59
第8章 アセスメントの基本	73
第9章 重症事例・死亡事例について	91
第10章 支援例	97
○様式集	103
○巻末資料	127

様式集

様式 1	児童虐待相談・通告受付票	103
様式 2	一時保護決定に向けてのアセスメントシート・ 一時保護に向けてのフローチャート（旧 緊急度アセスメントシート）	105
様式 3	在宅支援共通アセスメント・プランニングシート	107
様式 4	児童記録票	109
様式 5	経過記録	111
様式 6	児童家庭相談受理台帳	112
様式 7	進行管理台帳	113
様式 8	進行管理票	115
様式 9	情報提供等協力依頼書	117
様式 10	児童虐待相談にかかる居所不明児童等の調査について（依頼）	118
様式 11	ケース移管通知書：要保護児童等のケース移管について（通知）	119
様式 12	家庭訪問連絡票	120
様式 13	守秘の誓約書	121
様式 14	個別ケース検討会議 当日会議資料（例）	122
様式 15	個別ケース検討会議 会議録	123
様式 16	送致書	124
様式 17	送致後の通知書：児童相談所の対応について	126

巻末資料

- 資料 1 要保護児童対策地域協議会の実務者会議（進行管理会議）の支援対象者（施設入所児童等の取り扱いを含む）および進行管理の終結判断の目安について（通知）
・ ・ ・ 127
- 資料 2 「個別ケース検討会議」の開催にかかる判断基準について（通知）
・ ・ ・ 129
- 資料 3 重症度判断目安表
・ ・ ・ 130
- 資料 4 第 1 次から第 21 次報告を踏まえたこども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク
・ ・ ・ 131
- 資料 5 身体発育曲線
・ ・ ・ 132
- 資料 6 関係法令
・ ・ ・ 140

第1章 市町村の役割

(1) 市町村が児童家庭相談及び児童虐待に対応する根拠

児童虐待が社会問題と認知され、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」とする。)が制定されました。

児童虐待への対応としては、児童相談所(こども家庭相談センター)(以下、「児相」とする。)による緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大していきました。こうした相談は、市町村の身近できめ細やかなネットワークによる対応が求められることから、平成16年の児童福祉法の改正により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定され、要保護児童の虐待通告先の一つに位置づけられました。

市町村は、児童家庭相談に応じて必要な調査や指導を行うとともに、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む。)の福祉に関する包括的かつ計画的な支援を行うこととされ、虐待の発生予防・未然防止や早期発見・早期対応の取組では中心的役割を担っています。

児童福祉法第3条の3により、市町村は基礎的な自治体として、こどもの身近な場所におけるこどもの福祉に関する支援を適切に行うことが責務とされています。具体的には、同法第10条に以下のように規定されています。

○児童福祉法

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

(2) 市町村の役割

市町村の役割は、大きく分けて以下の3つに分類されます。

①相談支援

- ・児童家庭相談に応じ、必要な調査や指導を行う。
- ・市町村の社会資源を活かし、幅広い支援を行う。

②児童虐待対応

- ・虐待の未然防止のため、以下の取組を推進する。
 - i) 住民及び関係機関への虐待防止に向けた啓発（通告先、相談窓口の案内等）
 - ii) 地域の子育て支援活動の推進（一時保育、地域子育て支援拠点事業等）
 - iii) 妊娠期及び乳幼児期の支援の充実（母子保健との切れ目のない連携）
- ・通告受理時は速やかにこどもの安全確認を行う。
- ・緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、アセスメントし、こどもの安全、安心のためにすべきことは何か考える。立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについては、児相に送致する等の連携を行う。
- ・こどもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減を図る。
- ・虐待の早期発見、早期対応に努める。
- ・施設入所家庭への支援（里親委託や施設入所した家庭に関しても、退所した後、こどもが地域に戻って安定した生活を継続できるよう、受け入れ体制を整えておく。）

【ポイント】

虐待が起こってから養育環境の改善を図ることは容易でないため、虐待の発生を予防することが重要です。特に、妊娠期や出産早期からの支援は虐待の予防効果が高いと言われています。

虐待のリスクが低く自立して子育てを行っている保護者でも、育児負担などさまざまな要因が重なることで虐待に至る場合もあります。そのため、子育て支援のための社会資源の情報提供や、子育て家庭を孤立させないような取組が必要となります。

③支援のためのネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の設置）

- ・他部門との連携（住民の生活状況を把握できる行政部門と日頃から連携を図る。）
- ・スムーズな機関連携のための情報共有を行う。
- ・各機関の役割分担による支援を行う。

（３）市町村における支援の対象

市町村は、緊急性の高いケース及び困難ケースを主に担当する児相と機能を分担し、市町村における各機関の身近な社会資源を活用し、相談支援の中心となることが求められます。

市町村と児相の役割分担については第 7 章を参照

【コラム】 こども家庭センター

令和 4 年 6 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。センターは、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村こども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き生かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、もれなく対応することを目的としています。

センターの対象者の中には、要保護児童対策地域協議会の対象ケースが含まれる場合もあるため、センターが要対協の調整機関を担う、関係機関との連携を強化するなどの対応が望まれます。

○参考

『『こども家庭センターガイドライン』の改正について』（令和 8 年 2 月 19 日付けこ成母第 135 号・こ支虐第 63 号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）

第2章 市町村における要保護児童対策地域協議会

(1) 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）は、児童虐待等で保護を要するこども、支援が必要とされるこどもや保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、法定化されたサポートネットワークです。

ネットワークの構築のために、市町村には要対協の設置が努力義務化されています。奈良県では、平成23年度から全ての市町村に要対協が設置されています。



要保護児童対策地域協議会（ネットワークのイメージ）

(2) 要対協の役割

○要対協における情報共有と連携支援

虐待ケースは、一つの機関では解決できない多機関協力のもとに対応していくものであり、各機関を通じての情報共有、役割分担による連携が必要となります。

要対協の設置により、要対協に参加している機関同士の情報共有が可能となると共に、各機関による役割分担、連携のルールが明確になります。

（３）要対協の支援対象者

要対協の支援対象者は、以下のとおりです。原則 18 歳未満の者が対象ですが、例外もあります。

①要保護児童

要保護児童は以下のように定義されています。

児童福祉法第6条の3第8項（抜粋）

・・・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）・・・

上記のとおり、要保護児童とは次の i 又は ii を指します。

- i）保護者のない児童（例：保護者が死亡した児童や保護者が行方不明の児童）
- ii）保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（例：被虐待児童や非行児童）

②要支援児童

要支援児童は以下のように定義されています。

児童福祉法第6条の3第5項（抜粋）

・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第8項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）・・・

上記のとおり、要支援児童とは次の 2 つを満たす場合をいいます。

- i）保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ii）要保護児童には該当しない児童

ほとんどの保護者は養育の支援を必要としますので、支援が単に必要なのではなく、「特に」必要な場合を指します。具体的には、児童虐待までには至らないが児童虐待が危惧される児童です。

③特定妊婦

特定妊婦は以下のように定義されています。

児童福祉法第6条の3第5項（抜粋）

・・・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）・・・

特定妊婦は、以下のように整理して考えることができます。

- i) すでに養育の問題がある妊婦
要保護児童、要支援児童を養育している妊婦
- ii) 支援者がいない妊婦
未婚またはひとり親で親族など身近な支援者がいない妊婦、夫の協力が得られない妊婦など
- iii) 妊娠の自覚がない・知識がない妊婦、出産の準備をしていない妊婦
- iv) 望まない妊娠をした妊婦
育てられない、もしくはその思い込みがある妊婦、婚外で妊娠をした妊婦、すでに多くのこどもを養育しているが経済的に困窮している状態で妊娠した妊婦など
- v) 若年妊婦
- vi) こころの問題がある妊婦、知的な課題がある妊婦、アルコール依存・薬物依存などのある妊婦
- vii) 経済的に困窮している妊婦
- viii) 妊娠届の未提出、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診又は受診回数の少ない妊婦

○支援対象者の年齢拡大

要対協は「要保護児童等」に関する情報共有・協議を行うための機関で、この「要保護児童等」のうち「児童」とは、原則 18 歳未満を示しますが、平成 28 年児童福祉法改正により、児童虐待防止と自立支援強化を目的として、18 歳以上 20 歳未満の若者が一時保護や支援を継続して受けられる仕組みが導入され、要対協の支援対象に含まれることが明確化されました。（児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項）また、この改正では保護者への対応や関係機関の連携が強化される内容が含まれています。

児相では、施設入所措置中の者が 18 歳を超えた後も 20 歳まで措置を延長することが可能です。この場合、延長した者を「延長者」といいます。また、一時保護中の者についても、18 歳を超えた後も 20 歳に達するまで一時保護を延長することが可能です。この場合、延長した者を「保護延長者」といいます。

要対協の要保護児童についても、18 歳以上 20 歳未満の「延長者」及び「保護延長者」を支援対象に含めるとともに、その保護者についても支援対象となっています。

(4) 要対協を活用することのメリット

私たちは、要対協の機能を活用し、児童虐待の防止等を図り、こどもの権利と最善の利益を守る取組をしなければなりません。最も避けなければならないことは、虐待による死亡等の最悪の事態です。そのため、以下の事態に陥らないよう注意する必要があります。

- ・ 支援が必要なケースへの対応が、どこの機関においても行われていない。
 - ケースの放置により、こどものリスク（危険度）が上がり、重症化を招く。
- ・ 一つの機関が抱え込み、他機関と情報が共有されていない。
 - 担当機関（担当者）がリスクの見落としや見誤りを行い、重症化を招く。
 - 他機関の機能を活かした役割分担ができず、支援が硬直化する。

こうした事態に陥らないためにも、要対協のメリット(強み)を十分に理解し、支援に活用することが大切です。

○要対協のメリットを活かした支援

①要保護児童等の早期発見

- ・ 多機関の多くの目によって、虐待を早期に発見できる。

②各関係機関等の連携による情報の共有化

- ・ 情報の共有化⇒支援方針の共有化

③情報共有化を通じて、各関係機関等の間での役割分担についての共通理解

- ・ 各機関が同じケースに対して独自に行っている支援が重複することを防ぐ。
- ・ 各機関の役割・責任範囲を明確にし、機関の「丸投げ」「抱え込み」を防ぐ。
- ・ 担当者の燃え尽きや機関間の対立を防ぎ、関係者の協力意識が向上。

(5) 要対協における情報共有

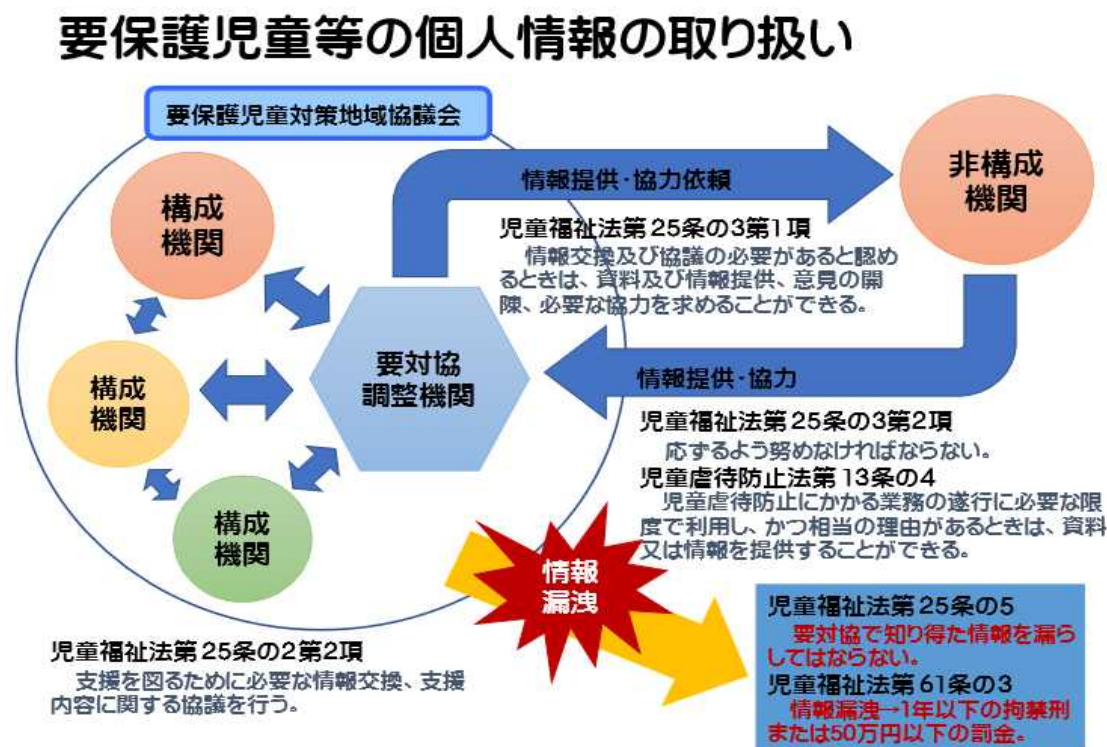
支援や保護を必要とするこどもを早期に発見し、適切な連携によってこどもや保護者の支援を行うためには、関係機関がそのこどもや家庭に関する情報や考え方を共有することが重要です。また、要対協において適切に情報を共有するためには、個人情報の取り扱いや関係機関からの円滑な情報提供のためのルールを明確にするとともに、スムーズな情報共有を図るための工夫や、関係機関に対する情報共有のルールや意義についてのわかりやすい説明が大切です。

① 情報共有の法的根拠と仕組み

下の図は要対協調整機関による情報収集、情報共有の範囲、個人情報保護の取り扱いルールなどを示したものです。まず、要対協の構成機関同士はこどもや家庭の支援を図るために必要な情報交換を行うことができます（児童福祉法第25条の2第2項）。

また、要対協の非構成機関に対しては要対協調整機関から情報提供や協力依頼を行うことができ（児童福祉法第25条の3第1項）、関係機関には依頼に応じる努力義務が課せられています（児童福祉法第25条の3第2項）。特に、非構成機関に情報提供を依頼する際には、情報提供等協力依頼書（様式9）を活用し依頼するようにしましょう。

さらに、要対協で知り得た情報を漏らしてはならないと規定されており（児童福祉法第25条の5）、情報漏洩に対しては、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が課せられます（児童福祉法第61条の3）。



要対協における情報共有の流れと法的根拠

Q) 要対協登録をしないと調査ができませんか？

A) 通告や相談があった場合、要対協登録すべきか等、対応方針の判断のために調査を行うことができます。(児童福祉法第 10 条)

Q) そもそも要対協登録とは何ですか？

A) 要対協が支援対象とする全ての者（要保護児童、要支援児童、特定妊婦）について、進行管理台帳（様式 7）を作成し、支援状況等について管理することです。

Q) 個別ケース検討会議の開催は、要対協への登録が必須ですか？

A) 個別ケース検討会議を開催するケースは、要対協の機能を活用し、各機関が連携しながら効果的な支援を行うことが重要であるため、要対協に登録することが望まれますが、関係機関との情報共有が必須であり急を要するケースでは、臨機応変に対応することが必要です。

②要対協内での情報漏洩を防ぐためのルール

情報共有が可能な要対協構成機関同士においても、第三者への情報の漏洩を防ぐために、事前のルール設定が重要です。また、スムーズな情報共有を実現するために、さまざまな工夫をしている自治体もあります。

○各機関の所持資料におけるルールの設定例

- ・会議後の復命ルールの設定：担当者及び管理職のみの回覧にする。
- ・資料の管理ルールの徹底：配付資料のコピーは禁止する。
- ・守秘義務遵守の徹底：会議前には、必ず守秘義務遵守の徹底について参加者に説明する。

＊守秘義務のない個人や任意団体も、要対協参加によって守秘義務が課せられます。

○要対協における守秘義務の対象（児童福祉法第25条の5）

① 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

例：児童相談所、福祉事務所、保健所・市町村保健センター、警察署、法務局
教育委員会、地方公共団体が設置する学校

② 法人 当該法人の役職員又はこれらの職にあった者

例：医療機関の設置主体である医療法人、児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人、私立学校の設置主体である学校法人、社会福祉協議会（社会福祉法人）、弁護士会、法人格を有する医師会、歯科医師会、看護協会等、NPO法人

③ ①②以外の者 要対協を構成する者又はその職にあった者

例：里親会、里親、民生児童委員協議会、主任児童委員、民生児童委員
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士（公認心理師）
人権擁護委員協議会、人権擁護委員、ボランティア、法人格を有しない団体

○スムーズな情報共有を図るための工夫例

- ・年度初めに要対協構成機関に情報共有のルールについての通知を行う。
- ・各機関を回って顔合わせをしながら、情報共有のルールを説明する。
- ・情報提供依頼を行う際に、法的な説明資料を添付する。

【ポイント】

要対協においては、先述のとおり情報共有のルールがあり、要対協で知り得た情報は守秘義務の対象となります。一方で、当事者から情報共有の合意が得られている場合は、守秘義務の対象外となります。その場合も、情報共有の合意が得られているかをきちんと記録に残す等明確にしたうえで、対応にあたるようにしましょう。

③要対協構成機関以外への情報提供依頼

情報収集を行う際に、要対協の構成機関以外に連絡し、情報提供を求めることも少なくありません。日頃連携していない関係機関は、児童虐待に関する情報共有のルールはもちろんのこと、要対協の機能を知らないということもあります。

情報提供を求める際には、要対協の目的や機能、情報提供依頼やそれに応じる際の法的根拠、守秘義務などについて丁寧に説明を行う必要があります。

○個人情報保護法とのかねあい

- 個人情報保護法は、「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定していますが（個人情報保護法第 69 条第 1 項）、業務の遂行のために必要な限度において、保有個人情報を利用することについて相当な理由がある場合は、目的外利用や第三者提供を可能としています（同法第 69 条第 2 項）。
- 児童虐待の予防、防止を図るための情報共有には正当な理由があり、守秘義務違反に当たることはないと考えられます。
- 個人情報の厳正な管理に努めつつ、積極的な情報共有が求められますが、情報共有が許容されるのは虐待の予防と防止のためであることを念頭に置くことが重要です。

第3章 要保護児童対策地域協議会における役割分担

(1) 要対協内の役割分担

要対協は、支援対象児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として法的に位置づけられたものです。

要対協の構成機関がそれぞれの機能を持ち寄り、主体的に取り組むことが要対協の効果的な活用に繋がります。

要対協内の役割分担は以下のとおりです。

○要対協事務局（調整機関）

- ・ 多くの関係機関等から構成される要対協が効果的に機能するため、その運営の中核となつて関係機関の役割分担や連携に関する調整及びケース管理を市町村が行います。

調整機関の業務として具体的に想定されるもの

① 要対協に関する事務の総括

- ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・ 地域協議会の議事運営
- ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・ 個別ケース記録の管理
- ・ 各構成機関からの連絡に基づき個別ケース検討会議を開催

② 支援の実施状況の進行管理

- ・ 関係機関による支援の実施状況の把握
- ・ 要対協の支援対象とする全てのケースへの進行管理台帳（様式7）の作成及び管理
- ・ 個別ケース検討会議等における主たる支援機関と支援方法の決定
- ・ 実務者会議等における主担当機関の確認と支援方針の見直し

③ 関係機関へ連絡調整

- ・ 個々のケースに関する連絡調整

○主担当機関

- ・児相又は市町村のうち、全体の進行管理の責任主体としての機関を指します。各ケースの状況や緊急度に応じて、児相か市町村のどちらかが担います。
- ・ケースの支援（ケースのアセスメント、支援計画の策定と支援の実施）に関する責任を担う機関のことです。
- ・主担当機関の決定は、実務者会議や個別ケース検討会議等で児相と市町村の協議によって行います。

主担当機関の業務として具体的に想定されるもの

- ① 支援計画に基づいた支援や見守りが実施されるよう連絡調整とその後の進行管理。
- ② ケースの情報を集約しケースマネジメントの主体となる。
- ③ 状況に変化があれば、調整機関、連携機関等関係機関に連絡。
- ④ 実務者会議での報告。
- ⑤ ケースが転出した場合の他市町村への引き継ぎ連絡。

○主たる支援機関

- ・支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関を指します（複数の機関の場合もあります）。
- ・主たる支援機関の決定は、実務者会議や個別ケース検討会議等で行います。

主たる支援者の業務として具体的に想定されるもの

- ① 継続的に支援する中で、主担当機関とも共有している支援プランのポイントに基づき、支援や見守りを行う。
- ② 変化があれば、すみやかに主担当機関に連絡する。
- ③ 経過観察記録の提出（所属機関にかかるもの）

（２）進行管理とは

要対協が支援対象とする全てのケースについて、調整機関は進行管理台帳（様式７）を作成します。そして、各種会議における主たる支援機関の決定や確認、支援方針の決定や見直しについて定期的に台帳に記載し、管理します。

進行管理の目的は、各ケースの支援状況やリスクの確認、支援が行われていないケースがないかどうかの点検です。情報収集のうえアセスメントを行い、リスクを管理しましょう。

これらの確認や点検は、実務者会議等で多機関、多職種の関係者との協議のもとで行われることが基本であり、調整機関や一担当者のみで行ってはいけません。

実務者会議については、p. 22「実務者会議」、巻末資料１「要保護児童対策地域協議会の実務者会議（進行管理会議）の支援対象者（施設入所児童等の取り扱いを含む）および進行管理の終結判断の目安について（通知）」も参照。

【ポイント】 施設等へ入所している児童の進行管理について

進行管理中の児童が児童養護施設や里親等に入所あるいは委託された場合、その後も引き続き進行管理を行う、または、進行管理台帳（様式７）に残したまま実務者会議における進行管理業務を停止し、児相等と連携を取りながら児童や家庭の状況を把握するようにしましょう。

なお、養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたときは「終結」判断を検討することができます。

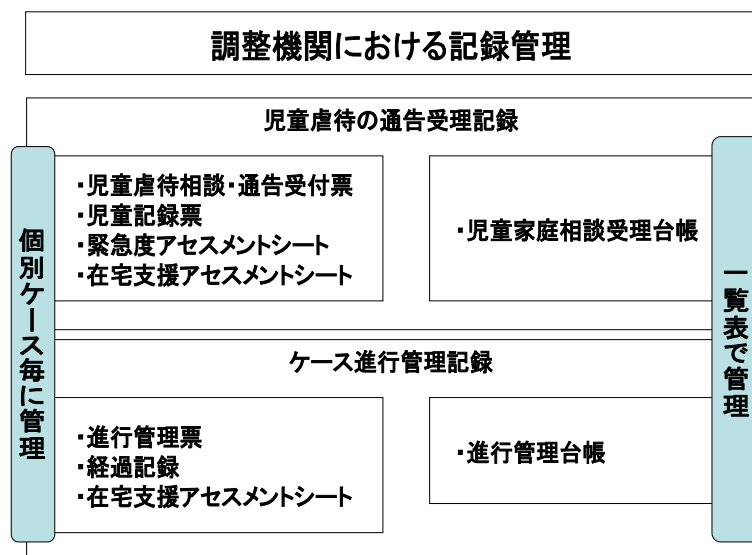
○参考（巻末資料１）

「要保護児童対策地域協議会の実務者会議（進行管理会議）の支援対象者（施設入所児童等の取り扱いを含む）および進行管理の終結判断の目安について（通知）」（令和３年１２月２１日付こども第３４４号こども・女性局こども家庭課長通知）

（３）ケース記録の作成と管理

調整機関は、①虐待通告受理時 ②ケースの進行管理 において、受理した全てのケース記録を必ず作成し、管理します。

また、個別ケース毎に作成する記録（個票）と、台帳による記録（一覧表）をそれぞれ作成します。



（各様式は巻末に記載）

○なぜ記録を作成しなければならないか？

調整機関は、各関係機関からケースの情報を収集し、要対協構成機関の誰もがケースを理解できるよう、記録を作成しなければなりません。また、担当者が異動しても、引き継いだ担当者が読んで理解できるように、記録を整理することが大切です。

これらの記録情報を要対協の会議等で各参加機関が共有することにより、ケースの課題やリスクへの認識、支援への具体的な支援方針が共有できます。

○厳密な情報管理を！

調整機関が扱うケースの内容は、極めて重要な個人情報になります。

個人情報の漏洩を防ぐためにも、作成された個人記録、台帳は厳重に管理しなければなりません。

○他職員の目に触れず、関連書類の紛失を防ぐため、以下を徹底する

- ・保管場所はあらかじめ決めておく（施錠可能な書庫、机の引き出し等で管理）。
- ・児童記録票（様式４）や通告受理票等の個人情報を机の上等に置きっぱなしにしない。
- ・資料の電子データは、他職員に見られないよう、扱えないよう管理（パソコンのデスクトップにデータを貼らない・ファイルを暗号化する）。
- ・記録作成後のメモ等は、児童記録票（様式４）に綴じるか、シュレッダーで処分。

(4) 転出ケースの対応

支援していたケースが他市町村へ転出した場合は、以下の手順に沿って、当該市町村にケース移管します。

① 転出先における居住実態の確認

登録している子どもやその保護者が他市町村に転出したことを把握した場合は、速やかに家庭訪問や転出先の市町村要対協の協力等により居住実態の確認を行います。

Q) 居住地主義の考え方とは？

A) 住民票の異動の有無にかかわらず、実際にこどもの保護者（親権者、未成年後見人、現にこどもの監護を行う者）の居住地の市町村が管轄します。住民票の異動先に居住実態がない場合や、住民票を異動せずに転居している場合があることに留意します（R8.2 版 こども家庭センターガイドライン p.76）。

Q) 「居住実態がある」とはどのような状態か？

A) 居住地とは、人の客観的な居住実態の継続性又はその期待性が備わっている場所のことです。

具体的には、賃貸契約をしている、ライフラインや生活用品が整っている、子どもが居住地から学校等に通っている等の状態から総合的に判断します。ホテルを転々としている場合や、親戚や知人宅に一時的に間借りしているような状態は居住実態があるとはみなしません。

Q) 転居（出）後に行方不明になった場合の対応は？

A) 「児童虐待相談にかかる居所不明児童等の調査について（依頼）」（様式 10）により、奈良県要保護児童対策地域協議会調整機関の長（こども家庭課）に依頼し、県内全市町村に情報を求めることができます（居所不明児童の調査）。また、県外に転出した可能性がある場合には、児相に依頼し、CA 情報を活用して全国の児相に情報を求めることができます。

Q) 児相の措置により施設等に入っているこどもの保護者が転居した場合は？

A) 児相を中心に居住実態の確認を行い、県内での転出の場合は、こどもの保護者の居住地を管轄する市町村への移管の手続きを行います。県外への転出の場合は、児相によるケース移管のタイミングに合わせて手続きを行います。施設からの一時外泊や措置停止等により子どもが帰宅する場合は、適宜児相から情報提供を行います。

② 転出先市町村との事前協議

居住実態の確認ができ次第、速やかに転出先の市町村に連絡し、ケース移管の事前協議を行います。事前協議では移管先の担当者と十分なコミュニケーションをとり、詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者氏名や情報提供の内容を記録に残しておきましょう。

また、移管先の市町村は、事前協議の連絡を児童福祉法第 25 条等に基づく通告として受理し、受理会議のうえで当面の対応方針や要対協への登録について検討します。

移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも 1 か月間は移管元の市町村の支援方針を継続しましょう。

Q) 事前協議では何をするのか？

A) 事前協議では、ケース概要、アセスメントの結果と現在の支援方針を共有し、必要な支援が切れ目なく行われるように、ケース移管が完了するまでの「のりしろ」期間の役割分担や、いつまでにケース移管の手続きを完了するかなどの見通しを確認します。

また、ケースの状況や支援方針、関わった機関の対応経過等については、個別ケース検討会議などにより、可能な限り転出先の市町村との協議の機会を設けましょう。

Q) ケース移管の期限は？

A) 転出の事実が確認されてから 1 か月以内に完了するようにしましょう。

Q) ケース移管の際に児童や保護者の同意は必要か？

A) 転出に伴うケース移管は、児童福祉法第 25 条に基づく通告として位置付けられるため、ケース移管を行う際の同意は不要です。ただし、ケースとの援助関係を引き継ぐ必要がある場合には、保護者等に丁寧に説明し、新しい担当者との顔つなぎをするなどの配慮が必要です。

Q) ケース移管が上手く進まない場合は？

A) スムーズなケース移管が困難な場合は児相へご相談ください。

③ ケース移管の完了

ケース移管は、ケース移管にかかる通知文書が転出先市町村に収受されたことによって完了します。

Q) どのような文書が必要か？

A) ケース移管通知書（様式 11）に加えて、児童記録票（様式 4）、経過記録（様式 5）、一時保護決定に向けてのアセスメントシート・一時保護に向けてのフローチャート（様式 2）、在宅支援共通アセスメントシート（様式 3）を送付します。

【コラム】 要保護児童等情報共有システムについて

近年起こった重症事案では、転居した際の自治体間の引継ぎや児相と市町村の情報共有が不十分であったことが課題としてあげられており、転居ケースの引継ぎ含め児相と市町村、自治体間の情報共有をより効率的、効果的に行うことを目的に、要保護児童等情報共有システムの運用が開始されました。

このシステムにより、転出の際に児童記録票（様式 4）を迅速に共有できるようになっていますので、活用しましょう。

第4章 要保護児童対策地域協議会運営のための会議

(1) 要対協運営のための三つの会議

要対協で開催される会議は、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の三層から構成されています。

(2) 会議は誰が行うのか

- ・ 3つの会議の運営は、調整機関が担当します。
- ・ 調整機関が、各会議の開催準備、会議録の作成、参加関係機関への招集やスケジュール調整等を行います。
- ・ 新たに関係機関が会議に参加する場合や、担当者が代わった場合等には、当該機関や担当者に対し、調整機関が要対協の役割や機能を説明し、理解を得るために働きかけていく役割も求められます。

(3) なぜ会議を開催しなければならないのか

- ・ 会議の開催が乏しかったり、会議そのものが形骸化したりすると、その影響で様々なリスクが発生します。
- ・ 要対協のメリットである参加機関の情報共有と役割分担を最大限に活かし、より適切な支援につなぐためには、各会議の充実が必要不可欠です。
- ・ こども真ん中社会を目指して、自分たちのまちのこどもと子育て家庭を守るために、会議の充実を図りましょう。

次に、各会議の特徴と留意点を示します。

(4) 各会議の概要、開催手順

①代表者会議

要対協の構成機関の代表者が集まり、要保護児童等への理解、要対協の現状と各機関の役割について共有し、市町村におけるより効果的な支援体制について、全体で確認するための会議です。

開催基準：最低年1～2回

参加者：首長、各構成機関の長、市町村の部課長等

目 的：4つの「知る」から連携共有する

- ・ 要対協の活動状況を知る（実務者会議等の活動状況の報告）
- ・ 各機関の役割を知る（各機関の要対協での活動報告等）
- ・ 各機関の限界を知る（各機関の困っていることや課題の意見交換等）
- ・ 要対協のルールを知る（情報共有のルール、守秘義務の徹底について確認）

○メリット

- ・ 首長や各機関代表者の参加により、虐待対応の現状や虐待の未然防止(子育て支援)への重要性について理解してもらう機会となり、施策提言等もできる。
- ・ 各機関の役割や限界を各機関の代表が理解でき、機関連携が向上する。
- ・ 各機関の代表が要対協の現状やルールを認識することで、要対協をより活性化するための課題について協議できる。

○注意点

内容が形骸化した会議にならないようにすること

×会議が形骸化した場合の影響

- ・ 各機関の役割と限界が要対協全体で共有されにくい。
- ・ 各機関の代表者にとって、虐待対応や子育て支援の必要性への認識が高まらない。

悪い結果 → 各機関間の連携が進まず、市町村全体の支援力が高まらない。

改善対策 → 要対協の課題と機関連携を皆で共有・協議するための会議にする。

例) ・各機関からそれぞれの取組について報告する。

- ・ 前年度の要対協の対応状況や課題を報告する。

○代表者会議の開催手順

<日時の決定>

- ・ 代表者会議は、年間計画として年 1 回ないし、2 回を予定に組み入れておきます。
- ・ 開催時期は、年 1 回の場合、夏頃までの時期が望ましく、年度終盤の開催は避けま
- す。
- ・ 会議に要する時間は、2 時間程度が目安です。

<会議内容の決定>

- ・ 会議の内容は以下のとおりですが、議題等はあらかじめ実務者会議等で決めておく方法もあります。

報告者	議題・内容	準備資料
協議会各構成機関	虐待対応や防止への取組報告 新規事業の紹介等について	構成機関代表者名簿 各機関の取組についての説明 資料等
調整機関等	市町村や県、国の虐待対応の実情 等について	要対協の対応実績資料 県・国の虐待関連通知文書等
	要対協に関連する連絡、要対協 のルール（守秘義務や情報共有 等）の確認事項について	要対協設置要綱 要対協の各種ルールについて の法的根拠となる資料等
外部学識経験者等	児童虐待防止のための講義等	研修用資料等

○代表者会議活性化のために

各機関の代表者が、会議開催の目的を理解して参加することが、会議の活性化につながります。

参加への呼びかけが弱いと、代表者の代理出席ばかりになり、結局会議が形骸化することにもなりかねません。

各代表者が、会議目的の理解と参加への動機付けを高め、意義のある会議にするためにも、以下のような工夫が必要です。

- ・ 事前に各機関の取組の現状や課題等をアンケートしておき、会議の場で意見交換する。
- ・ 現場の実践者が虐待対応等の支援の実際について話をし、虐待対応の困難さや連携の必要性への理解を高める。
- ・ 国の死亡事例検証報告等を通じて、重大事例の防止と未然防止への取組の大切さを学ぶ。

② 実務者会議

要対協の構成機関で、支援を把握している実務者が集まり、要対協が対象とする全てのケースを進行管理するための会議です（「進行管理とは」 p. 14）。

開催基準：最低３か月に１回

参加者：各部局及び機関の実務担当者（但し、調整機関主管課の管理職は必ず出席）

目 的：要対協が把握する全ケースのリスク管理

- ・ 児相と市町村のどちらがケースの主担当となるかを明確にする。
- ・ 全ケースに対し定期的に、状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しを行う。
- ・ 機関同士の情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の検討を行う。
- ・ 地域の児童虐待防止対策を推進するための啓発活動等を企画する。
- ・ 要対協の年間方針（スケジュール）の策定、代表者会議への報告準備等を行う。

○メリット

- ・ リスクの見落とし、支援の放置を防ぐ。
- ・ 各機関の実務担当者のアセスメント力（ケースの見極め力）が向上する。
- ・ リスク管理を各機関で共有でき、各担当者にとって、自分たちのまちのこどもと子育て家庭を見守る意識が向上する。

○注意点

開催回数が乏しい、あるいは定期的に開催されないような事態を避けること

×開催が乏しい、開催が不定期的な場合の影響

- ・ ケースのリスクについて多機関で評価する機会が乏しいため、主担当機関もしくは主たる支援機関のみがリスク判断を行う。
- ・ 多機関多職種による様々なケースの見立て、支援の在り方等が共有化されにくい。

悪い結果 → リスクの見落としが起こり、ケースの重症化を招く。

改善対策 → 多機関参加による定期的な開催計画をあらかじめ決めておく。

○実務者会議の開催手順

実務者会議は、各機関の実務担当者が集まり、要対協が対象とする全てのケースの進管理として、定期的にケースの状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しを行います。これは、市町村におけるこどもと子育て家庭の総合的なリスク管理といえます。

以下、実務者会議の開催手順を示します。

<会議メンバーの選出>

i) 想定される参加機関

- ・ 主にこどもと保護者に関わる担当主管課及び県機関となります。

市町村：児童福祉主管課、母子保健主管課、教育委員会、調整機関担当課、民生児童委員担当課、障害福祉サービス担当課、生活保護担当課など

県機関：児相、保健所

警察署

ii) 参加メンバー

- ・ 参加メンバーは、各機関の実務担当で、責任及び経験のある担当者が望めます。
- ・ 担当者の経験が浅い場合には、上司（管理職）と同行する等の配慮が必要です。
- ・ 重大事例の見逃しを防ぐためのリスク管理のための会議ですので、調整機関担当課の管理職は、必ず参加するようにします。やむを得ず参加ができない場合は、参加者から管理職へ会議記録を共有し、内容の報告を徹底するようにしましょう。

調整機関の管理職は、実務者会議に必ず参加する意識を！（リスク管理の基本）

児相の参加は大変重要

- ・ 会議により、児相への通告を判断し、主担当機関を児相に決定する場合があります。こうした場合、児相の参加により、意見や助言を求めることができます。

スーパーバイザーの参加

- ・ 困難ケースへの対応等、専門的な知見を持つスーパーバイザーからの助言の活用は大変有益です。必要に応じ外部のスーパーバイザーへの参加依頼も検討します。
- ・ その際、要綱や契約書等で守秘義務について確認を行うようにしましょう。

<日時の決定>

- ・ 会議の出席者の時間を調整します。
- ・ 1回の会議の開催時間は、2～3時間程度が目安です。
- ・ 事前に年間スケジュールを決定しておき、各機関に要対協の年間行事として組み入れておきます。
- ・ 開催は最低でも3か月に1回行いましょう。

○実務者会議を毎月開催している市町村もあります

日程調整やスケジュールの確保が大変ですが、1回の会議開催時における協議ケース数が限定されることで協議時間も減り、リスク管理もより細やかになる等、結果として効率的です。

○その他の工夫例

- ・ 所属機関等から事前に情報収集し、調整機関で内容を協議、整理した上で会議を開催
- ・ 重症度で分けて会議を開催

<資料の準備>

以下の資料を準備します。

資料名	関連する書類とその準備
進行管理台帳（様式7）	・ 調整機関が事前に必要事項を記入しておく。
進行管理票（様式8）	
新規ケースについての報告書類	・ 主たる支援機関等の対応資料 ・ 在宅支援共通アセスメントシート（様式3）等
困難ケースについての報告書類	・ 主たる支援機関等の対応資料 ・ 個別ケース検討会議開催時の資料 ・ 在宅支援共通アセスメントシート（様式3）等
その他資料	・ その他案件、連絡事項等

<会議当日の進行>

○進行の一例：協議ケース数や次第により進行内容を調整してください。

1. 参加者の自己紹介
2. 会議の終了時間と配付資料の確認
3. 配付資料に基づき、進行
継続ケース、新規ケースの協議
各ケースの状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しについて
4. 個別ケース検討会議で課題となった点の協議
困難ケースの対応等、個別ケース検討会議の資料等をもとに協議
5. その他、要対協での協議事項の確認
関係機関連携における課題、啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）の実施、代表者会議での企画検討等

③個別ケース検討会議

ケースの支援に直接関わっている担当者が集まり、個別のケースについて具体的な支援を進めていくための会議です。

開催基準：適時開催

※巻末資料2：「個別ケース検討会議」の開催にかかる判断基準について（通知）も参考にしてください。

参加者：ケースの支援に直接関わっている機関の担当者

参加機関は画一的に統一するのではなく、必要に応じて関係機関が参画することは差し支えないこととします。

目 的：現に対応しているケースの支援に向けた協議

- ・ ケースのリスクや緊急度の判断
- ・ ケースの支援状況の把握や問題点の確認
- ・ ケースに関する新たな情報の共有
- ・ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ・ ケースの主たる支援機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- ・ 支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- ・ 次回の会議開催についての確認

○メリット

- ・ ケースのリスクや状況を皆で共有でき、支援方針を俯瞰できる。
- ・ 各機関の実務担当者のアセスメント力（ケースの見極め力）が向上する。
- ・ 各機関の役割分担が整理でき、担当の抱え込み、機関間の無用な対立を防ぐ。
- ・ 支援に関わる担当者達が集まって「チーム」ができ、支援への士気が上がる。

○注意点

通告受理後、支援が必要なケースは必ず開催すること。

×開催されない場合の影響

- ・ 安全確認が必要なケースに、主たる支援機関やキーパーソンが決定しない。
- ・ 一機関、一担当者によるケースの抱え込みが起こる。
- ・ 各機関の役割に沿った支援方針が早期に共有されず、機関間の無用な対立を招く。

悪い結果 → 児童の安全確認への遅れ、担当者の燃え尽き。
主たる支援機関やキーパーソンの不在によるケースの放置。
結果として、児童とその家庭にとって致命的な事態を招く。

改善対策 → 通告受理後の個別ケース検討会議開催をルール化する。

（５）守秘義務について

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議のどの会議においても、個人情報扱う場合には、守秘義務について参加者にしっかりと説明しておくことが大切です。

○説明例

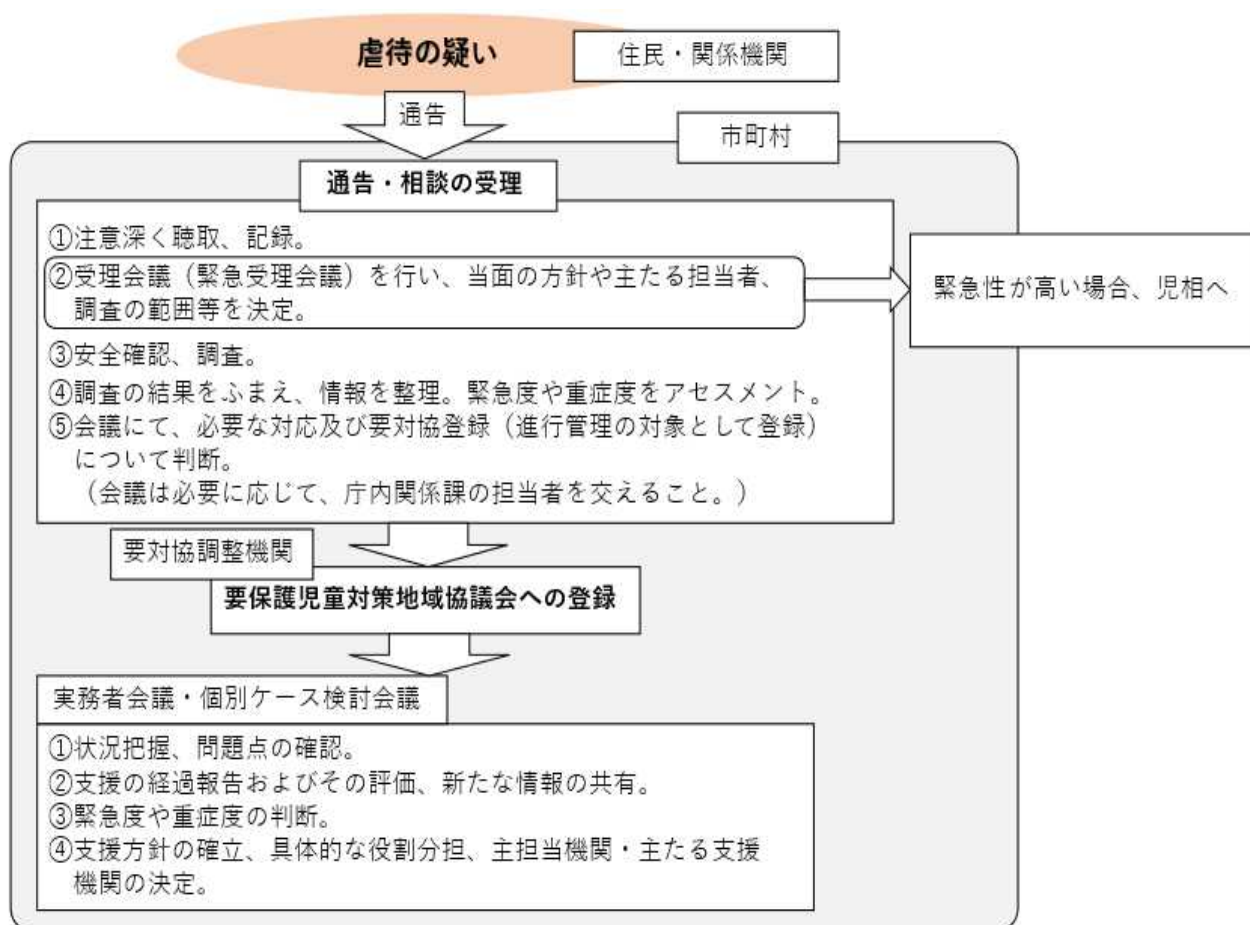
「会議の前に、守秘義務について説明します。ここで話し合う内容は、要対協の情報として、守秘義務が課されます。要対協構成機関以外の他者へ情報を漏らすことは、守秘義務違反になります。守秘義務違反した場合は、（児童福祉法第 61 条の 3 に基づき）１年以下の拘禁または 50 万円以下の罰金となりますので、くれぐれも注意しましょう。」

また、個別ケース検討会議等で要対協の構成機関外の機関に参加してもらう際は、守秘の誓約書（様式 13）をとることが望まれます。

第5章 児童虐待通告受理からこどもの安全確認まで

市町村が虐待通告を住民、関係機関から受理した場合は、ケースの緊急度を見定め、初期調査から安全確認を行い、緊急度の高いケースは児相と連携する等の対応を行います。また、各機関の役割分担等の連携による要対協での支援が必要なケースの場合は、個別ケース検討会議を開催し、今後の支援について協議します。

本章では、虐待通告の受理から受理会議の開催、初期調査と安全確認までの手順を説明します。



市町村における虐待通告の受理とその後の対応

(1) 虐待通告の受理体制の整備

各市町村の虐待通告先となる機関には、いつ何時となく虐待通告が入ります。各市町村の事情に応じて虐待通告受付窓口を適切に設置し、いつでも誰でも受理対応が可能となるよう、体制を整備する必要があります。

○職場の誰もが虐待受理対応が可能な体制にすること

- ・「児童虐待相談・通告受付票」（様式1）を、職員の誰もがすぐに取り出せる場所に置いておく。
- ・通告受理時の聴取手順について、ロールプレイ等の研修を職員全員に行う。

○休日や夜間の通告への対応を整備すること

- ・夜間等の電話を受ける市町村の警備室から児童虐待対応担当の責任者へ円滑に連絡がされる等、事前のルールを設定しておく。

(2) 通告受理

○通告受理のルール

虐待通告は、近隣住民及び関係機関（保健センター、保育所、学校、警察、病院等）、虐待者本人、虐待を受けたこども本人、親族等からあり、以下のルールにより受理します。

- ・通告書、口頭、電話等にかかわらず、虐待の疑いのあるこどもについての相談があった場合は、原則すべて「通告」として受理する。
- ・関係機関からの通告は、通告書（様式は各機関により異なる場合がある）を受理する等、通告内容を詳細に確認する。
- ・緊急の場合は、通告後に通告書の送付を関係機関に依頼する。

○通告者が通告をためらう場合

虐待を発見する、もしくは虐待の疑いをもった場合でも、様々な理由で、住民や関係機関が通告をためらう場合があります。その場合、以下の説明を行います。

○虐待通告そのものをためらう場合

- ・通告は、こどもとその保護者の支援への第一歩となること。
- ・通告は国民の義務であること。（虐待防止法第6条、児童福祉法第25条）
- ・関係者（教員、医師、福祉事業者等）は、虐待の早期発見に努めなければならないこと。（虐待防止法第5条）

○虐待かどうか確信が持てない場合

- ・通告内容が虐待でなくても、通告者は罰せられないこと。（虐待防止法第6条第1項）

○対象となる児童や保護者の個人情報や理由に通告をためらう場合

- ・通告は守秘義務よりも優先されること。（虐待防止法第6条第3項）

○通告者の個人情報や通告内容等の情報が漏れる不安で通告をためらう場合

- ・通告者の秘密は厳守されること。（虐待防止法第7条）

（３）通告受理時の対応の流れ

通告は、近隣住民や関係機関等の第三者からの通告と、虐待者本人、虐待を受けたことも本人、親族等からの通告に分類できます。ここでは、第三者からの通告があった場合と、虐待を受けたこどもの場合の通告受理対応の流れを示します。

① 第三者からの通告を受けた場合

児童虐待の通告者はこどもの状況を心配し、何とかしたい気持ちが強く、意を決して連絡してこられる人もいます。そのために通告者の気持ちは焦り、混乱していることがあります。それらの通告者の思いや気持ちをまず受けとめて（「驚かれたでしょうね」、「戸惑われたのもよくわかります」、「ゆっくりで良いので、お話になれることからお伝え下さい」）、「児童虐待相談・通告受付票」（様式１）の項目に沿って整理しながら丁寧に尋ねることが大切です。

○対応の流れ

i) まずは内容を傾聴する

通告者に自由に話してもらい、「児童虐待相談・通告受付票」（様式1）に記入していく。

ii) 事実関係の確認

事実関係が明らかでない場合、「それはいつのことですか」、「今も続いていますか」、「その発言は誰がしたのですか」、「本人はどう言っていましたか」等と具体的に聴く。

通告者が主観的な判断で語っているような場合は「そう思ったのはどんなことがあったからですか」、「それはあなたがそう思ったのですか。それとも本人が言ったのですか」等、根拠となる事実を確認する。

iii) 通告者から「自分はどうしたらいいか」等のという申し出があった場合

「今後ご協力をいただきたいことができた場合、こちらからご連絡させていただくために、お名前や連絡先をお伺いしてもよろしいでしょうか。」と協力を依頼する。
（匿名を希望される場合は、その事情に配慮して強く求めない）

iv) 通告への謝意・対応結果の情報提供の説明

「こどもの安全のためにご連絡いただきありがとうございます。今後、適切に調査を進めて対応いたします。」

「今後の調査や対応の内容については個人情報の保護により、お知らせすることはできませんが、ご了承をお願いします。」

「今後も気になることがありましたら、またご連絡をお願いします。」

v) 緊急事態の場合の説明

「もし（夜間に閉め出されたままであるとか、尋常でないこどもの悲鳴が聞こえる等）こどもの安全が脅かされるような緊急事態の場合は、110番通報をお願いします。」

② こども本人からの相談を受けた場合

こども本人からの相談があった場合は、特別な配慮が必要です。

まさかと思うような内容でも、しっかりとこどもの話に耳を傾けましょう。こどもの言葉による表現力は、その年齢や性別、経験などによって様々です。

特に電話での相談の場合、うまく説明できない、言葉が見つからない場合が多く、勇気をもって電話しても、あきらめてしまいやすい傾向があります。

こどもの不安を受け止めつつ、心配をやわらげ、安全を守ることをこどもに理解できる言葉で説明し、落ち着いて対応することが大切です。

○こども本人から相談を受けた場合の対応と留意点

- ・ 年齢を確認し、年齢に応じた言葉づかいを心がけ、話しやすい雰囲気にする。
- ・ こどもが話してくれた勇気を評価し、こどもが話す気持ちになるよう言葉掛けする。

「よく伝えてくれたね。一緒にどうしたらいいか考えたいから、もう少しお話してくれるかな。」

「お話してくれてありがとう。もう少しどんなことがあったかわかると、あなたを助ける方法が考えやすくなるから、こちらが聞くことを教えてくれるかな。」

- ・ こどもが用いた言葉を大切に、こどもが嫌だと感じた気持ちを十分受け止める。

「そうか、嫌なことされたんだね。」

- ・ その上で、こどもの安心と安全を守るために必要な範囲で、無理のないように事実関係を確認していく。

「その嫌なことってどんなことかな。」

- ・ こどもの話から安全確認が必要な場合には、こどもの住所、電話番号、通っている学校と担任の先生の名前等の連絡先、所在の確認、今後の連絡方法、協力してくれる人の確認を行い、早急に、直接会って面接をする段取りをつける（安全を守るために教えてほしいとはたらきかける）。
- ・ 緊急性が高いと想定される場合は、児相への協力依頼又は送致を念頭に対応する。
- ・ できない約束はしない、嘘はつかない
- ・ こどもは、「先生にだけ言うから秘密にしてほしい」等言うことがあります。話を聞く大人は、不用意に秘密にする約束をせず、「秘密にしてほしいことなんだね、どんなことかな？」などと答えましょう。
- ・ そして、必要に応じ、できる限りこどもの意見を尊重することを伝えた上で、こどもの安全を一番に考えていることや、内容によってはこどもの安全を守るために内緒にしておくことが出来ないこと、あなたの安心と安全を守るために専門の人と一番よい方法を考えたいことを丁寧に伝えましょう。

○こどもへの被害の聞き取り

- ・ 調査の方法として、市町村の職員がこどもに会って直接被害の聞き取りを行うことがあります。こどもから被害を聞き取るために、まずはこどもとの信頼関係を作ることから始めましょう。
- ・ 聞き取りの時には、まず市町村がどんな役割の機関かを説明します。「一緒に安全を守る方法を考えたいため話を聞きに来た」と目的を伝えます。そして、こどもに対して慎重に配慮したうえで、被害内容や経緯について、誘導にならないようにこどもが使った言葉を使いながら聞き取ります。

【ポイント】

- ・ こどもが発言していない内容について、「お父さんがしたの?」「叩かれたの?」等の誘導的な質問は避けましょう。
- ・ 聞く人によってこどもの発言内容が変わることもあります。

- ・ 聞き取りの内容は記録を残します。一時保護状の請求の際等に、必要な書類として提出してもらう場合があります。なお、一時保護状の請求のための資料が親権者に公開されることはありません。
- ・ また、実際に聞き取りを行う前に、こどもの負担を最小限にしながら記憶の上書きを避けるため、誰がどのように被害を聞き取るかを綿密に計画しなければならない場合があります。
- ・ 被害の状況によっては、協同面接を実施する場合があります。

性的虐待の対応の留意点

- ・ 特に性暴力被害が疑われるこどもについてハイリスクと判断した時には、注意すべき点が多くあります。そのため、新たに所属や市町村でこどもに質問をしたりせず、まずは児相に連絡して、被害の聞き取りをどのように行うか相談します。
- ・ 性暴力による被害が疑われる時には、こどもにとって打ち明けること自体に大きな負担がかかることに加え、こどもが「言ってはダメなこと」と考えている場合があります。そのため、聞き取りの仕方によっては、こどもが被害の話を無かったことにしたり、もう誰にも話したくないと思ったりしてしまいます。このような状況に陥ると、こどもを支援する方法（一時保護等）を行えなくなるリスクがあります。こどもには、話す権利も話さない権利もあります。こどもが正直に話すことを目指すのではなく、話してもいいと思ってもらえる関係性を作ることを目指します。
- ・ こどもへの確認は「何があったの?」「誰がしたの?」についてのみ尋ね、必要以上に聴かない様にします。さらに詳細を尋ねることは、大人による示唆や誘導となり、こどもが幼いほど記憶のすり替えにつながります。
- ・ こどもが使った言葉（表現）をそのまま用いて質問します。
- ・ 保護者への確認は行わず、まず速やかに児相へ協力依頼又は送致します。
- ・ タイミングを逃さず共感的な態度で、こどもに罪はないことやこどもを守ることを話し、安心させます。

【コラム】 協同面接（代表者聴取、司法面接）

性的虐待及び身体的虐待等、その後の刑事事件化が見込まれる場合には、児相・検察・警察三者が連携してこどもから事情を聞く協同面接（代表者聴取、司法面接）を実施することがあります。

協同面接ではこどもが経験した事実を聞き取る必要があり、こどもの記憶がすり替わる等の記憶の汚染がないようにしなければなりません。よって、協同面接においても、協同面接に至るまでの聞き取りにおいても、暗示や誘導のない聞き方をすることが大切です。

＜協同面接の意義＞

- ① こどもの特性に配慮し、誘導しない聞き取りの方法を使うことで、こどもの記憶の変容を防ぐことができる⇒こどもの話の信用性を維持することに繋がる。
- ② 各機関がバラバラに何度も聞くことを避け、こどもの精神的負担を減らす。
- ③ 面接を録音、録画することで、やりとりや動作を正確に記録することができる。

（４）受理会議（緊急受理会議）

受け付けたすべてのケースについて、担当者一人で判断をすることは避け、組織内で協議し、主たる担当者、調査及びアセスメントの方法、安全確認の時期や方法、一時保護の要否等を検討する必要があります。

受理会議は、会議のケースに応じ参加者を考え、適時に開催します。虐待通告への対応など緊急に受理会議を開催する必要がある場合には「速やかに複数の職員で」緊急受理会議を開催します。

直属の上司への報告のみや、同僚との相談は、受理会議ではありません。組織で判断することが必要なので、管理職が必ず受理会議に入るようにしましょう。管理職が入れない場合は、係長級の職員等、ケースを俯瞰して見ることのできる職員が入るようにし、多角的な見地からの検討を行うことが重要です。また、以下の点に注意します。

○通告受理後に絶対してはならない対応

- ・受理した職員の主観で、虐待ではないとか、見守りで十分であると判断する。
- ・緊急性がないので受理会議の開催をしない、または会議を先送りする。
- ・上司や同僚に報告しただけで終わり、会議を行わない。
- ・通告した機関に対し、そちらで対応するべきと伝える。
- ・通告した機関に対し、その場限りの対応を指示する（また何かあったら連絡など）。

○緊急受理会議前（通告受理直後に行うこと）

- ・通告受理内容の整理
- ・ケースの基本情報の把握（家族の世帯状況（住民基本台帳）、乳幼児健診・予防接種状況（母子保健）、こどもの所属機関の状況（保育所、学校等）、取り扱い歴の有無等）

○緊急受理会議で行うこと

- ・当面のケースの主たる担当者の決定
- ・ケースの初期調査の手順を協議
- ・こどもの安全確認の手順を協議
- ・児相への協力依頼・送致の検討
- ・緊急度や重症度の判断（緊急受理会議の時点で不明なケース、初期調査後に変化するケースもある）

【ポイント】

- ・一時保護決定に向けてのアセスメントシート・一時保護に向けてのフローチャート（様式２）と重症度判断目安表（巻末資料３）を用いて判断する。
- ・受理時点で緊急度は高くない場合でも、こどもの安全確認は必ず行う。
- ・不明な部分については、初期調査時の確認事項としておく。

⇒初期調査を行い、その結果に基づき再度、緊急度や重症度をアセスメント。
会議にて対応方針、こどもや保護者への援助方針を決定する。

○各種様式への記入

「児童虐待相談・通告受付票」（様式１）に基づき、以下の様式を記入する。

- ・ 台帳管理 → 児童家庭相談受理台帳（様式６）
- ・ 緊急度判断 → 一時保護決定に向けてのアセスメントシート・一時保護に向けてのフローチャート（旧：緊急度アセスメントシート）（様式２）
- ・ ケース把握 → 在宅支援共通アセスメントシート（様式３）

○緊急度や重症度が高い場合

- ・ 受理時点で緊急度や重症度が高く、一時保護等のこどもの安全確保が必要と想定される場合には、児相への送致や調査の同行等を協力依頼する。
- ・ 緊急度や重症度の判断が難しい場合は、児相へ連絡する。

児相への送致については第７章p. 70を参照

○極めて緊急性が高い場合は、救急・警察に通報を！

- ・ 重篤な怪我や衰弱、こどもの命が危ぶまれるような場合 → 救急 １１９番
- ・ 今、目の前で行われている暴力を止める場合 } → 警察 １１０番
- ・ 保護者（児童の同居人）が覚醒剤をしている場合 }

【ポイント】きょうだいの対応について

きょうだいの一人に虐待が発見された場合、家庭内に存在する養育上の価値観や問題意識の希薄化等、構造的な問題が解決されない限り、他のきょうだいにも同様の事象が生じる可能性があることを十分に考慮する必要があります。

それゆえ、きょうだいが直接的に虐待を受けていなかった場合でも、家庭内で虐待が発生した事実そのものが、きょうだいに心理的外傷を与えている可能性が高いことにも留意が必要です。

（R7.12 版 こども虐待対応の手引き p.42 より）

(5) ケースの初期調査

通告受理時に把握したケースの基本情報に加えて、こどもの安全確認を行う前、または平行して、不明な情報を明らかにするため、関係機関に対して初期調査を行います。原則、通告を受けた機関（市町村あるいは児相）が、まず「主担当機関」として対応しましょう。また、調査の協力を依頼された場合は、できる限り協力するようにしましょう。

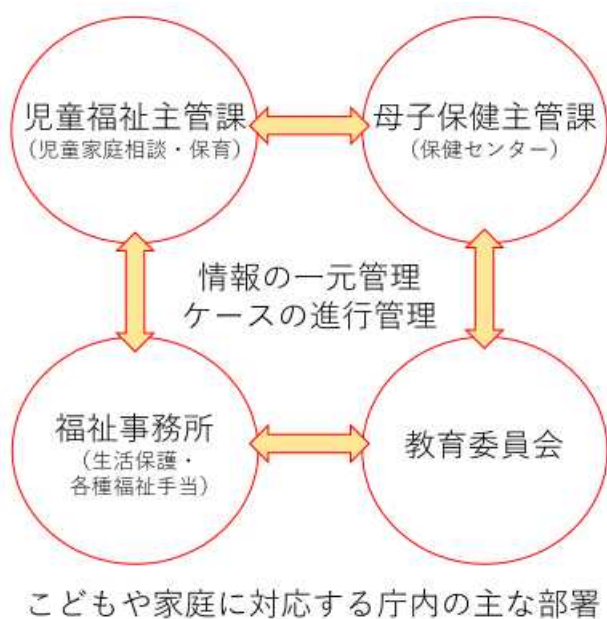
初期調査は「だれが、どのように、いつまでに行うのか」を明確にするのが原則です。

○初期調査時の基本確認事項

- ・児童の年齢や性別、居所、保護者の年齢（通告受理時に明らかにならない場合）
- ・虐待の事実や経過・程度(緊急度等)
- ・保護者の職業、経済状況等
- ・保護者自身の状態（暴力的な性格、病気がち等）
- ・家族構成や生活状況、キーパーソン（身近な支援者）の有無、きょうだいの状況

○関係機関への情報提供依頼における留意点

要対協の構成機関と非構成機関では、情報提供の手順が異なるので、特に非構成機関に対しては、情報提供等協力依頼文書（様式9）で情報提供についての理解を得ておくことが大切です。



【要対協構成機関との情報共有】

ケースに関する構成機関間の個人情報の提供及び共有は、守秘義務や個人情報の違法性はなく、本人や保護者の同意も必要ない。

【要対協非構成機関への情報提供依頼】

医療機関等の非構成機関に対しては、文書で情報提供等の協力依頼を行う。

この場合も、情報提供機関にケース本人や保護者の同意は必要がないことを説明する。

○関係機関への確認事項（例）

対象機関	確認事項
児童福祉主管課	・ 保育所等の児童の所属情報 ・ 児童手当等の情報
住民基本台帳主管課	・ 世帯構成の情報（住民票） ・ 家族関係及び親権者の情報（戸籍謄本）
税務主管課	・ 世帯の収入情報（所得証明書）
母子保健主管課	・ 妊娠から出生前後までの状況等の情報 - 児童について：予防接種、乳幼児健診の受診歴、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業等の情報 - 保護者について：母親の妊娠状況及びその後の支援についての情報 - 他のきょうだいの妊娠出生とその支援についての情報
生活保護主管課	・ 生活保護の受給や手当の情報 ・ 年金等の収入状況や生活状況の情報
保育所 幼稚園 学校等	・ 児童の就園・就学状況の情報 ・ 他に在園、在学しているきょうだいの情報 ・ 保護者との関わりの情報 ・ 各諸費用の滞納状況等の情報
児童委員 主任児童委員	・ 家族の生活状況の情報 ・ 家族の近隣関係（近所付き合い）の情報
医療機関	・ 受診時の状況や怪我の程度についての情報 ・ 虐待を疑う理由や保護者の態度等の情報 ・ これまでの通院・入院の状況等の情報
警 察	・ 家出、徘徊、迷子、万引き等、児童の非行歴に関する情報 ・ DVその他の生活相談歴などの保護者に関する情報

※ケースによって確認すべき内容は異なりますので、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）の項目等を参考に調査を実施しましょう。

○調査結果の記録

調査結果は正確、簡潔、客観的に児童記録票（様式4）に記載し、資料の出所、日時等を明らかにします。

またこの内容は、個別ケース検討会議等で使用する「在宅支援共通アセスメントシート」（様式3）等に記入し、今後のケースの支援のために活用します。

初期調査で不明であった情報、特にこども本人や保護者自身の態度や言動、虐待への意識や子育てへの思い等に関する情報は、安全確認やケースへの支援が始まることで明らかになっていくので、更新された情報は常に記録しておくことが大切です。

（６）こどもの安全確認

○安全確認の目的

こどもの安全確認は、児童の生命・身体の安全を最優先するため、原則、48時間以内に実施します。安全確認の目的は、以下のとおりです。

- ・こどもの状態の確認。必ず市町村担当課職員もしくは関係機関への依頼により、直接こどもを見て確認（「現認」という）すること。
- ・親のこどもへの関わりについて判断し、こどもの当面の安全を推測すること。
- ・児相へ送致の必要性の有無について確認をすること。
- ・継続の調査または当面の支援が必要とみられる場合は、次回の相談への促しや家庭訪問等について伝え、その家族と繋がりをもつこと。
- ・安全確認の目的は、こどもの状態を確認だけでなく、その家族への支援のきっかけづくりであることを意識すること。

○安全確認の手順（山形県「市町村のためのこども虐待対応マニュアル」を参考に作成）

＜こどもが家におり、家庭訪問による安全確認を行う場合＞

安全確認について、以下の①～⑩を基本に対応します。

①家庭訪問し安全確認を行う前に決めておくこと

- ・訪問者を決める。複数対応を基本とする。
- ・身分を証明できるもの、家庭訪問連絡票（様式12）、ノート、筆記用具、携帯電話を準備する。
- ・地図にて訪問する家への行き方、どこに駐車するかを確認する。
- ・あらかじめ電話連絡をするか、突然の訪問をするのか決める。
- ・電話連絡の場合は、自宅か、携帯電話か、誰にするのかを決める。
- ・最初の関わりの時に、保護者の勤める職場に連絡をすることは極力避けるようにする。
- ・訪問する時間を決める。親子が揃っている時間に出向くようにする。

②家庭訪問しても不在だった場合

- ・家庭訪問連絡票（様式12）を投函する。場合により、子育て相談のリーフレット等（付箋等に訪問した旨を記入し貼っておく）。
- ・訪問連絡票は市町村の封筒に入れ、ドアの郵便受け等に差しこんでおく。
- ・訪問連絡票は訪問前にあらかじめ準備しておく。
- ・時間をおいて再訪問した際は、投函した訪問連絡票が残っているかを確認する。

③家庭訪問の際の最初の話しかけ方

相手にとっては、最初に会った時の印象が後々まで残るので、出会った最初のやりとりを大切にします。

担当者として、虐待を疑って尋問する姿勢ではなく、心配して訪問したというようなソフトな介入を行うよう心がける。

○対応の例

「こんにちは。〇〇町こども支援課の〇〇です。突然お伺いしてすみません。」

→「こどもさんのことでお伺いしました。実は、このところ毎日、こどもさんの泣き声が続いているので心配というお知らせをもらったのです。近年は、こどもさんのことで、心配なことに気づいたら誰でも、市町村に連絡をしてもらい、困っていることがないか確認することになっているのです。こどもはよく泣くものですが、最近は、そんなことはありませんでしたか？」

→「子育てに困っていることはありませんか？」

→「こどもさんと会わせていただけますか？」

④訪問根拠を説明する際の話し方

保護者から「余計なおせっかいです。お引取り下さい」などという対応があった際は、さらに踏み込んで話をする必要があります。

通告があった際は家庭訪問をすることが、責務になっていることを示して、了解を求めるようにします。

○対応の例

「今、マスコミとかでも話題になっているように、こどもへの虐待が問題になっていて、私たちは、こどもに関するお知らせをもらうとお家にお伺いしてこどもさんの様子を確認しなければいけないのです。こどもが泣いているなんて、よくあることなのですが、万が一の場合があるので、こうしてあちこちお邪魔していることが続いているのです。」

⑤家庭訪問の際に確認すること

家庭訪問の際に、以下の3つのポイントを基本に確認する。

○家の様子

- ・ 家、アパートの前に来たら、屋外から外観を観察する。
(表札の有無、ゴミの散乱、散らかり具合、車や家財の置き具合等)
- ・ 玄関に入ったらそこから見える家の中の様子を観察する。
(ゴミなど衛生面ではどうか、家具、生活用具、こどもの遊具、台所は、酒瓶は、生活感はあるか等)

○親の様子

- ・ 親の様子を確認する。
(理解を示す、びっくりする、怒る、無反応、攻撃的になる、悲しむ、渋々承諾する、泣き出す、いやみを言う、話が通じない等)
- ・ 夫婦間の様子、親のこどもへの態度を確認する。
(父母のどちらが話をしているか、相槌をうっているか、夫婦仲は良さそうかどうか、こどもに対しての話しかけ方はどうか「お前がギャーギャー泣くからこんなことになったんだ」、「ちょっと来て、ご挨拶して」等)

○こどもの様子

- ・ こどもの様子を確認する。
(全体の雰囲気、清潔か汚れているか、傷、アザはあるか、行動の様子で気になることはないか、知らない人に警戒して親にしがみつく、どたばた騒ぎまくる等)

⑥通告が誤認と判明した際の対応

心配していたことが、保護者から事情を聴き、こどもと会ったことで解消し、安心した旨を伝え、訪問に応じてくれたことに謝意を伝える。

○対応の例

「本当に安心しました。突然訪問して、驚かせてしまっておめんなさいね。子育てをしていると迷ったり困ったりはつきもの。子育ての情報がほしいときは連絡して下さいね（連絡先を伝える）。」

「子育てに関するパンフレットを持参したのでよろしければ見てください。」

⑦保護者が虐待事実を認めた際の対応

家庭訪問の際に、保護者が虐待事実を自ら話したり、認めたりした時には、以下の3点を留意して対応する。

○子育ての大変さをねぎらう

「反抗期で大変ですね。」「下の子が生まれると焼もちやいてしまうものね。」

「癪の強いお子さんのようですね。」「だんなさんは協力してもらえそうですか？」

「お母さん1人で頑張っていたのですね。お疲れじゃないですか？」

○当面の支援方法を提案する

「お母さんのストレス発散のためにも時々お話を伺いたいのですが。」

「また、伺いしてもよろしいですか。」「うちの〇〇（相談窓口名）に来てみませんか。」

「こどもさんの様子をみてもらうことが必要みたいですね。今度、保健センターと一緒にいきましょう。」

○次の面接日、時間などの約束をする

- ・初回の訪問調査は、多くのものを求めず、こどもの安全確認ができた時点で、第一段階クリアとみる。

- ・次回の訪問や来所等の繋がりをつくることで、訪問目的は概ね達成とみる。

⑧親権やしつけを主張する親への対応

答えにくい質問で挑戦してくる親の場合、以下の点に留意して対応する。

- 児童虐待はこどもからみて安全かどうかで判断されること。
(しつけか否かという親の主観によって加害行為が正当化されるものではない)
- 面接場面では、親は「私は～」と自分の立場を主張することが多いので、それを「こどもさんからすると～」というように、こどもを主語に置き換えて問いかける。
(親の一方的なものの言いの勢いを押さえるのに役立つ)
- 議論をして、虐待事実を認めさせようとするのは無意味であること。
(逆に、親を追い詰めてしまうことにもなる)
- 親が養育への考え方を変えていくきっかけになるような問いかけをする。
(特に身体的な虐待をする親は、こどもを人一倍可愛がっている気持ちを有しているが、上手に子育てすることができないことが多い)

○対応の例

(保護者)「悪いことをしないようにしつけをするのは親のつとめじゃないですか。うちのこどもは言ってもわからないから私は殴るのです。普通に叱って親の言うことを聞くくらいなら殴ったりしませんよ。だいたい、私だって悪いことしたら平気で親に殴られていましたよ。昔の親なんてみんなそうだったでしょ。自分の考えを改める気持ちは全くありません。今度、同じことしたら、私はまた殴りますよ。別にアザとか怪我とかさせているわけじゃないし、私だって手加減しますよ。」

(相談員)「確かにしつけは大切ですよね。でも、〇〇ちゃんは叩かれてどう感じるでしょうか。どうみても〇〇ちゃんにとって叩かれて育てられることは、マイナスになることが多いと思うんです。それに、万が一怪我になったらそれこそ大変です。私達は叩かないでもしつけができる方法が絶対にあると思っています。」

(保護者)「あるわけねーだろ、だったら今、言ってみろよ。」

(相談員)「わかりました。〇〇ちゃんとお父さんのために、必ず見つけるようにいたしましょう。そのためには、間違ったことは言えないので、これまでのことや〇〇ちゃんのことについて、もっと詳しく教えてくださいませんか。これから、お時間とってもらえませんか？」

⑨親が安全確認を拒否している場合の対応

家庭訪問の際に、保護者が安全確認を拒否する場合は、以下の対応を行う。

- 再度、保護者を説得する。
- どうしてもこどもに会わせる事を拒むときは、緊急性を要する事態として対応する
→ 保護者に対して、児相に知らせることを告知する。
- それでも保護者が拒否する場合は、児相へ連絡する。

○対応の例

「お怒りはわかりますが、これは法律に基づいた（後述、児童虐待の防止等に関する法律第8条）調査でご協力をいただかないといけないのです。」

→「お子さんに会わせていただけないと、児童相談所に連絡をとらなくてはならないのです。」

→「なんとか、ご協力いただけないでしょうか？」

→（それでもだめな時は）

「残念です。それでは、児童相談所に連絡させていただきます。」

⑩こどもに傷、あざ、火傷の跡等がみられた場合の対応

こどもに会った際に、こどもに外傷がみられる場合は、以下の手順により対応する。

○対応手順

- 治療、手当が必要な状態であれば、すぐさま医療機関の受診につなげる。
- いつ、どこで、どのようにしてできたものなのか、直接保護者に確認する。
- 特に乳幼児の場合、あるいはこどもの顔や頭部への怪我の場合は、保護者の言い分を鵜呑みにせず、慎重に尋ねる。
- 保護者が保育所や学校での怪我であると主張した場合は、訪問後すぐさま当該機関に連絡を取り、事実確認を徹底する。
- 保護者に事実確認をした際に、こどもの外傷について正当な理由が見当たらない時は、児相への通告を念頭に対応する。
→あざ、傷の原因究明が必要な旨を伝え、児相に連絡することを保護者に伝える。

こどもの安全確認については、以下のように規定されています。

- 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
(児童虐待の防止等に関する法律第8条)
- 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条第1項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。
(児童福祉法第25条の6)

＜こどもが学校や保育所におり、その施設内で安全確認ができる場合＞

以下の手順に沿って対応します。

①通告内容の報告（通告が学校や保育所以外からあった場合）

- ・こどもの学校や保育所等に連絡をとり、通告された内容を報告する。
（守秘義務が課せられている要対協の構成機関であれば可能。）

②登校・登園の確認

- ・登校、登園していることを確認する。

③安全確認への協力依頼

- ・早急に安全確認できるよう時間や場所等の調整、こどもへの説明等の打ち合わせを行う。
- ・安全確認が遅れた場合は、下校、帰園の時間等を聞き、帰宅前までに確実に安全確認をさせてもらえるよう依頼する。
- ・場合によっては、下校させずに待たせてもらうよう依頼する。

④これまでの経緯の確認（通告が学校や保育所等からあった場合）

- ・これまでの経緯やこどもの様子について聞く。

⑤傷等の写真記録

- ・学校、保育所等で傷等が観察された場合は、写真やスケッチに残し、記録を依頼する。
- ・写真は、皮膚の状態がわかるよう、全身とあざや傷のアップの写真をそれぞれ撮る。
- ・こどもは傷の写真を撮られることに不安や嫌悪感を抱くので、こどもの気持ちを第一に配慮して記録する。

⑥発見日時の記録

- ・傷等に気づいた日時の記録

（月曜の朝、登校してすぐ気づいたのか、下校間際に気づいたのかでは、怪我が家庭内のものか校内のものか論争になる。）

- ・傷等についてのこどもの言動の記録

こどもに「これはどうしたの？」と問いかけ、その言動を記録する。

（必ずしも本当のことを言うとは限らないが記録する。）

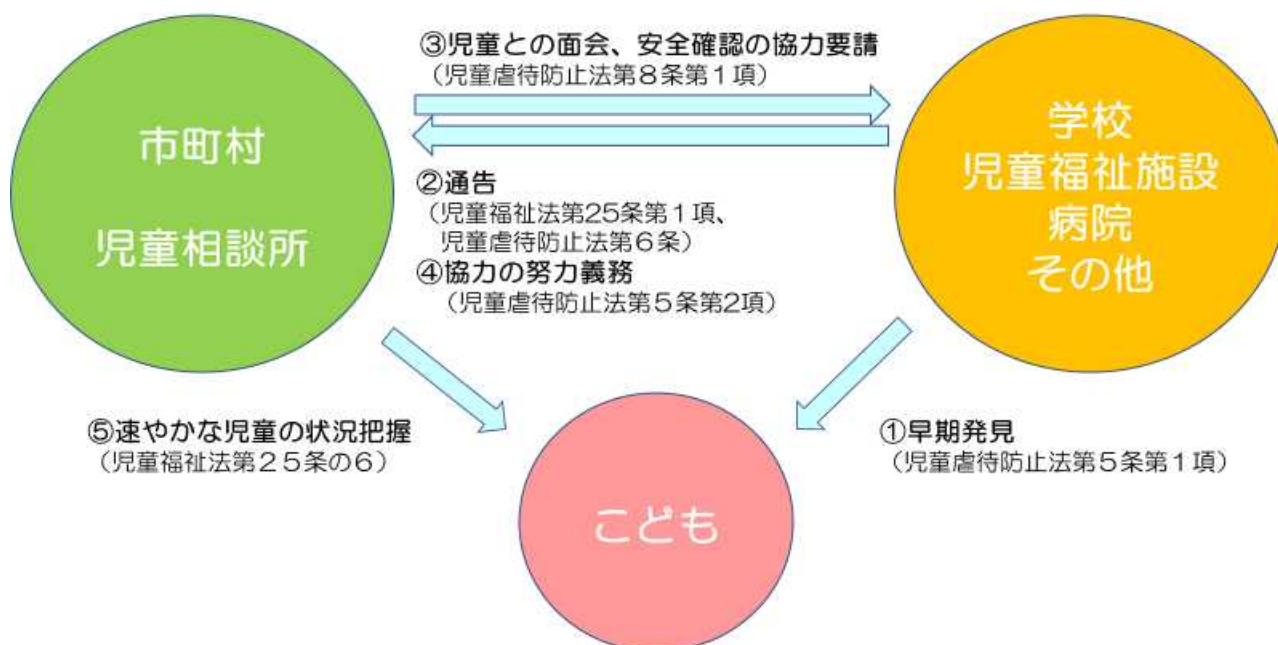
⑦協力依頼や送致、通知の判断

- ・緊急度、重症度に応じ、協力依頼や送致、通知の必要性を検討する。

（７）調査及びスムーズな対応における関係機関との連携のあり方

学校や児童福祉施設、病院等、児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない（児童虐待の防止等に関する法律第５条）とされています。また、児童虐待の疑いがある場合は、児童福祉法第２５条第１項や児童虐待の防止等に関する法律第６条に基づき市町村や児相に通告しなければなりません。

また、通告を受けた市町村や児相は、こどもの安全確認等を行うために関係機関に協力を要請することができる（児童虐待の防止等に関する法律第８条第１項）とともに、要請を受けた関係機関は国や地方公共団体の施策に協力する努力義務が課せられています（児童虐待の防止等に関する法律第５条第２項）。関係機関の協力が得られることによって速やかなこどもの状況把握の実施に繋がります。



関係機関が児童虐待を把握した場合の対応の流れと留意事項は、以下のとおりです。
日頃から、これらについては、関係機関に説明し理解を得ておきましょう。

①虐待の早期発見

虐待を発見する際の状況には、さまざまな状況が考えられます。例えば、青あざがある、衣服が乱れている、こども自身が訴える等です。こどもから話を聞くときには、誘導や暗示に注意します。

②傷等の写真や発見日時の記録

傷等が観察された場合は、写真やスケッチに残します。写真を撮る際は、皮膚の状態がわかるよう、全身とあざや傷のアップの写真を撮ります。こどもの気持ちを第一に配慮して記録するようにしましょう。

また、傷等に気付いた日時や、傷等についてのこどもの言動を記録に残します。

③市町村や児相への通告

通告の適否は組織として判断することが原則です。

虐待の事実を明らかにする必要はなく、疑いのレベルでも通告することが、こどもの安全につながります。

④こどもの安全確認

虐待通告を受けた市町村や児相は、48 時間以内にこどもの安全確認を行う必要があるため、関係機関に対して協力を要請します。

市町村や児相から保護者等に通告者を明かすことはありませんが、推測によって保護者から関係機関が責められるような場合もあるため、事前に関係機関の心配事などを十分に聴取し、保護者等への具体的な対処方法や役割分担を行うことが望ましいです。

⑤速やかなこどもの状況把握

こどもの状況把握は、市町村や児相、要対協構成機関の職員等によって行われます。こどもの保護を要する状況を把握した場合は、児相による一時保護を行う場合もあります。

第6章 個別ケース検討会議の進め方

(1) 個別ケース検討会議の開催

○会議開催の目的

個別ケース検討会議は、以下の目的のもとで開催します。

- ① こどもと家庭の状況把握、課題の整理とその解決に向けた支援のための会議である。
- ② ケースに関わる関係機関等が集まり、それぞれが持つ情報を出し合って、その評価と共有化を行う。
- ③ 課題を整理・検討のうえ支援方針を確立し、ケースの主たる支援機関・キーパーソンの決定を含めた役割分担のもとに支援していく。
- ④ ケースに複数の問題がある場合、それらを一度に解決することはできない。そのため、緊急性の有無、こどもの安全を守るための方法、保護者のストレスや必要とする支援等について共有し、短期・長期それぞれの支援目標（ゴール）を決定する。
- ⑤ 特に、多問題を抱えた困難事例やきょうだいが多い事例、その他気になる事例については、定期的に個別ケース検討会議を開催し、適切な支援につなげる。

以上の①～⑤をふまえ、主担当機関や主たる支援機関が個別ケース検討会議の必要性を判断し、調整機関に依頼。その後、調整機関は会議の招集や会議録の作成、関係機関等との調整を行う。

(2) 個別ケース検討会議の進め方

①開催決定

- ・ 主担当機関や主たる支援機関が個別ケース検討会議の必要性を判断し、調整機関に依頼します。

○個別ケース検討会議開催の基準の例

- ① 多くの機関が情報共有し、連携し、支援することが望ましい場合
- ② 一つの機関では、限界がある場合（③も含む）
- ③ 福祉・保健の施策（生保、障害福祉、保育等）が使えるが、十分使えてないケースであり、福祉、保健と教育が連携して支援を行うことが必要である場合
- ④ 地域の人（児童委員、主任児童委員）を巻き込んで、取り組むことが必要である場合
- ⑤ きょうだいがいて、複数の機関にこどもが在籍している場合
- ⑥ 進行管理をしていてケースに危険が生じ、こどもの保護を想定する場合
- ⑦ こどもが保護されていた施設等から、地域での生活になる等の生活の変化があった場合
- ⑧ 関係機関から会議開催の要請があった場合

関係機関からの要請があった場合は、必ず個別ケース検討会議を開催してください

②参加機関の決定

- ・ 情報を収集する過程において、そのケースにどの機関が関わっているのかが判る場合があります。
- ・ こどもが所属する機関（学校、保育所等）には、必ず参加を呼びかけます。
- ・ 主担当機関や主たる支援機関と相談の上、参加機関を決定します。
- ・ 要対協構成機関以外の機関についても、必要に応じて参加を依頼しましょう。

要対協構成機関以外の機関が参加する場合は、守秘の誓約書をとみましょう（様式13）。

○会議開催までに開催を依頼した機関との打ち合わせを行っておくことが重要！

多忙な時間を縫って各関係機関が集っても、関係機関間に最初から温度差があれば、話し合いにならない場合もあります。

調整機関は、開催を依頼した機関と経過等を含め、打ち合わせをしておくことが重要です。

③会議の開催時期及び開催時間の決定

- ・ ケースの主たる支援機関を中心に、できるだけ速やかに開催時期を決定します。
- ・ 会議に要する時間は、原則 1 時間～2 時間とします（1 事例につき 1 時間半が目安）

④場所の決定

- ・ 会議の場所については、参加機関が集まりやすい場所等で決定します。
- ・ いずれの場所においても、外部へ内容が漏れることがないような環境（会議室等）で行う等の配慮が必要です。

⑤当日資料の準備

- ・ 会議で利用する様式をあらかじめ決めておきます。
- ・ ケースの氏名は匿名を原則とします。
- ・ 参加者の誰が見ても分かりやすい様式を選びます。ホワイトボード等も活用します。
- ・ 調整機関は情報を収集した上で、「ジェノグラム」(*) や在宅支援共通アセスメントシートを準備し、個別ケース検討会議 当日会議資料（例）（様式 1 4）を利用します。

（* 家族関係図のこと。ジェノグラムの書き方は p. 77）

⑥スーパーバイザーの確保について

- ・ 事例によっては、精神保健分野や、その他法律的なことを含めて、スーパーバイザー（助言指導者）が必要な場合があります。
- ・ 必要に応じて、児相に対してスーパーバイザーを依頼します（第 7 章 p. 68 参照）。
- ・ 以下のようなケースの場合、個別ケース検討会議での児相の参加が重要となります。（児相との連携については、第 7 章を参照）

○個別ケース検討会議で児相の参加が必要なケース

児相が主担当機関になっていないケースでも、以下のような場合は、一度児相に相談しましょう。

- ・ こどもの安全確認のための立入調査、一時保護について検討が必要なケース
- ・ こどもの他のきょうだいの情報等について、児相と情報や支援方針を共有しておきたいケース
- ・ 困難ケースに対するアドバイスが必要なケース

個別ケース検討会議の進行予定表	
会議のステップと所要時間	流 れ
ステップ1 (10分) 導 入	1) 司会者が挨拶 ・通告、受理、会議開催までの説明 ・資料の説明(ケースの基本情報、在宅支援アセスメントシート等) ・会議の流れと時間の確認 守秘義務の確認 2) 出席者の紹介
ステップ2 (20分) 情報の共有	3) 今までの経過について関係機関から報告 ・通告受理から会議開催までに得られた基礎情報の説明 ・主たる支援機関から今までの経過を報告 ・補足情報について関係機関から追加説明 ケース理解のために会議参加者から質問をもとめる
ステップ3 (30分) 課題の明確化	4) 状況を明確化し、共有する ・今まで関わってきた機関を中心に、検討内容を焦点化する ・気になる問題点について、報告者から説明 課題が何かを再度検討していく アセスメントシート利用等で課題を共有する
ステップ4 (20分) 対応と役割分担	5) リスク軽減のためのアプローチの検討 ・どういったことから、問題が軽減されうるのか ・もっとも実現できそうなものは何か ・優先順位は？短期目標、長期目標は何か ・支援方針の決定 6) 利用できる力や、社会資源についての検討 7) 役割分担の確認 ・主たる支援機関及びキーパーソンの確認 ・各機関の役割の確認
ステップ5 (10分) 今後の支援の確認	8) 今後の支援の確認 ・会議の決定事項の確認 ・緊急対応の連絡方法について 9) 次回会議開催日の決定

○会議開催当日

- ・会議には、5段階のプロセスがあります。

ステップ1	導入
ステップ2	情報の共有
ステップ3	課題の明確化
ステップ4	対応と役割分担
ステップ5	今後の支援の確認

以下、効果的な会議の進め方についてのポイントを示します。

(滋賀県「市町向けの子ども虐待対応マニュアル」を参考に作成)

	内容	ポイント	補足 発言例
(ステップ1 導入)	○開会 ○挨拶 ○出席者の紹介 ○時間枠の提示と進め方の確認 【確認事項】 ○要対協の個別ケース検討会議としての位置付け ○守秘義務の遵守と積極的な情報共有	◇定刻に始める。 ◇会議の目的を確認し意識の統一を図る ◇互いの名前がわかるように配慮 ◇進め方の説明、それぞれの時間の目安（終了時間） ◇出席者、進め方などはホワイトボード等書いておいてもよい ◇守秘義務、資料の取り扱いについて確認 ☆できるだけ関係者がうち解けられる雰囲気を作る	●『本日は○ケースに緊急の動きがありましたので、具体的な対応と役割分担の再確認をするためにお集まり頂きました』 ●『会議の前に、守秘義務について説明します。ここで話し合う内容は、要対協の情報として、守秘義務が課されます。要対協構成機関以外の他者へ情報を漏らすことは、守秘義務違反になりますので、くれぐれもご注意ください』 ●『まず△さんから経過説明をしていただきます。その後質問をして皆さんで情報を共有し、さらにその後で状況の変化について再アセスメントをしつつ、役割分担までをしたいと思います。質問の時間帯は質問だけにとどめてくださいますようお願いいたします』
	○報告者の紹介と配付資料の確認	◇あらかじめ報告者と打ち合わせをしておく ・どのくらいの時間が必要か ・事例の説明をどの程度するか（すでに周知されている情報の扱いなど） ・配付資料には番号を打ち、資料に添って報告を行う	◎必要に応じて従来の経過をまとめた資料を作成しておく→資料作成と管理 ◎ケースの基本情報、これまでの検討内容等を集約した進行管理票（様式8）文書を作成しておき、経過の進展により情報、個別ケース検討会議の結果、役割分担、援助評価などを加えていく

	内容	ポイント	補足 発言例
(ステップ2 情報の共有)	○報告 ○これまでの援助 実践報告 ○要点整理 ○追加情報と補足 の確認	☆報告者の労をねぎらう ◇前回の役割分担に基づく実 践内容報告	●『△さん、ありがとうございました。大 変な状況を適切にまとめていただきまし た』 ●『前回各機関で対応を決めましたが、そ れぞれからご報告いただきます』 ●『この間に母の入院があり、これまでに まして家事を長女が負担しているという ことでした。この点につきまして、他に 情報をお持ちの方はいらっしゃいますか』
	○状況整理のため の質問	◇状況についての明確化を図 り、認識を共有するための時 間であり、意見や見解は後に する ◇回答が主観的なものかどう かも確認する。わからないこ とはわからないままでよい	●『では、みなさんで情報を共有して、認 識を同じくしていくために、これまであ った報告、その他状況についての質問を していただきます』 第 段 階
	○報告者（担当者） の思いを共有す る	◇事実関係だけでなく、主たる 支援者の主観的認識も重視 し、把握する 同時に担当者の心理的負担 の軽減を図る	●『△さん、担当されていてどんな思いで ですか』 ●『これだけきつい言葉をかけられるとし んどいですね』 ●『そのあたりの対応も含めて今後の方針 も考えていきましょう』
	○情報を整理し、再 構築する	◇新たに加わった情報や状況 の変化を整理する ・情報ごとに分類（こどものこ と、親のこと、経済状態、機 関との関係・・・）をすると整 理しやすい ◇それぞれの情報がどのよう に関連しているかなど、現状 をより正確にとらえる ☆ストレングス（*）にも関心 を向ける （*その人自身の強みや、支 援に活用できる社会資源の こと）	◎ホワイトボード等を書き、情報を共有し て検討する ◎エコマップ(*)などを活用し、視覚的にわ かりやすくする ◎各参加者の立場から意見を聞く ◎助言者（スーパーバイザー）がいれば、 見解を聞く （*「エコマップ」p.80）

	内容	ポイント	補足 発言例
(ステップ3 課題の明確化)	○論点を明確にする	◇何をテーマに検討すべきかを協議しつつ確認する ◇助言者がいれば整理を求める ☆原因究明よりも解決に向けての検討を中心とする ☆これまでの援助実践の評価も行う ☆状況によっては援助目標、方法の見直しを図る	●『今回の目的はまずアセスメントですが、この状況をどうとらえたらいいでしょうか』 ●『では、まず母親の精神的状況と背景、影響について考えてみましょう。そして母への対応、こどもの特に食事の問題への対応について話し合い、それぞれの対応と役割分担を協議しましょう』 ●『今回の変化と援助の展開はどう関係しているでしょうか』 ●『援助方法は効果的でしょうか』
	○検討内容と時間配分を確認する	◇残り時間を確認し、どのテーマにどう時間を配分するか整理する	●『後、1時間しかありませんので、それぞれ20分ずつ位の目処で話し合い、具体的な役割分担と次回までの課題、及び次回の会議日程などを残りの時間で決めたいと思います』
	○話し合いを促す	◇テーマを明示しつつ、発言を促す ◇和やかに議論が進むよう配慮する ◇できるだけ全員が発言できるようにする ◇少数意見も尊重されるよう配慮する ◇時折、まとめをいれながら、論点を整理する ◇対峙する意見を引き出す ◇必要に応じて再度状況への質問を促す	●『かならずしも意見が一致するとは限りませんし、できるだけ多角的な見方がある方が望ましいので、どうぞ積極的にご発言下さい。』『どのような意見が出て、頭ごなしに否定されないようにお願いします』 ●『今のご意見は～ということでしたね。△さん、いつも側にいる立場からいかがですか』 ●『ちょっと違う見方もあるのではないかなという方、いらっしゃらないでしょうか』
	○論議を深めるための質問を投げかける	◇論点を明確にする、あるいは一層深める質問、問題提起を行う（助言者に依頼する等） ◇自分だったらどうするか、と言う視点も有効	●『みなさん、母親の問題点を指摘されていますが、逆に評価すべき点はないでしょうか。』 ●『母親が要求していることと援助してきたことがずれているように感じますがいかがでしょうか』 ●『もし自分がこの母親だったとしたら、どうするでしょうね。』

	内容	ポイント	補足 発言例
(ステップ4 対応と役割分担)	○意見を集約し、今後の課題、役割分担を整理する	◇これまでの論議を整理し、明示する ◇課題としてあげられたことについて、どの機関が何を目的に対応するか明らかにする ◇できるだけ課題は具体的にし、必要に応じて方法と期限も設定する	●『では、そろそろ役割分担に入りたいと思います。課題としてあがったのは、母親の心理的サポートが必要ということ、こどもの食事面でのケアの2点ですね。入院中の母親に対しては、まず雑談から初めてじっくりと話を聞き孤立感を解消すること、こどもに対しては食事をきちんと取っているのかの緊急確認と、状況に応じてヘルパー派遣の検討に入ることでよろしいですか』 ●『母親に対してはどこが対応しましょうか』 ●『これまでの経緯から保健師さんがふさわしいですが、入院中でもあり、病院のソーシャルワーカーと協議し、母親の意向も聞いてから担当を決定する。協議については保健師さんお願いできますか。できれば明日にでも連絡をとっていただけるとありがたいのですが。こどもの方は担任の先生が一番いいのでしょうか。いかがでしょう。どのような方法があるでしょうね』 ●『では、それをお願いして、結果は事務局までお知らせ下さい。状況によってはこちらからヘルパーの派遣について担当課と協議し、母親にどう伝えるか保健師さんと連絡をとります。あくまで母親の了解を得るよう努力しましょう』

	内容	ポイント	補足 発言例
(ステップ5 今後の支援の確認)	○まとめ	◇終了に向けての段階に入ったことを告げる ◇これまでの検討結果を整理する ◇追加発言等があるか確認する ◇助言者がいれば総評を依頼する ◇守秘義務等遵守すべき原則、法規について確認する	◎確認事項、決定事項について板書する、あるいは早い段階に資料として作成し、参加者に送付する ●『本日の決定以外の対応が必要であれば、もちろん現場の判断でなされるでしょうが、他機関と連携する必要や大きな変化があれば、事務局まで早めの連絡をお願いいたします』
	○終了	◇次回の会議設定をする ◇参加の労をねぎらい、終了する ◇出席者への連絡	●『次回は定例では、○日ですが、それでよろしいですか』 ●『もし突発的な事態があれば事務局まで連絡下さい。状況によっては緊急の会議を招集しますので、その際はよろしくをお願いします』

○会議の終了後に行うこと

- ・ 個別ケース検討会議 会議録（様式15）を作成します。
- ・ 会議録を作成する目的は、協議内容の振り返り、各機関の役割と支援の方向性、次の開催予定日等を確認するためのものです。
- ・ 参加者に会議録を送付する場合は、送付先機関での無用なコピーの厳禁等、個人情報管理の徹底について必ず申し添えます。

○繰り返される支援への評価

- ・ 個別ケース検討会議では、ケースの支援における短期目標と長期目標、優先課題等が協議されます。
- ・ 会議後は、主たる支援機関をはじめ各機関がそれぞれの役割分担のもと支援を行いますが、次の会議においても、再びケースについての情報や課題を共有し、支援方針の確認と決定を協議します。
- ・ ケースへの支援に対する評価は、個別ケース検討会議の他に、定期的に行われる実務者会議においても行われます。これら2つの会議により、ケースの支援終了まで、支援の評価が繰り返されることになります。

○充実した個別ケース検討会議を行うために

- ・ 会議では、短時間にケースの支援の判断を決定することが求められると共に、立場や視点の異なる複数の参加者がいるため、円滑かつ効果的な進行が問われます。
- ・ 会議を和やかな雰囲気にし、参加者にとって参加してよかったと思える会議にするには、司会者の態度や進行への意識が大変重要です。以下の点に留意しましょう。

○司会者としての留意点

- ・ ケースの主たる支援者は、司会進行をしないこと（冷静な協議になりにくい）。
- ・ 受容的な態度を心がける。
- ・ 参加者へのねぎらいを忘れない。特に主たる支援者の苦労にはねぎらいの言葉をかける。
- ・ 参加機関の無用な対立を避けること。
「〇〇すべきだ」「〇〇はできない」というスジ論の応酬にならないようにする。
「各機関には限界があり、役割もあります。それぞれができることを話し合しましょう」
- ・ 時間の管理を心がける。参加者の発言が長くなりそうな時は簡潔な発言を促す。
「〇〇さん、皆さんの発言のお時間もいただきたいので、簡潔にお願いしますね」
- ・ 議論がそれた場合や、感情的、非現実的な意見には、適度なタイミングを見て修正する。
「このケースの〇〇の点について、とても心配していることが分かりました」
「今のご意見は会議録に残し、今後のための参考にさせていただきますね。では最初のお話に一旦戻らせていただきたいのですが・・・」
「そうですね。その考えを支援のために具体化するとしたら、どうしたら良いでしょうか」

【ポイント】効果的な会議のために（グランドルールの設定について）

個別ケース検討会議では、会議の開始時に目的や目標を示すことや、グランドルールについて参加者に共有しておくことが大切です。目標やグランドルールを記載した紙を参加者に配布する等、常に会議の方向性やルールを確認できるようにしておくことが重要です。

○グランドルールの例

- ・全員が発言できるようにし、発言内容に対して批判しない。
- ・発言は短く、具体的にします。
- ・発言は最後まで聞く。
- ・各機関の労をねぎらい、各機関への批判や責任を問うような発言はしない。
- ・解決に向けて、各機関ができることを考える。
- ・対応策は具体的な解決策を検討する（誰が、いつ、どこで、どんな方法で）
- ・ケースのリスクだけでなく、強みにも着目する。
- ・あらかじめ設定した時間通りに進行する。

○進行役のポイント

- ・まず緊張をほぐす
- ・目的と会議での目標を明示する
- ・会議のスケジュールを明示する
- ・参加者がどのような繋がり出席したか紹介する
- ・グランドルールや守秘義務を説明する
- ・アイコンタクトをとる
- ・最後まで聴く
- ・全員に発言させる
- ・対立意見を尊重する
- ・ホワイトボードやふせんを活用する

第7章 児童相談所との連携・協働

平成16年の児童福祉法の改正後、こどもと家庭に関する相談に応じることが市町村の業務として規定され、通告の窓口としても追加されました。市町村は支援に当たって主体的に対応していくことが求められ、都道府県との関係はあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、所掌事務や権限の面で他の関係機関との連携や役割分担を積極的に行っていく必要があります。

児相は、一時保護や施設入所が必要とされる緊急性があり、困難なケースを主に対応すること、市町村が対応しているケースへの助言指導の援助等、専門的な立場からの役割が求められています。市町村として、児相の役割をよく理解して連携に活かすことが大切です。

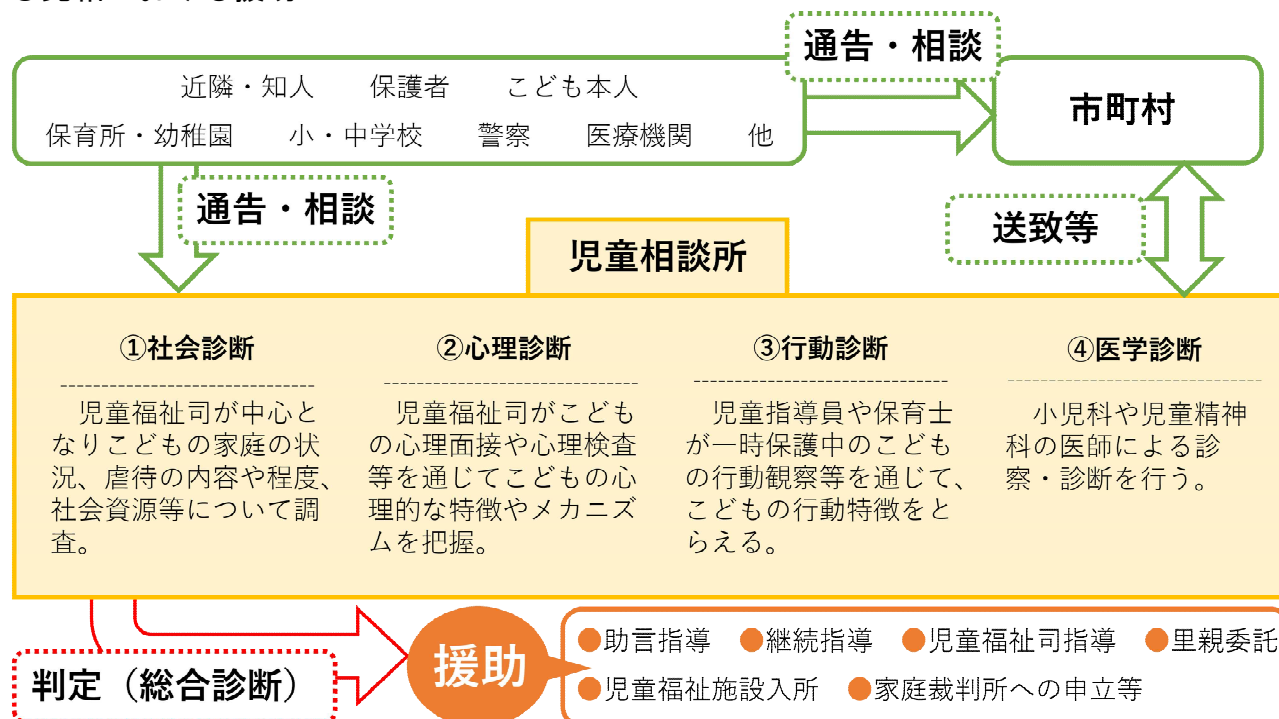
（１）児相とは

児相は、こどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として、児童福祉法によって設置されている県の行政機関です。

○児相の基本的機能

- ① 児童家庭相談を行う市町村への援助を行う。
- ② 専門的な知識や技術を必要とする児童家庭相談について、必要に応じてこどもと家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等を専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自らまたは関係機関等と連携し、こどもの援助を行う。
- ③ 必要に応じてこどもを家庭から離して一時保護を行う。
- ④ こども又は保護者を児童福祉司等に指導させる、もしくは乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設に入所させる、または里親に委託する等の措置を行う。

○児相における援助



児相における通告から援助までの流れ

○児相の主な役割

- ・ 市町村との連携において、児相は以下のような役割があります。

①市町村への助言指導等の技術的援助

ケースの初期対応や進行管理、一時保護等の必要性の判断等、市町村の児童家庭相談への対応について、技術的援助や助言を行う。

②困難ケース・緊急性の高いケースへの対応

市町村で対応が困難なケースについて、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の手段を活用しつつ、こどもや保護者に対する専門的な支援を行う。

③施設退所後、里親委託解除後のこどもと家庭への支援

施設の退所後のこどもや里親委託解除後のこどもが安定した生活を継続できるよう、こどもやその保護者に対し、専門的な支援を行う（市町村と協働しての支援が重要となる）。

○児相の児童虐待対応における主な権限

- ・ 児相は、児童虐待対応に関連して様々な行政権限を有しています。
- ・ 以下の項目については、実施の際に必要な応じて市町村に協力を求める場合があります。

○一時保護(児童福祉法第33条)

児童相談所長が一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反しても一時保護を行うことができる。

○立入調査(虐待防止法第9条～10条・児童福祉法第29条)

児童虐待が行われているおそれがあるときは、職員をこどもの住所又は居所に立ち入らせ、必要な調査又は質問させることができる。

また、必要があると認めるときは、警察署長に援助を求めることができる。

○臨検又は搜索(虐待防止法第9条の3～10条の6)

保護者が再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確保のため、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所もしくは居所に臨検させ、又は児童を搜索させることができる。

(臨検：住居等に立ち入ること 搜索：住居その他の場所で人の発見を目的として捜し出すこと)

○家庭裁判所の承認による施設入所、里親委託(児童福祉法第28条)

虐待等により著しく児童の福祉を害する状態にもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に申し立て、承認を得た上で施設措置等を行うことができる。

○親権者の親権喪失、親権停止(児童福祉法第33条の7)

父母による親権の不適切な行使があった場合に、適切な行使をするよう指導したにも関わらず、不適切な行使が改まらず子の福祉を守り難い場合には、必要に応じて家庭裁判所に対して親権喪失等の審判の請求を行うことができる。

○一時保護の司法審査

令和7年6月より、一時保護の開始に関し、行政機関の判断だけでなく、裁判所による中立的な審査が導入されました。このような司法機関による審査の手続きを、司法審査と言います。

以下の場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、児相が裁判所に一時保護状を請求する必要があります。

- ① 親権者または未成年後見人（親権者等）の同意がある場合
- ② 一時保護を行う児童に親権者等がない場合
- ③ 一時保護を開始した日から起算して、7日以内に一時保護を解除した場合

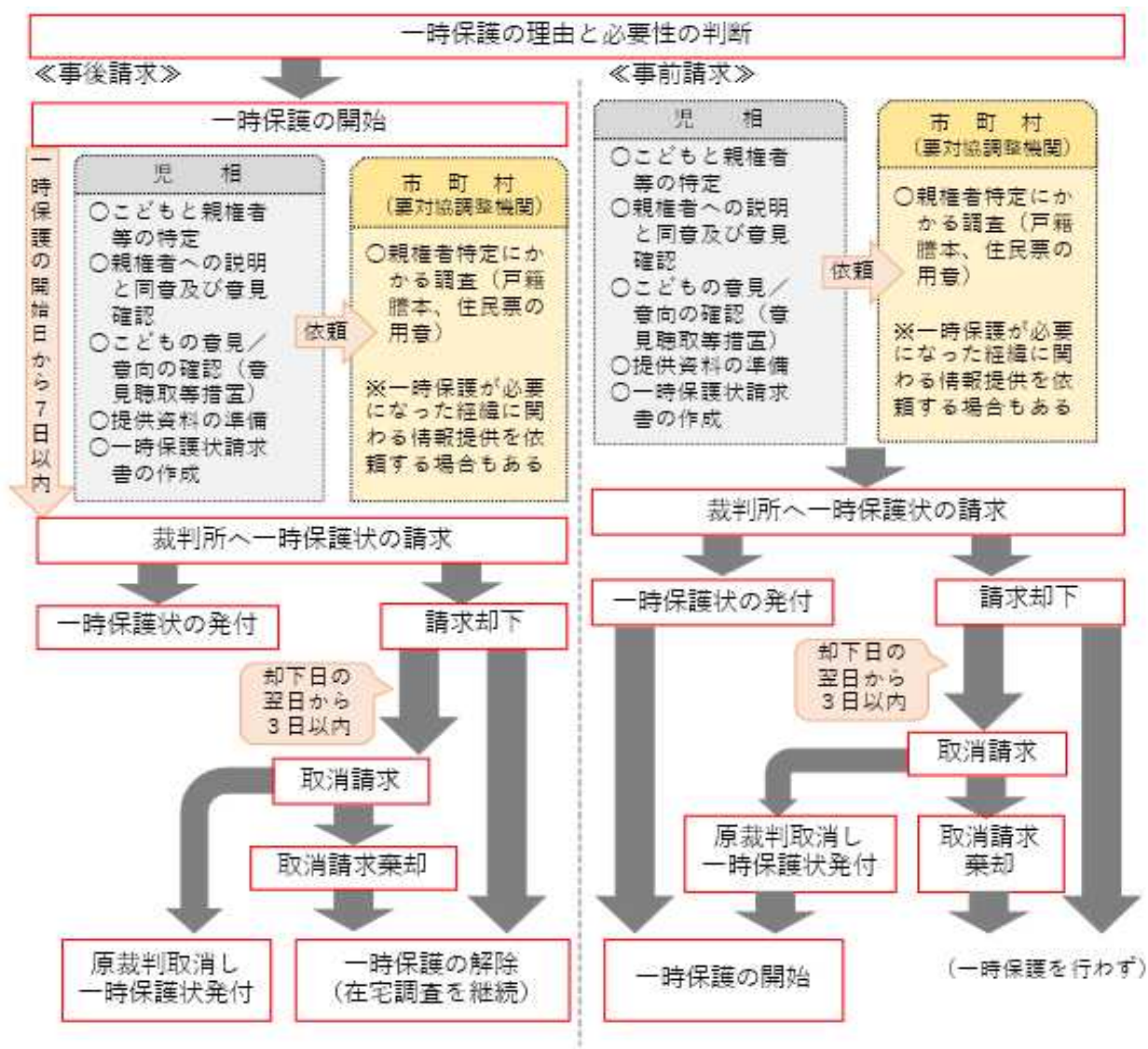
- ・ 裁判所は、一時保護の開始に係る一時保護の要件が満たされているかどうかについて、児相が調査・収集した資料を参考にして判断します。
- ・ そのため、児相は要対協調整機関に親権者等の特定に係る調査、それを裏付ける書類（戸籍謄本や住民票）の交付を依頼します。さらに、市町村が把握している虐待の事実等について資料を必要とする場合がありますので、迅速な資料提供をお願いします。
- ・ 児相はこどもの意見聴取等措置を実施します。意見聴取等措置（児童福祉法第33条の3の3）とは、児相が一時保護や施設入所等の措置をとる場合に、こどもの意見を聞き取することを指します。一時保護の司法審査にも必要な手続きであり、こどもの意見表明権を守るという目的があります。具体的には、児相がこどもと会い、こどもの意見や気持ち等について、言葉での表現だけではなく、しぐさ等からも情報を集めます。それを基に書面を作成し、裁判所に提出します。
- ・ 一時保護状の請求が却下された時には、一時保護が解除となります。ただし、児相が、一時保護を行わなければこどもの生命や心身に重大な危害が生じると判断した時には、却下の決定の翌日から起算して3日以内に、却下の取消請求を行います。

○一時保護状の請求が却下された場合の保護者への対応

- ・ 最終的に一時保護状の請求が却下された時には、保護者との関係を再構築することが必要になると予想されます。
- ・ 却下の場合は、大型連休等で伝えられない場合を除いて、まず、児相が市町村に結果を情報提供します。次に、児相から保護者に対し、裁判所による審査の結果を伝えるとともに、在宅で調査を継続する等の今後の方針を丁寧に説明します。
- ・ たとえ一時保護状の請求が却下された場合であっても、それは一時保護の必要がないと判断されたということであり、こどもが安全な状況であると証明されたわけではありません。在宅調査にあたって、市町村の協力が一層必要になります。こどもの安全確認やリスクアセスメントを継続することが重要です。

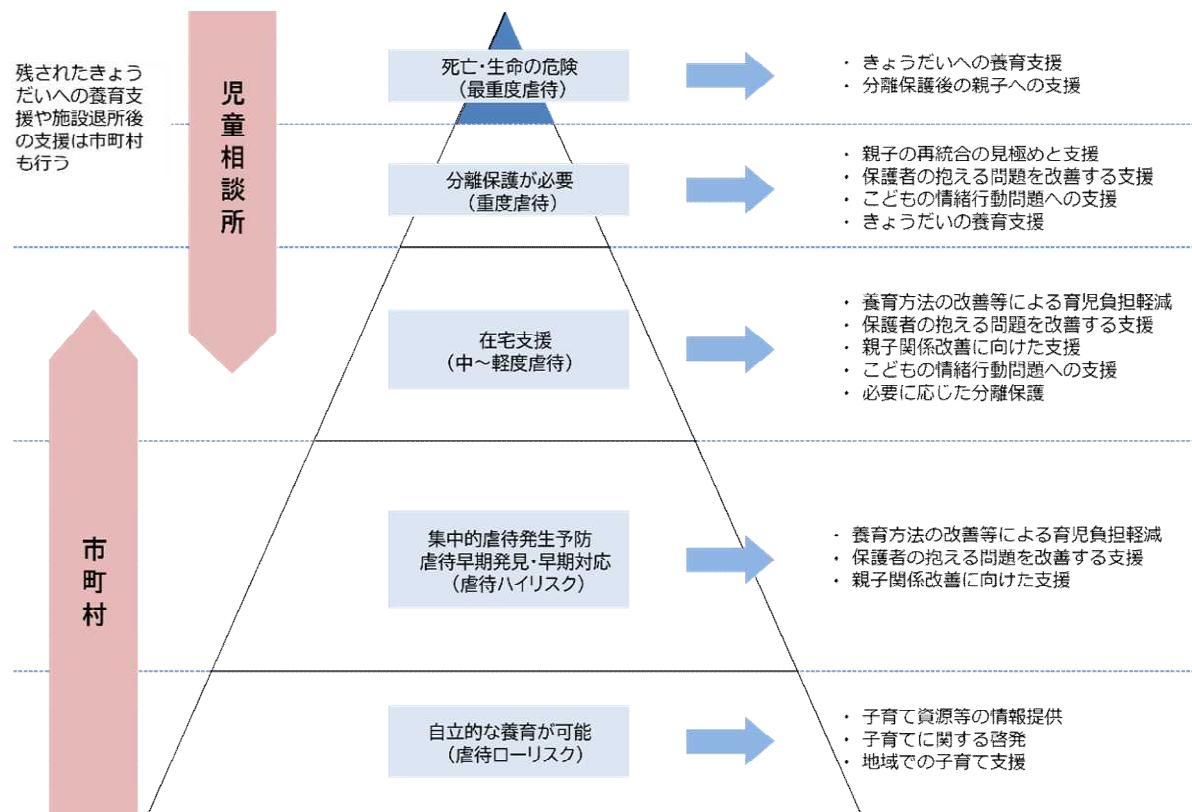
○一時保護状の事前請求

多くのケースでは、一時保護後、速やかに一時保護状を請求することになると考えられます。ただし、場合によっては一時保護の前、つまりこどもが在宅の状況でも、児相が裁判所に一時保護状を請求することがあります。



一時保護状の審査請求 手続きフローチャート

（２）児相と市町村との役割分担と協働



虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市町村の役割（佐藤，2008より一部改変）

こども虐待の対応は、自立した育児が可能な虐待ローリスクから生命の危険等の最重度虐待までのレベルの異なる事例への対応が含まれ、これらに対する児相と市町村の役割は上の図（佐藤，2008より一部改変）のように整理できます。

①生命の危険がある場合

生命の危険がある等の最重度虐待では、こどもの安全確保が最優先です。虐待者が逮捕されている場合は、残された被虐待者である保護者やきょうだいの養育支援を児相と市町村が連携して行う必要があります。

②分離保護が必要な場合

保護者からの分離保護が必要な場合は、法的権限のある児相が主に対応し、保護者とこどもが再び一緒に生活できるかどうかの見極めを行います。家庭復帰が可能と判断された場合は、保護者に対して養育環境を改善するための支援を児相と市町村が連携して実施します。また、分離後の家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだいへの虐待を防ぐため、残されたきょうだいに対する支援を行います。

こどもが施設から退所する際には、市町村も連携して対応する必要があり、退所する前に要対協を活用するなどにより地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有し、再発防止の支援体制を構築しておくことが重要です。

③在宅支援を行う場合

児相が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっていますが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市町村が、身近な場所で、こどもや保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するとともに、安全が脅かされた場合には遅滞なく児相が対応することが重要です。

在宅支援を行う場合は、社会資源を活用して地域のネットワークによる支援をすることが重要であり、市町村の役割が大きくなります。家庭訪問を行い家庭での親子の様子を具体的にアセスメントしつつ、保護者ができることから養育方法を改善する支援を行います。

④虐待に至る可能性のある要因を抱えている場合

虐待に至る可能性のある要因を抱えているときには、家庭訪問による支援や社会資源の活用等、市町村を中心とした支援を行います。

母子保健事業や家庭支援事業等の地域子ども・子育て支援事業において、こども虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な家庭支援事業を行います。

支援の必要がないと判断された後も、特に所属先のないこどもを養育している家庭については、定期的な家庭訪問等により家庭状況等を継続的に把握し、変化に即応できる体制の整備に努めることが必要です。

⑤保護者による自立的な養育が可能な場合

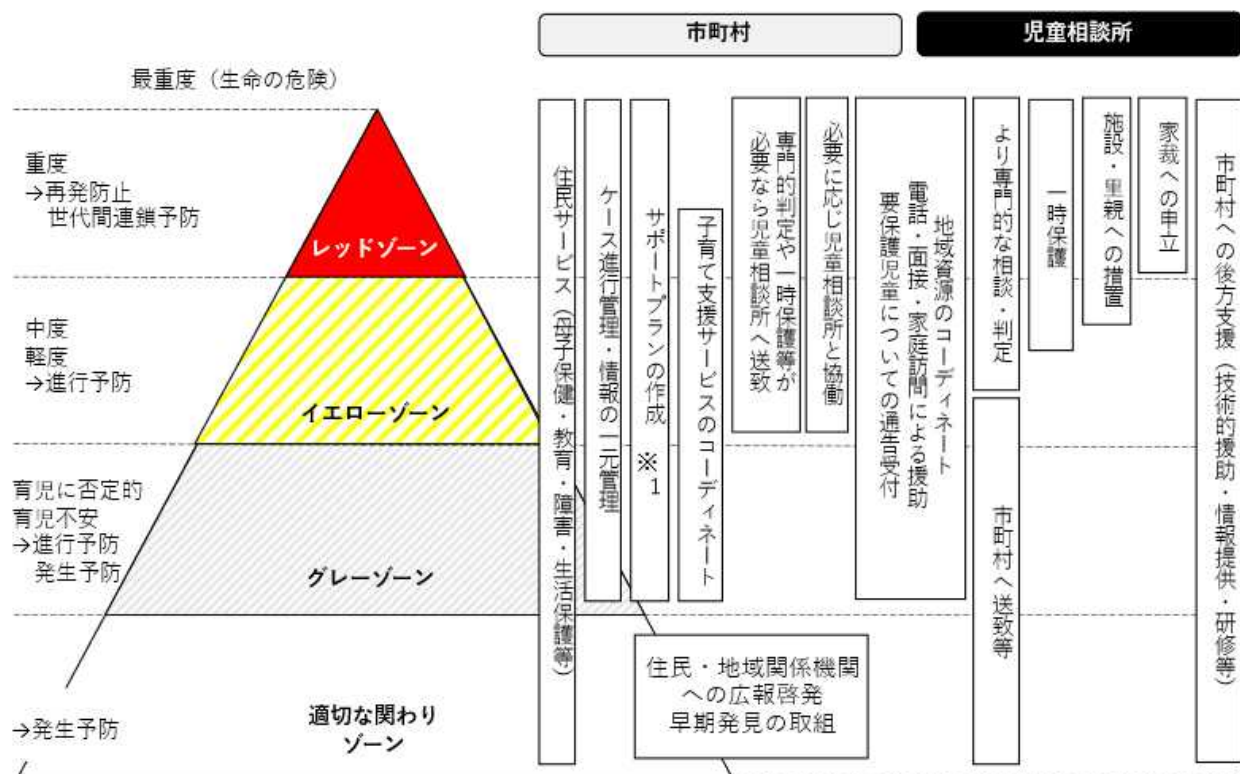
虐待のリスクが低く自立して子育てを行っている保護者でも、育児負担等、様々な要因が重なることで虐待に至らないとは限りません。

市町村において受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐため、地域の一般子育てサービスを紹介するなど、地域の子育て支援機関につなげることが必要です。

また、地域の実情に応じて広く関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながらこども虐待の発生を未然に防止することが重要です。

併せて、地域住民に対して、こどもの人権尊重やこども虐待防止のための取組の必要性等について啓発していくことも必要です。

こどもの命と人権を守り、心身の健全な成長・発達を保障するために、児相と市町村が情報の共有等十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが大切です。支援の漏れ落ちがないよう、どの機関がどの役割を担うか、また、主担当機関がどこになっているかについて、要対協の会議等で主担当機関を明確にしておくことが大切です。



市町村と児童相談所の機能（千葉県子ども虐待対応マニュアルを参考に作成）

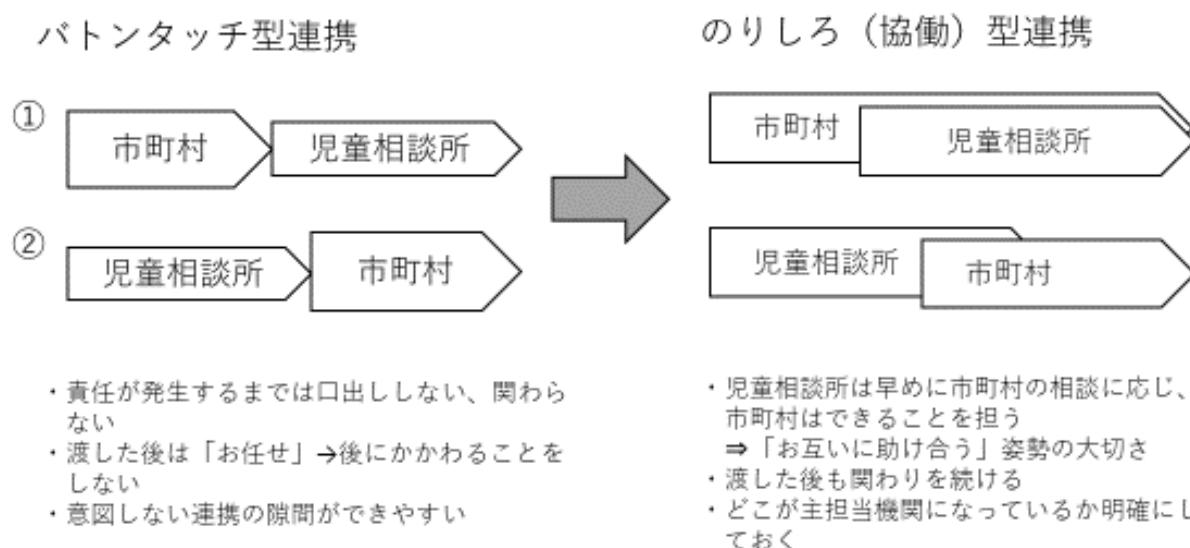
市町村と児相の情報共有場面や、要対協等の多職種多機関での協議場面においては、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）を共通のツールとして活用し、ケースに関する認識や援助目標の共有化を図ることが必要です。そのことにより、複数機関の機能を有効に活用し、お互いの支援の隙間に落とさない一連の虐待対応が可能となります。

なお、上の図では市町村と児相の代表的な機能を例として挙げており、実際のケースでは個別の状況に応じて役割分担します。

図中※1：要対協で知り得た情報は、サポートプラン作成の際でも保護者と共有できないことに注意します。

○在宅支援ケースにおける連携

- ・ 児相と市町村が受理する児童虐待相談対応件数のうち、虐待により家庭を離れて児童の施設入所生活に至ったケースは、全体の1割にも至りません。ほとんどのケースは在宅での支援となります。
- ・ 在宅支援では、こどもが所属する保育所や学校の協力や、市町村の身近な社会資源等、複数の関係機関が関わるが多いため、支援の充実のためには、児相と市町村とのそれぞれの役割に沿った連携が必要不可欠です。
- ・ 連携にあたっては、一方的に情報を伝えて終わるのではなく、互いに協力して同じ目的を持ち、責任を共に担うという意識が大切です。
- ・ 関係者が各々の立場・役割を確認し、理解し合うことに加え、お互いに持っている機能を重ね合い、それぞれが歩み寄った対応をする「のりしろ型」の支援が重要です。
- ・ このような支援を互いに心がけることで、支援を必要としているこどもや家族が、どこからの支援も受けていない状態となることを防ぎ、効果的な支援が可能となります。



(青森県「市町村と都道府県の機関連携対応方針」安部計彦先生の研修資料を参考に作成)

○主担当の明確化

- ・ 虐待事例への対応漏れを防ぐとともに、状況が変化した場合等に円滑にケースを移管できるよう、児相と市町村のどちらが主担当であるかについて、明確にしておき、切れ目のない支援を行うことが大切です。(主担当機関の決定)
- ・ 主担当機関の決定については、児相が出席する個別ケース検討会議や実務者会議等で協議します。
- ・ 「主担当機関」と「主たる支援機関」を混同しやすいので、注意しましょう。具体的な役割の違いについては、p. 12「要対協内の役割分担」を参照。

（３）児相から市町村等への技術的支援

○市町村等への助言指導等の技術的援助

- ・ 市町村等が対応しているケースにおいて、各種診断を要するような専門性を問われる場合は、児相がスーパーバイザーとなり、ケースの主たる支援機関の職員、要対協の構成員等に助言指導を行います。
- ・ 児相は、要対協が開催する実務者会議に出席し、進行管理に関する助言を行います。また、個別ケース検討会議においては、児相の技術的支援が必要と認められるケースについて出席し、必要な助言を行います。

○スーパーアドバイスチームの派遣

- ・ 奈良県独自の取組として、対応が困難な児童虐待事案等について、専門的知見を有する学識経験者、弁護士、医師等で構成するスーパーアドバイスチームを派遣し、関係機関（者）に対し事例への具体的な助言指導を行っています。
- ・ 派遣にかかる費用負担はありません。申込及び問合せは中央こども家庭相談センターへお願いします。

○市町村支援対応職員の派遣

- ・ 児相には、市町村支援対応職員を配置し、要対協の調整機関の担当者に対し、個々のケースの進行管理やアセスメント、会議の開催等の要対協の運営について、必要な助言や相談を行っています。要対協調整機関からの希望があれば、定期的に訪問して対応します。
- ・ 市町村支援対応職員は、スーパーバイズを行う職員であり、定期的な実務者会議への出席や、個別のケース対応を行っている各市町村の地域担当職員とは異なります。もしも市町村支援対応職員を活用したい場合は、直接児相に連絡するか、その旨を地域担当職員に伝えます。

要対協の運営等の相談は、児相の市町村支援対応職員をぜひ活用してください！

(4) 協力依頼・送致・通知・指導委託

○協力依頼

- ・ 協力依頼には、市町村が児相に助言や同行調査・訪問等を依頼する場合や、児相が市町村にこどもの安全確認や家族の生活実態情報の収集・提供を依頼する場合があります。これにより主担当機関が移ることはありません。
- ・ また、市町村や児相は保育所、学校、医療機関などの関係機関に対しても、協力を求める場合があります。必要に応じて文書で依頼します。
- ・ 具体的にどのような援助や協力が必要であることを明らかにした上で、組織的な判断のもと援助等を求めましょう。

○市町村 → 児相への協力依頼

困難ケースの対応への助言、緊急性を伴うようなケースの同行調査・訪問等の依頼

○児相 → 市町村への協力依頼

こどもの安全確認や家族の生活実態情報の収集・情報提供等の依頼

○送致（児童虐待防止法第8条、児童福祉法第25条の7第1項第1号、第25条の8第1項第1号）

- ・ ケースの所管を移すことが必要な場合に行います。これにより、主担当機関が移ります。市町村から児相への送致と、児相から市町村への送致の二通りが考えられます。

市町村から児相に送致する基本的ケース

- ・ 立入調査や一時保護、施設入所等の行政措置対応が必要と考えられるケース
- ・ こどもに関する医学的・心理学的判定や専門的ケアが必要と考えられるケース
- ・ 虐待の保護者指導などの専門的対応が必要と考えられるケース
- ・ 通告後48時間以内にこどもの現認ができず、関係機関においても安全確認ができないケース

以上のケースなど、ケースの緊急度・重症度から市町村自ら対応することが困難と判断した場合に送致します。

- ・ 市町村が地域から通告（相談）後の初期対応をしている時点では、市町村が主担当機関ですが、受理会議を開催し、情報収集した上で、立入調査や一時保護の必要のある場合など緊急度・重症度が高いと判断したケースは、早急に児相に送致します。
- ・ 送致をする場合は、原則、送致書（様式16）による送致を行います。送致書には、相談・通告受付票や児童記録票（様式4）、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）などの参考資料を添付します。ただし、緊急性を伴う場合は後日送致書を送付したり、会議等で主担当機関の決定や確認を行い、記録に残している場合には送致書を省略したりするなど、ケースバイケースで対応します。
- ・ お互いが相手任せになることを防ぐために、主担当機関がどちらになっているかを常に明確にし、双方で合意しておくことが大切です。

市町村において、対応が困難なケースに直面した場合は、送致も含めて今後の対応を協議するため、児相に速やかに相談しましょう。送致をする場合は、市町村と児相とで、判断や方針決定の理由等について十分に協議を行い、相互の合意を得た上で行いましょう。

送致後も児相と市町村の連携は欠かせません。送致後に関係機関がどのような関わりをするかを具体的に確認し、個別ケース検討会議や実務者会議などを活用して情報共有することが必要です。

また、ケースの状況やリスクは変化していくものです。現状に危機感を抱いた機関は連携する機関に丁寧に説明し、危機意識を共有することが必要です。意見の違いはその場その場で率直に協議しましょう。

○児相への送致及び協力依頼の目安

緊急性が高いと想定される例を参考に、市町村と児相がケースごとに協議を行い決定します。

○緊急性が高いと想定される例

こどもの被害状況から（乳幼児は更に緊急度が増す）

- ・ 虐待の程度がひどく、生命の危険や、身体的障害を残す危険がある。
（頭部や顔面などへの暴行による怪我、骨折、タバコ等の押し付けによる火傷等）
- ・ 極端な栄養障害や慢性の脱水症状傾向がある。
（年齢に比べて身長や体重が標準を極端に下回る）

こどもの訴えから

- ・ 性的な被害を受けたと打ち明ける。
（性交された、性器や性交を見せられた、体に触られた、体を触らされた等）
- ・ 自殺を企てる、ほのめかす。
- ・ こどもが自ら保護を求めている。

保護者の加害行為から（乳幼児は更に緊急度が増す）

- ・ こどもに生命の危険を及ぼすような加害行為。
（蹴る、殴る、乳児を強く揺さぶる、投げる、首を絞める）
- ・ こどもに治療が必要であるが、放置している。
（乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷など）
- ・ 保護者がこどもに会わそうとしない。
（こどもに危険性が高い情報がありながら、保護者がこどもに会わせない）

（枚方市「児童虐待防止マニュアル」を参考に作成）

児相から市町村に送致する基本的ケース

- ・ 面接や調査等によるアセスメントによって、こどもの安全に関する緊急性がないという判断がなされた場合に、こども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談に応ずること、調査及び指導を行うことその他の支援を行うことを要すると認める者について、児相から市町村に送致することができます。送致をする場合は、原則、送致書による送致を行います。
- ・ 児相による指導よりも、家庭支援事業等、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられるケースが対象となります。
- ・ 市町村への送致が決まった場合には、児相はこどもや保護者等に十分説明を行います。
- ・ 事案送致に係る協議では、児相及び市町村の双方が常にこどもの最善の利益を優先して考える必要があり、調整の長期化から消極的な対応につながり、結果としてこどもの命が失われるようなことはあってはなりません。

○通知

市町村から児相へ送致後の通知（児童虐待防止法第8条）

- ・ 市町村から児相への送致後においても、市町村が、そのケースに立入調査や一時保護の必要があると認めた時は、児相に対して通知をすることができます。この通知は児相への追加情報を行うための手段であり、文書もしくは口頭により行います。ただし、その対応については児相自身が判断するものとします（送致後の通知書：児童相談所の対応について 様式17）。

児相から市町村への通知（児童虐待防止法第8条、児童福祉法第26条第1項）

- ・ 児相は、養育支援の必要性を認めるケース等については、保育の実施及び子育て短期支援事業等の活用について、市町村に通知することにより、適切な対応を促すことができます。この通知は市町村への追加情報を提供するための手段です。

○指導委託（児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号）

- ・ 児相による指導措置を児童家庭支援センターや市町村等へと委託することができます。主担当機関は児相が担い、指導内容については児相と市町村等が協議のうえ、児相が策定した援助方針に基づいて行います。
- ・ 例えば、保護者が指導に対して拒否的で、児相の行政処分の一環として支援を行うことが適当な場合や、家庭と市町村との支援関係が構築されており、市町村が支援を行う方が効果的と見込まれる場合などに活用できます。

第8章 アセスメントの基本

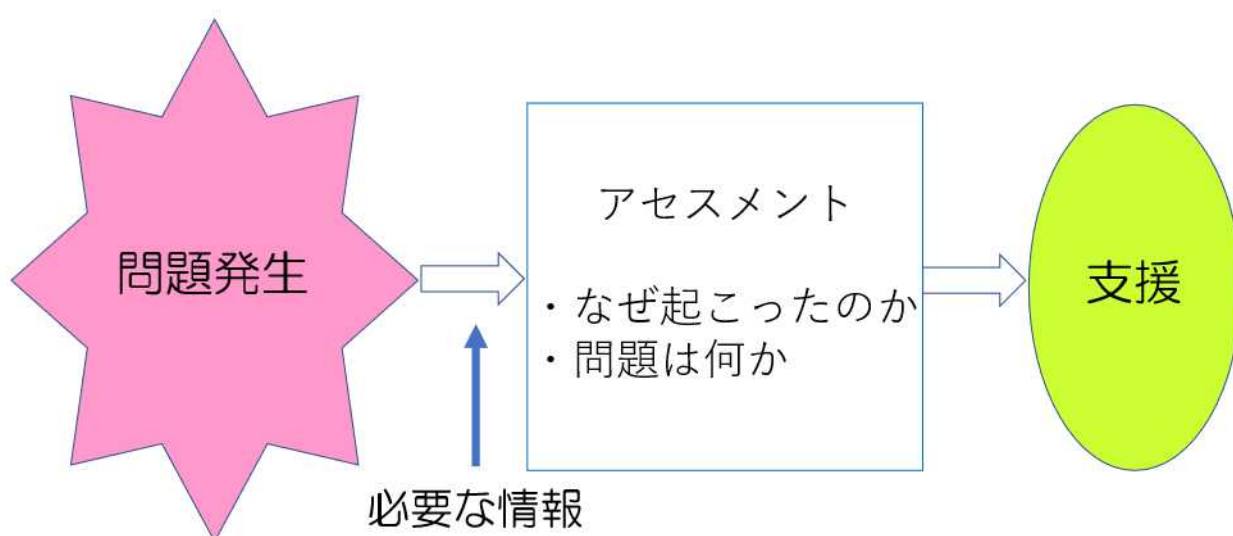
(1) アセスメントとは

アセスメントとは、ケースに関する情報を収集し、問題の発生原因を明らかにし、どう支援していくのかにつなげるためのプロセスです。

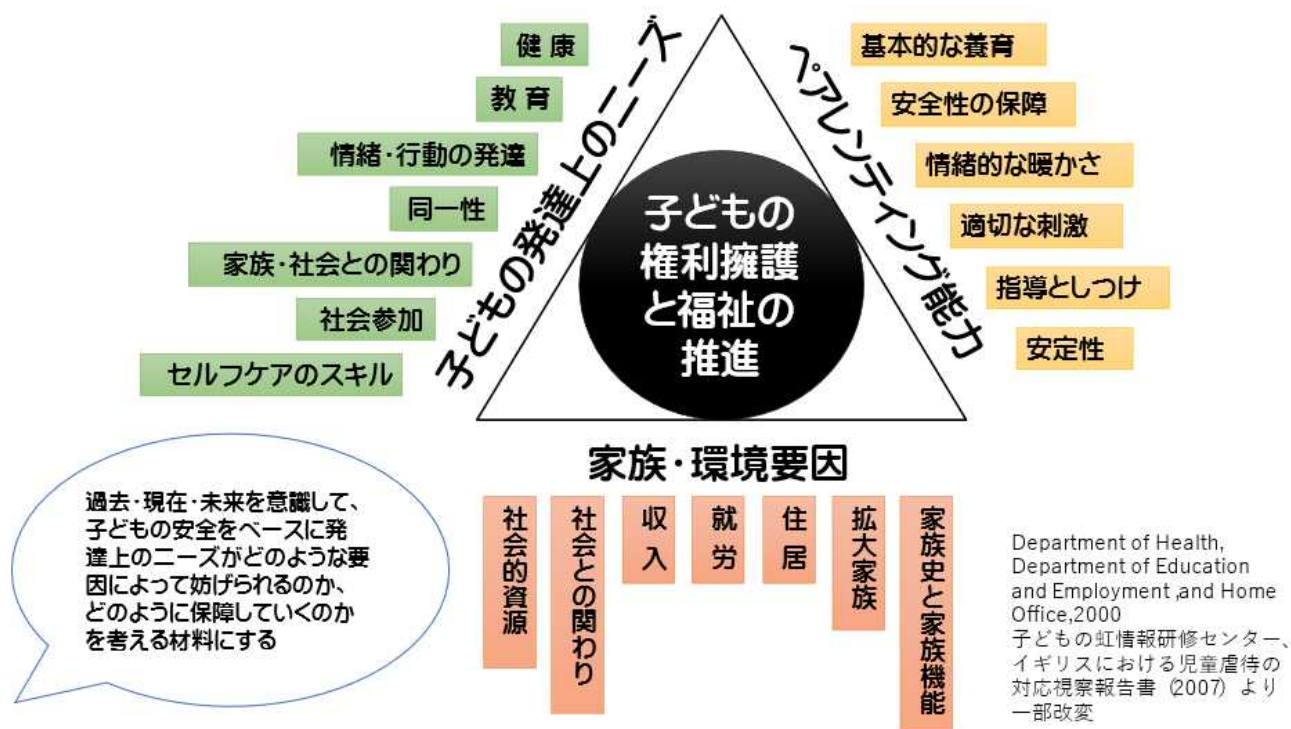
要対協の支援の中心は在宅支援であり、アセスメントの目的は在宅支援のためですから、保護者の言葉や気持ちをよく理解しながら、まず、保護者との信頼関係を築くことが重要です。そのうえで、段階をふまえて、アセスメントを行っていくことが大切です。

丁寧なアセスメントにより、ケースの課題が明らかになるとともに、課題の解決に向けた目標（支援）がより具体的なものとなっていきます。

アセスメントが一度で終了することはありません。不明な点は情報収集を継続して行い、支援を行った後や新しい情報が分かった時などは、都度アセスメントを見直してリスクを把握することが重要です。



○アセスメントの枠組み



アセスメントの枠組み

アセスメントを実施していくうえで、どのような項目に注目すればいいのかを端的に示したものが、上の図「アセスメントの枠組み」です。

アセスメントには、「こどもの発達上のニーズ」、「親としての能力」、「家族・環境要因」の3つの領域があると言われています。

「こどもの発達上のニーズ」を評価する下位項目としては、健康状況、教育状況、情緒・行動の発達状況、同一性の維持、家族・社会とのかかわり、社会参加、基本的生活習慣があります。

「親としての能力」を評価する下位項目には、基本的ケアの状況、安全性の保障の程度、情緒的な暖かさがあるかどうか、適切な刺激を与えているかどうか、良いか悪いかの適切な判断のもとしつけがなされているか、安定しているかどうかがあります。

「家族・環境要因」を評価する下位項目は、地域の社会的資源、家族の社会的統合度、収入状況、就労状況、住居環境、拡大家族の状況、家族歴と家族機能の状況等があります。

以上のような項目の中で不明な情報があれば、客観的で具体的な情報を収集し、不明点をなくしていくことが重要です。また、これらの領域がどのように関連しているのかを明らかにし、解決のために何が必要かを考えていくことが大切です。

○アセスメントの段階

第1段階 リスクを第一に見る

- ・こどもの状態、様子の把握
- ・虐待の程度、傷の程度
- ・親との関係、生活状況、家族状況

第2段階 家族の力【ストレングス（家族が持つ強み）】の把握

- ・家族の問題解決能力の把握（親の意見や意向を尊重）
- ・こどもの対処能力の把握（こどもの意見を聞く）
- ・支援機関との関係

第3段階 今、こういったことが解決に向けて必要なのか

第4段階 そのためには誰がどのように支援するのか

第5段階 支援の結果、今のリスクはどの程度か

→ 第1段階に戻ってアセスメントを繰り返す

○アセスメントの前に、必ず意識しておくべき子どもと家族への基本的な姿勢

- ・こどもが安全に暮らせているかを確認する。
- ・家族がどのようなことで困っているのかを理解する。
- ・こどもや家族がすでにできていること、困っていること、どうしていけばいいかを共に考える。
- ・親がどのように育ってきたのかを理解する。

○在宅支援共通アセスメントシートの活用

在宅支援共通アセスメントシート（様式3）は、要対協の個別ケース検討会議等の際に関係機関が集って、こどもの危険の程度、安全の可能性を関係機関と共有し、支援の役割を明確にするために利用するものです。アセスメントに慣れることで、支援の明確化等、効果的な活用が可能になります。

要対協の運営する各会議において、構成機関との情報共有や支援の方向性を探るうえで、在宅支援共通アセスメントシートの活用は大変有効です。調整機関の職員のための利用にとどまらず、ぜひ要対協全体でケース把握のために活用しましょう。

在宅支援共通アセスメントシートは、在宅のケースについて、こどもの今の状態をアセスメントし、どんな支援をすればリスクが下がるのか、またどんな支援をすればストレングスが維持されたり高まったりするかを考えるために使うツールです。

他機関の担当者と一緒に在宅支援共通アセスメントシートを完成させることが、その後の支援のために重要です。

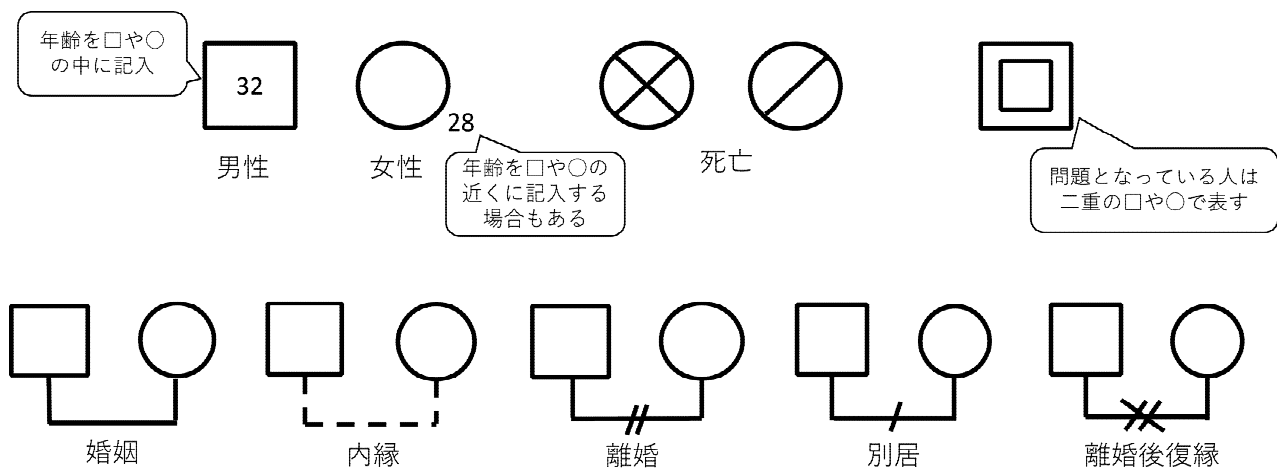
（２）ジェノグラムとエコマップの活用

ここでは、在宅支援共通アセスメントシート（様式３）を利用する前の準備として、ジェノグラム（家族関係図）やエコマップの書き方等をふまえて、説明していきます。

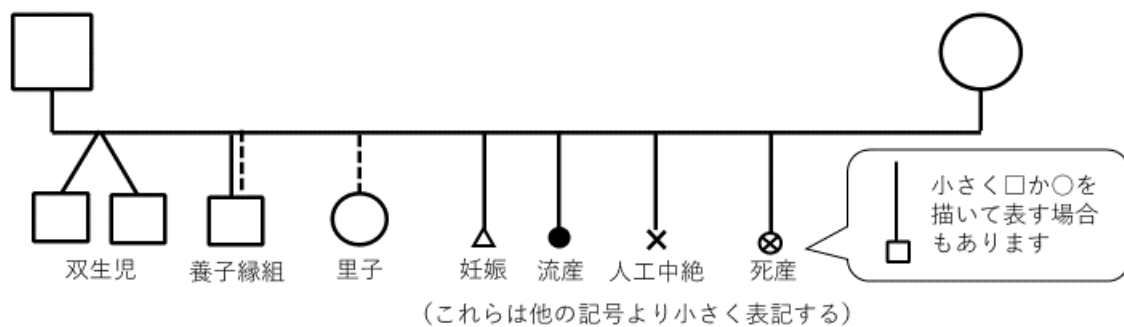
○ジェノグラム

- ・対象となる家族を理解するために、ジェノグラム（家族関係図）を利用します。
- ・ジェノグラムは記号を使って、家族構成や家族内の関係を考え、家族の状況を把握します（いつ家族が構成されたのか、家族の誰がいついなくなったのか、こどもはいつ生まれたのか等）。
- ・ジェノグラムは、こどもがその親にとっては、どのような存在なのかということや、どのこどもが親からの虐待を被っているのか、他のきょうだいの状況、こどもや親を支援する親族の有無等、仮説をたてながら、支援の方向性を考えるツールになります。
- ・同居の有無にかかわらず、原則三世代は把握することが大切です。
- ・家族同士の物理的な距離感を整理することも大切です。別居の場合は居住地域も併記します。

①ジェノグラムの記号の例（他の記号の書き方もあります）



<その他の例>

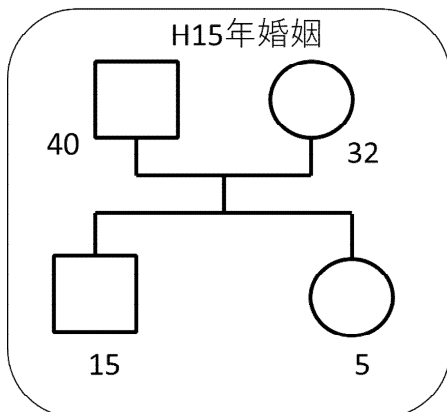


【参考資料】

- ・早樫一男編著（2016）『対人援助職のためのジェノグラム入門 家族理解と相談援助に役立つツールの活かし方』中央法規出版
- ・子どもの虹情報研修センター（虐待・思春期問題情報研修センター）『手に取るように家族がわかるジェノグラム 描き方と活用のコツ（令和5年9月1日第3版）』

②ジェノグラムの例

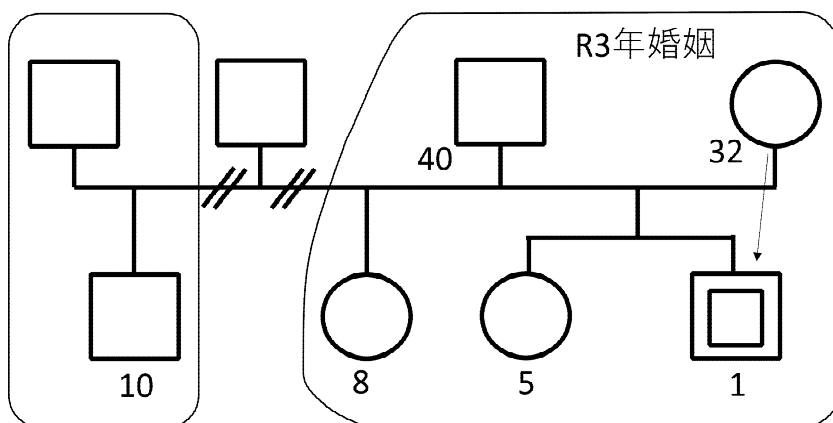
○親子関係



例) 40歳の夫と32歳の妻の間に15歳の子と5歳の子がいる。
15歳の子は妻の17歳の時のこどもである。

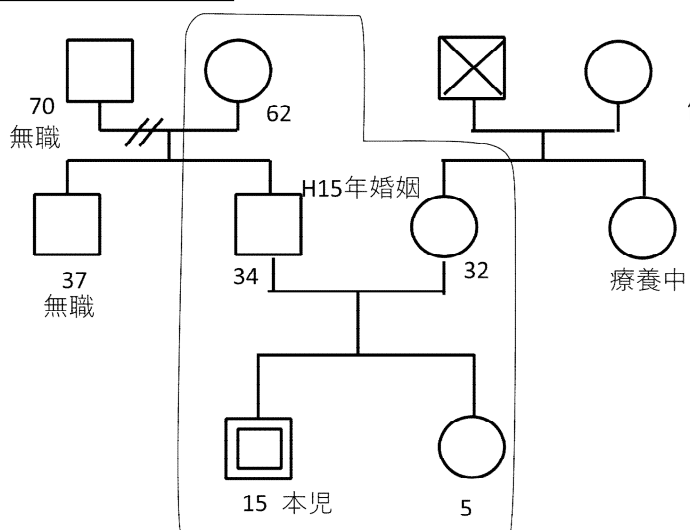
- ・同居している場合には、その世帯を線で囲む。

○再婚関係



例) 32歳の母は前夫との子を連れて再婚し、2人の子をもうけている。最初の夫との子とは別れている。母は、1歳の子（対象となる子は「本児」とし、二重囲みで示す）を放置しがちである。この場合は「→」を母から子へ記しておく。

○三世代家族



例) 34歳の父、32歳の母、62歳の父方祖母、本児、妹の5人暮らし。本児の母方祖父は、他界している。

○エコマップ

- ・エコマップとは、家族にどのような支援ネットワークが関係しているのかを理解するために利用します。
- ・個別ケース検討会議で、どの機関と連携しながら支援を考えていくのかについての参考材料になります。

①エコマップの記述手順

方法：円を一家族として、中心におく。

その周りに、家族に影響を与えている人、機関について記入し、把握していく。
その人にとってはあまり影響のない場合には記入しません。

○使用する記号

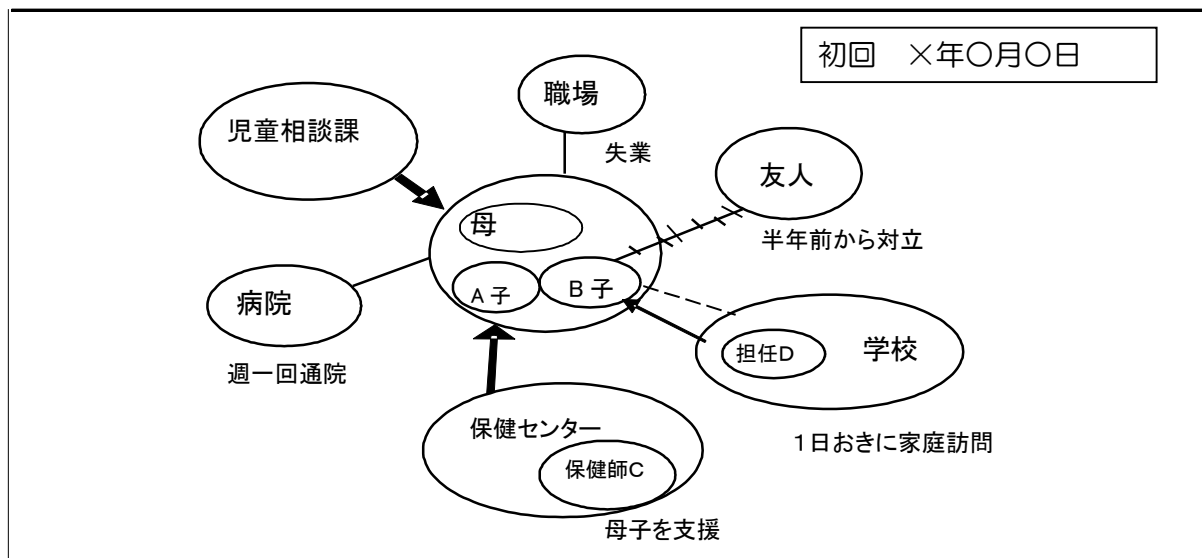
関係が強い	—————
普通の関係	—————
関係が弱い	-----
対立関係	+++++
働きかけの方向	————→

中心の円は、家族・本人とする。

②エコマップの例

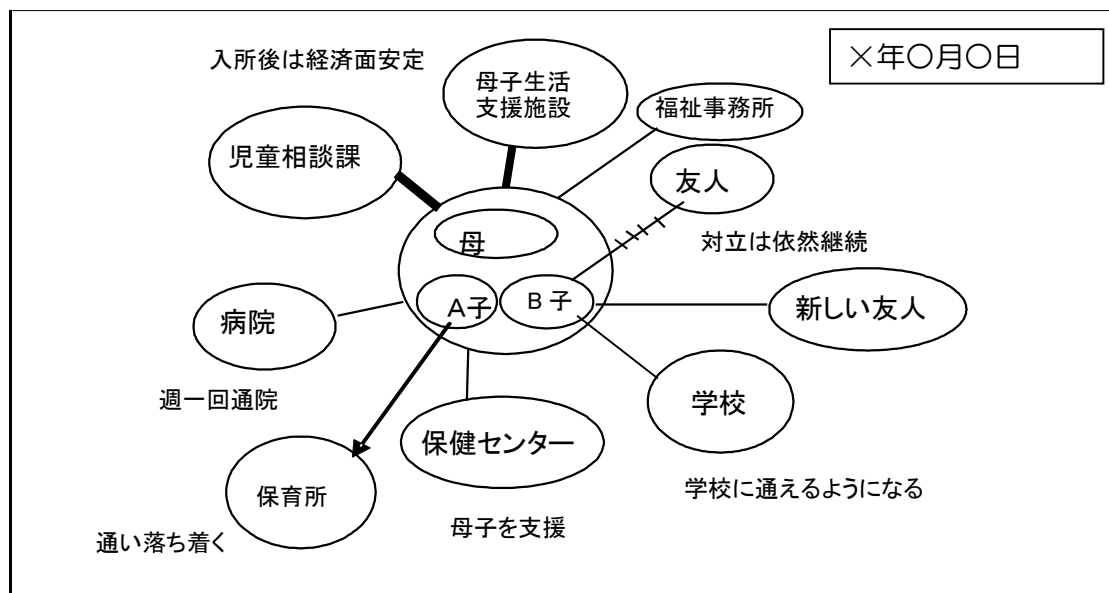
【個別ケース検討会議の初回】

ネグレクトのケース。ひとり親家庭で、母が失業し、2人の娘と同居している。母はうつ傾向があり、通院している。A子（2）は保健センターの保健師Cが熱心に関わり、B子は小学校5年で友達と半年前にケンカをし、登校渋りが始まっている。



【2回目以降の会議】

母子は母子支援施設に入り、母は通院を継続している。A子は保健センターの尽力により保育所に入ることができた。またB子は、新しい友達ができ、学校に通い出した。



（初回以降のエコマップについては、別紙か、アセスメントシートの裏に記入しておく）

アセスメントの基本、ジェノグラムとエコマップの利用をふまえたうえで、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）を利用します。

（３）在宅支援共通アセスメントシート

○利用方法について

在宅支援共通アセスメントシート（様式３）の利用にあたっては、以下の点に留意します。

- 在宅支援共通アセスメントシートでは、こういった問題点や課題があるのかを共有しながら、支援に役立てるために必要な項目が抽出されています。
- 記載している各項目は、一つの機関で、すべて知り得る項目ではありません。会議等において、関係機関で必要な項目の情報や問題理解について共有をはかり、どう支援すればリスクが下がるかを考え、整理するために利用します。
- 在宅支援共通アセスメントシートは、あくまでも支援のための枠組みを提供するものです。個々のケースの支援方針の決定は、支援者の経験や知識も必要となりますが、ケースの検討や研修等の各場面において、在宅支援共通アセスメントシートに習熟する機会を持ち続けることが大切です。
- 虐待の程度を分類する欄もありますが、それだけを見てリスクを決定したり、支援方法を考えることはしません。各項目と関連付けて判断することが重要です。
- 虐待の重症度別の管理に依存することにより、思い込みが生じ、リスクを見逃す危険性があります。アセスメントが機械的にならないよう留意しましょう。

【ポイント】在宅支援共通アセスメントシートと重症度判断目安表の目的の違い

在宅支援共通アセスメントシートは、在宅のケースについて、現在の状況をもとにアセスメントし、支援方針を検討するために活用することが目的です。

一方で、重症度判断目安表（巻末資料３）は、すべてのケースについて、重症度を判断する目安として活用することが目的です。

重症度を判断する際は、在宅支援共通アセスメントシートの内容も関連させながら、総合的に重症度を判断するようにしましょう。

○利用場面

① 受理会議で利用

ケースの通告受理段階で、すでに他機関の支援があった場合の状況を把握する場合や、初期調査で明らかにしておきたい項目として、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）を利用します。

② 個別ケース検討会議で利用

会議を効果的に進行するために、共通のアセスメントのツールとして利用します。
以下の工夫例を参照してください。

- ・ 会議での各機関からの経過報告内容を、ホワイトボード等で整理したのち、在宅支援共通アセスメントシートに記入する。
- ・ あらかじめ他機関から寄せられた情報をもとに在宅支援共通アセスメントシートに記入し、会議で配付する。
- ・ 他の参加機関もあらかじめ各自の情報に基づいて記入した在宅支援共通アセスメントシートを持ち寄り、調整機関が作成した在宅支援共通アセスメントシートをもとに確認しながら完成し、情報を整理し共有する。
- ・ 会議の開催までに、緊急の対応や、支援の見直しが必要な事態が発生していた場合には、在宅支援共通アセスメントシートにあらかじめ記入しておき、情報を共有できるようにしておく。

③ 実務者会議等の定期的なケースの見直しで利用

ケースを定期的に点検する際、リスクや支援効果の確認や変化をわかりやすくするため、以下の工夫も大切です。

- ・ 追加情報、新情報を明確にし、アセスメントの変遷がわかるようにしておく（色分けで記入する等）。
- ・ 機関ごとの把握の仕方の違いなどを記載しておき、情報を入手した機関を記入する。
- ・ 具体的に何が変化したのか（こどもの安全、リスク）について、記入する。

④ 研修等で利用

- ・ 在宅支援共通アセスメントシートの読み方や記載に慣れるためには、実際のケースでの利用だけでなく、各用語の理解や項目のチェック等、研修での習得が大変効果的です。
- ・ 市町村においても、要対協の関係機関職員等を対象に、在宅支援共通アセスメントシート活用を目的とした研修会を開催することを、強くお勧めします。

⑤ 当事者と一緒に利用

保護者などの当事者と一緒に、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）の内容を評価することもできます。一緒に情報を整理することで、当事者が自覚していないリスクや強み、支援のニーズを見つけることが期待できます。ただし、単に在宅支援共通アセスメントシートをそのまま使うのではなく、保護者を傷つけかねない直接的な表現も含まれてしまうため、当事者の受け取り方に配慮したうえで活用しましょう。

○在宅支援共通アセスメントシートの項目について

項目には、聞き慣れない用語等もあるため、専門的な知識が必要です。職場内で在宅支援共通アセスメントシート（様式3）の作成に慣れている職員等がいない場合は、実務者会議や個別ケース検討会議等において、児相の職員と一緒にチェックしましょう。

項目についての考え方は、以下を参考にします。

○項目のチェックについて

- ・項目のチェックは、「はい」「いいえ」「やや」「疑い」「不明」で行います。
- ・項目は、順番にチェックしていくものではありません。
- ・分からない部分は、「不明」欄に○をしてください。「不明」「疑い」は、次回までに把握し、明らかにしておく点になるので、留意しましょう。

○項目の「はい」「いいえ」の考え方

- ・項目が「はい」に該当する部分は、支援が必要な領域であると考えます。
- ・項目に「はい」があるから虐待であると直接的に解釈することは避けましょう。項目は互いに関連しあっています。項目間の関係等から総合的に判断します。
- ・「いいえ」に該当する項目は、そのケースにおけるプラスの点と考えられます。プラスの点（そのケースの強み・力）をどのように伸ばし支援につなげるかが大切です。
- ・「はい」の部分のみに注目せず、「いいえ」の部分を尊重することが大切です。

○情報の集め方

- ・客観的な事実に基づいた具体的な情報を収集し、直近の状況について記載するようにしましょう。

○他機関との視点の違い

- ・会議等での利用において、参加機関によって項目のチェックや視点の違いが出てきます。この場合、どの機関の見方が間違っているとか、正しいということではありません。その差こそが様々な見立てや支援のヒントとなるため、大切なポイントです。

○複数機関によるアセスメント

- ・一機関で最初から全ての項目を把握することはできません。そのため、個別ケース検討会議等において、複数機関で在宅支援共通アセスメントシートの不明な点や課題を明らかにし、ケースに必要な支援を考えることが大切です。

○虐待の種類

虐待の種類における項目のチェックは、以下を参考にしましょう。

○主たる虐待と従たる虐待

- 「虐待の種類」の該当欄に主たる虐待は◎、従たる虐待は○で記入します。
- 主たる虐待は、受理により調査や安全確認のきっかけとなったもの、こどもにとってダメージが大きいものとしします。

例) 身体的虐待は軽いが、心理的虐待が重くて、こどもに精神的な症状が出ている。

「心理的」に◎、「身体的」に○を記入。

虐待の種類	
○	身体的
◎	ネグレクト
◎	心理的
○	性的
○	要支援・特定妊婦

○ネグレクト

- ネグレクトの場合は、さらに種類があります。下記の例を参考に、該当欄をチェックします。

栄養的ネグレクト：適切な食事を与えない。

情緒的ネグレクト：こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。

身体的ケアへのネグレクト：長期間入浴させない、下着など不潔なままにする。

安全（保護監督）のネグレクト：乳幼児を家に残してたびたび外出する。

教育的ネグレクト：こどもに必要な教育を受けさせない。

医学的ネグレクト：こどもに必要な医療的ケアを受けさせない。

○要支援児童・特定妊婦（定義については第2章 p. 5～6 参照）

- 虐待の種類「特定妊婦・要支援」欄に○を記入します。
- 特定妊婦・要支援における虐待の程度は「虐待はないが、発生する可能性が高い」として、レベル欄の「危惧」に○を記入します。

要支援・特定妊婦

虐待レベル「危惧」

主 ◎ 副 ○	虐待の種類	
	身体的	
	ネグレクト	
	心理的	
	性的	
○	特定妊婦	要支援
該 当 に ○	子の年齢	
	*0-3歳	
	*4-就学前	
	小学生	
	中学生	
	15歳以上	

虐待の程度		：該当レベルに○、あてはまる項目を○で	
		身体的虐待の例	
	最重度	頭部外傷	乳児を投げる 踏みつけ 窒息の危険 その他生命危害行為
	重度	骨折 打撲 やけど 腹をける 顔面のひどい外傷	被害児が乳児
	中度	半年以内に2回以上のあざや傷 新旧の傷 顔面のあざ	ける
	軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	
○	危惧	今傷はないが、発生する可能性が高い	

○虐待の程度

① 虐待の程度の記入

虐待のレベルは在宅支援共通アセスメントシート（様式3）の他の項目と関連付けて、総合的に判断することが重要です。

家が不潔で母親がうつ病で家事不十分。実父失踪中で、ネグレクトと心理的虐待が疑われる中1女兒の例

虐待の種類		虐待の程度		ネグレクト の該当項目	心理的虐待 の該当項目	
在宅支援共通アセスメント・プランニングシート 2023 ケース番号: 受理日 年 月 日 児童名 生年月日						
主 川 副 川 ○	虐待の種類	虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください。該当レベルは、0～3歳の場合は1段レベルを上げてください。				
	身体的		身体的虐待の例	ネグレクトの例	心理的虐待の例	
	○ネグレクト	最重度	頭部外傷 乳児を投げる 踏みつけ 窒息の危険 その他生命危害行為	病気ののに受診させない 明らかな衰弱 脱水	自殺の強要 親子心中を考える 子どもの自殺企図	
	○心理的	重度	骨折 打撲 やけど 腹をける 顔面のひどい外傷 被害児が乳児	乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 主ライフライン停止 食事が満足にできない	頻回なDVの目撃 子の頻回の自傷行為 日常的に威嚇・非難・無視	
	性的 特定妊婦・要支援	○ 中度	半年以内に2回以上のあざや傷 新旧の傷 顔面のあざ ける	生活環境不良で改善なし 放置 登校禁止	目撃DV 子の自傷行為 強い叱責 育し 保護者自傷 きょうだい間差別	
子の年齢		軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト	子への威嚇、非難、無視がときどき きょうだい間差別が一時的にある	
○ 小学生	○ 中学生	○ 15歳以上	危惧	今傷はないが、発生する可能性が高い	予防接種や健診を受けない	子がかわいく思えない

② レベル（重症度）の判断

レベルの判断には、虐待の程度の判断に加え、下記を留意して見極める必要があります。

○在宅支援共通アセスメントシートの「*」がついている項目

- ・ こどもの安全の目安として重要な項目です。
- ・ 「疑い」や「不明」となっている場合は、優先的に情報収集をします。

○こどもの年齢

- ・ 0歳～3歳まで※のこどもについては、虐待の程度において、レベルを一段あげます。
- ・ 0歳～3歳まで※のこどもは自己表現が難しいため、極めてリスクが高いとみま
す。

※「3歳まで」は、3歳0ヶ月～3歳11ヶ月のこどもを指します。

○こどもの心身の傷の程度

身体的虐待やネグレクトの程度は、下記「虐待の部位」を参考にしてください。

○虐待の部位

- ・在宅支援共通アセスメントシート（様式3）右上欄のこどもの身体図（全身の向き・後向き・顔面頭部）に、どのような傷が、どこに認められたのか、位置が判るように○で囲みます。
- ・いつの傷なのか、判明するものは日付を明らかにしておく必要があります。
- ・虐待の部位により虐待のレベルは異なってきます。以下の表を参考にしましょう。

虐待の程度	部 位
生命の危険・重度	顔面・頭部・頸部・性器・内臓
中度・軽度	臀部・上下肢

○在宅支援共通アセスメントシートを支援に活かすために

① 問題の背景についての調査

こどもの傷つきは、怪我などの直接目に見える形だけでなく、さまざまな形で表れることに注意が必要です。例えば、自殺企図や自傷行為、帰宅渋りなどの形で表れるかもしれません。

こどもへの適切な支援方法を考える際には、まず情報を集めることが重要です。その際、客観的な事実とこどもに表れている傷つきは区別して調査する必要があります。

例）こどもが自殺企図を起こし、帰宅を拒否しているケース

- ・こどもに表れている傷つきだけで判断しようとする、例えば虐待の程度は「最重度」に当てはまります。
- ・しかし、「自殺企図がある」という情報だけでは、そもそも児童虐待の疑いがあるのかどうか、こどもがどれだけ安全な状況なのかも分かりません。もしかすると友人関係が原因で自殺企図に繋がっているかもしれませんし、保護者は通院を支援できているかもしれません。
- ・どんな背景であれこどもの傷つきが疑われる状態のため、何らかの支援を考える必要があります。しかし、支援の方法はこどものおかれている状況によって変わります。見立てがないままに支援しようとする、こどもとの支援関係が破綻したり、保護者による協力が得られなくなったりと、むしろリスクが上がってしまう可能性があります。
- ・そこで、関係機関やこども本人、保護者などに詳細な調査を行い、自殺企図の背景にある事情を把握することが大切です。

② 家族状況の確認

在宅支援共通アセスメントシート（様式3）の中欄にある、各領域の「こども」「家庭」「養育者」「養育状況・態度」「サポート」の各項目から、その家族の状況と課題を明らかにしていきます。

この手順により、たとえ虐待の程度が軽度であっても、その家族に支援が行われていない場合は、それ自体が課題となり、家族への支援を考える機会となります。

例）ネグレクトケースAの場合

（保育所から、母親が3歳の長女に時折朝食を食べさせていないという通告）
受理段階でのアセスメントにより、こどもへの虐待程度は軽度であるが、夫の借金により生活苦が続き、親族や周囲のサポートもなく、母が精神的に追い詰められ、うつ的な状態にあることが判明。

→支援が必要な家庭であると判断し、要対協の枠組みとして個別ケース検討会議の開催を決定。

③ 必要な支援を考える

具体的な支援手順については、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）の右欄にある「サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材」に記入します。すでに行われている支援、必要な支援が明らかになり、各担当機関の当面の役割分担につなげることができます。

例）ネグレクトケースAへのサービスにおけるアセスメント

当面の支援として、保育所によるこどもへの見守りを継続し、以下の支援を検討。

- ①生活苦緩和のための福祉的支援
- ②母の精神的ケア
家事サポート

サービス利用チェック		
活用中	番号	サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材
		すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○
	1	子の治療・相談（身体面・発達・心理面）
	2	保育所・認定子ども園・幼稚園
	3	学校支援（生活・登校）
	4	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
	5	特別支援教育・児童発達支援等の療育・健診後フォロー
	6	放課後等デイ・放課後児童クラブ
	7	学習支援・生活支援・子ども食堂・居場所
	8	その他（ ）
	9	親の治療・カウンセリング・
	10	訪問看護/服薬管理・通院支援
	11	家事育児支援（養育支援訪問・ファミサポ・ヘルパー・登校園支援・その他）
	12	手帳取得・障害者自立支援
	13	その他（ ）
	14	妊婦健診・助産制度・産前/産後事業
	15	グループケア・親教育・支援プログラム
	16	個別相談
	17	家庭訪問（ ）
	18	来所相談（ ）
	19	ショートステイ・トワイライト・一時預かり
	20	子育て支援サービス（ひろば事業など）
	21	その他（ ）
	22	生活保護・生活困窮者・母子・父子
	23	DV被害者支援・婦人相談・母子生活支援施設・シェルター
	24	就学援助・自立支援医療・小慢・難病医療
	25	諸手当・年金・貸付・住宅・就労支援
	26	その他（ ）

活用中は保育所のみ

母への治療及び
家事支援への活用

生活保護及び
福祉的支援の活用

（シート IV支援方針欄）
支援方向をふまえ、
各担当機関による当面の
役割分担を記入。

IV 支援方針	
短期目標・具体的支援策	役割分担
（支援内容） ・子どもの安全のための手立て、具体策 ・家族ができるようになること この欄は、重線にかかわらず、優先順位の高い支援策から記入できます。	担当 機関 （者）
・養育支援訪問事業（ヘルパー活用）を週1回実施。 ・福祉課に母子の生活保護受給について協議。	児童福祉課
・母親への面接を実施し、受診につなげる。 ・母親の受診について、Bクリニックに協力依頼。	家庭児童相談室
・本児の着替えやトイレ等の身辺自立を促し、食事による栄養面をフォロー。 ・送迎時に保育士が母親の聞き役になり、サポートする。	保育所
・乳幼児健診の結果等をふまえ、本児の生活リズムの安定について、家庭児童相談室と協働し、母親の個別相談につなげる。	保健センター

※次回の会議時に、ケースについて明らかになった課題や支援のポイントを各機関が共有するためにも、在宅支援共通アセスメントシートを継続して活用することが大切です。

第9章 重症事例・死亡事例について

○重症事例・死亡事例から学ぶ

令和7年9月こども家庭庁発行の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第21次報告）」では、こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスクについて、以下の内容が挙げられています。

リスクについては、要対協の機能を活用し、様々な関係機関が把握した情報を持ち寄りながら認識するようにしましょう。その際、リスクがどのような文脈の中で生じているのか、また今後どのようにリスクが作用する恐れがあるのかを考えることが大切です。

※巻末資料4にも「第1次から第21次報告を踏まえたこども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク」（令和7年9月11日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課）を掲載していますので、チェックリストとしてもご活用ください。

○留意すべきリスク

養育者等の側面

- ・妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- ・妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない／妊婦健康診査を何等かの理由で一定期間、中断している
- ・関係機関からの連絡を拒否している、途中から関係が変化した
- ・予期しない妊娠／計画していない妊娠
- ・医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- ・乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から未受診の場合も含む）
- ・精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）、知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- ・過去に自殺企図がある
- ・保護者がDVの問題を抱えている
- ・こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- ・家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）の妊娠
- ・こどもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- ・虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- ・訪問等をしてもこどもに会わせない
- ・多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- ・安全でない環境にこどもだけを置いている
- ・きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- ・保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある

こどもの側面

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、腹部等に外傷が認められる
- 軽度の傷やあざが体幹や顔面に複数回認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる（成長発育曲線の活用）
- 多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに対する虐待や不適切な養育があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の情報提供がある
- 経済的困窮により、関係機関への相談経過がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内である
- こどもの声（表情、視線、泣き声、体の動かし方等含）を聴き、ニーズを把握することを意識した対応ができていない
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

【ポイント】

これまで発生した重症事例、死亡事例には、家族構成の変化が背景にあったものがありました。離婚や転居、里帰り、きょうだいの施設入所、新たな交際相手の出現等、生活環境や同居者の変化から新たな困難を抱える可能性がありますので、注意して対応しましょう。

○虐待死事例から学ぶ主な対応のポイント

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）では、対応の転機をわけるポイントに、支援機関が陥りやすい以下のバイアスがあることが指摘されました。

①初期アセスメントの硬直化バイアス

ケースの初期認識の段階で抱いた印象や判断がその後の虐待対応に強い影響を与え、判断が固定化されてしまっている状態。

②初期アセスメントの適合選択的情報収集バイアス

「初期アセスメントの硬直化バイアス」に従って、初期アセスメントに適合するような情報を選択して収集してしまう状態。

③関係性を壊したくないバイアス

担当者が保護者との関係性を優先するあまり的確なアセスメントができなくなってしまう状態。

④過去同様案件あり大丈夫バイアス

過去に同じようなケースで問題がなかったため大丈夫だと思い込んでしまう状態。

⑤他の同様リスクケースも大丈夫バイアス

他にも同じようなリスクを持つケースはたくさんあるため今回も大丈夫だと思い込んでしまう状態。

⑥重大事案発生前のインシデントの見落としバイアス

死亡事例等の重大事案が発生する前に起こることの多いインシデントを見落としてしまう状態。

インシデントの例としては、以下のような状況が考えられます

- ・ こどもが所属先を退所する
- ・ こどもに虐待を思わせる不可解な傷やあざ、体重減少がみられる
- ・ 乳幼児健康診査の未受診や面談のキャンセル
- ・ 支援機関との接触の拒絶
- ・ 世帯の状況やまわりの環境変化
- ・ 疾患や障害の状態悪化
- ・ 突然の環境変化

支援機関はこのようなバイアスに陥りやすいため、ケースの進行を客観的・俯瞰的にみることができる SV の役割が重要となります。

バイアスに陥りやすいことを意識しながら、次のような対応を心がけて支援にあたるようにしましょう。

【安全確認・調査】

- 家庭訪問をする。
- きょうだいも視野にいれる。

【アセスメント】

- 受傷機転不明の乳幼児の頭部、顔面、頸部のけがは極めて危険性・緊急性が高い。
- 保護者の反省の言葉はあてにならない。
- 保護者との関係性の改善と虐待状況は別のものと捉える。
- 複数機関で共同で多角的なリスクアセスメントを行うことが重要。
- 経時的・総合的なアセスメントを行う。

【進行管理】

- 組織的な進行管理を行う。
- リスクが高まったと判断される場合は個別ケース検討会議を開催。

【機関連携】

- 機関連携においては、必ず主担当機関を明確に。
- 「見守り」の内容を具体的に。
- 保護者が精神疾患の場合、必ず医療機関との連携を。
- 家庭復帰に際しては、要対協などを通じて必ず地域のセーフティ・ネットの整備を。
- 転居の場合における情報・認識（危険性）の共有を（重篤な事案は面談による引き継ぎ）。

（令和7年度 奈良県家庭相談員連絡協議会総会 才村純先生の記念講演資料を参考に作成）

【コラム】死亡事例がおきた家庭への支援について

虐待によって亡くなったこどもや重大な被害を受けたこどものきょうだいのについては、きょうだいも直接虐待を受けているか否かに関わらず、重大な虐待の場面に直接又は間接的に遭遇しており、著しい心理的な被害を受けている可能性が極めて高いです。残されたきょうだいに虐待が行われる場合や、虐待が激しくなる可能性に留意し、きょうだい一人ひとりについて必ず受理を行い（児童記録票（様式4）を作成）、速やかに安全確認とアセスメントを実施し、施設入所等の必要性を検討します。

なお、施設入所措置等がとられない場合であっても、必ず児童福祉司指導等の措置を取り、その後も長期間にわたり動静を把握するなど定期的に安全確認と再アセスメントを実施し、継続的な援助を行うことが必要です。

また、事案発生時には他のきょうだいがいなかったとしても、その後、新たにこどもが生まれる場合があります。そういった場合の支援についてはケースバイケースとなりますが、個別ケース検討会議を開催し、アセスメントのうえ各機関の役割を検討し必要な支援を考えることが大切です。

第10章 支援例

この章では支援方法の例を記載します。ただし、これは全てのケースに推奨される方法ではなく、あくまで例という前提で参考にしてください。各ケースの状況によって支援方法が変わるため、情報を細かく収集して判断することが重要です。

社会資源は市町村によっても異なります。どんな社会資源を導入するか迷った時には、在宅支援共通アセスメントシート（様式3）の「サービス利用チェック」の項目も参考にしましょう。

例えば、母の負担を軽減させることを目的にショートステイやヘルパーを繋げることで、母が子どもと過ごす時間のリスクを低減させられるかもしれません。

支援の目的は常に、子どもの安全を守ることです。親や世帯へのサービスを減らすことで、むしろ子どもにとっては虐待のリスクが高まる可能性があります。親への支援方法を変えようとする時には、それによって子どもの安全が高まるかどうかを考慮します。

子ども家庭庁の「子ども家庭センターガイドライン」に市町村向けの支援方法がより具体的に記載されているので参考にしましょう。

（1）市町村が中心となって対応することが多い虐待ケースの例

○ヤングケアラー

子どもが過度に家族の日常的なケアを行っている状態をヤングケアラーと呼びます。

子どもへのダメージを調査する時には、子どもがどんな役割を担っているのか、どれだけの時間を費やしているのか、他の家族はどんな役割を担っているのか、そして子どもの生活にはどんな風に支障を来しているかを調べる必要があります。

支援のためには、子ども自身の時間を確保するために、こどものしているケアを社会サービスで代わりに補えないかという視点を持ちながら、社会資源の導入を調整します。

適切な支援につなげるためには、学校を始め、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等の関係機関と情報共有し、相互に連携し、支援がうまく回っているかを確認していく必要があります。

支援者の基本姿勢として、ヤングケアラーが置かれた状況の背景を十分に理解し、家族を非難するのではなく、家族全体が支援を必要としていることを認識することが重要です。また、本人の気持ちに寄り添った丁寧な対応を心がけ、緊急の場合を除いては、ヤングケアラー本人抜きで安易に家庭に介入することは避けましょう。

本人の意思を尊重しながら家族全体にとってより良い支援の方向性を模索し、家族に関係する支援関係者と連携調整を図り、福祉サービスや子育て支援サービスにより中長期的に支援していく姿勢が肝要です。

○ネグレクトによる不登校

不登校の状態が児童虐待に当てはまるかどうかを判断するためには、欠席の理由や、保護者の関わり方を調べる必要があります。こどもが登校を希望している中で保護者が正当な理由なく登校を禁止している場合や、適切に登校刺激を与えられずに欠席に繋がっている場合等もあることを考慮しながら調査します。

ネグレクトが疑われる状況で登校できていない場合、定期的に現認による安全確認を行う体制を築くことが大切です。まずは出欠席の状況を始めに把握する学校で家庭訪問を行ったり、ICT 環境を活用したりして、現認やこどもの SOS をキャッチできる方法を検討します。あわせて、学校からのアプローチだけでは安全確認が達成できない場合、学校の設置者である教育委員会からも登校勧奨を行います。

場合によっては、教育支援センターといった学校以外でこどもが通所できる居場所作り等の不登校支援の事業を調整します。

もしも学校や教育委員会による現認に親の協力が得られなければ、段階的に要対協、児相と対応する機関を変えていくことになります。なお、親がこどもを全く現認させずこどもの危険が疑われる場合、児相が出頭要求、立入調査、警察の協力を受けて臨検、捜索をする場合があります。

○面前 DV による心理的虐待

両親の間で DV がある場合、夫婦間の支配関係や利害関係に注意する必要があります。そのため、父母を分けてそれぞれから事実関係を聞き取ることが大切です。

父母のパワーバランスに晒されることで、こどもが親を庇わざるを得ない状況になっている可能性があります。そのため、こどもの話から事実関係の確認が困難な可能性があるかと念頭に置く必要があります。こどもに話を聞く以外の方法でも、こどもの対人関係の取り方や気になる行動の様子を見て、虐待による影響を調査します。

DV があるケースでは、虐待者は父母の両方が当てはまります。DV 加害をしている側の親だけでなく、DV 被害を受けている側の親も、こどもにとっては面前 DV から守ることができていない虐待者であるとの視点を持ち、調査や指導を行うことが大切です。DV 被害を受けている側の親には、避難方法を伝えるだけでなく、こどもを守る視点を持つよう助言します。そして、実際にこどもを守るために動いているかどうかを調査します。

【コラム】 DV 相談の窓口

○奈良県中央こども家庭相談センター（奈良県配偶者暴力相談支援センター）

TEL：0742-22-4083 平日 9:00～20:00、土日祝日 13:00～16:30（年末年始除く）

○奈良県高田こども家庭相談センター

TEL：0745-22-6079 平日 9:00～16:00（土日祝日・年末年始を除く）

○県民くらし相談センター

【女性相談窓口】

TEL：0742-22-1240 火～土 9:00～16:30（12:30～13:30 を除く）

【男性相談窓口】

TEL：0742-27-0304 月2回（第1・第3土曜日午後）

○奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」

TEL：0742-81-3118 24 時間受付

○奈良県警察本部 警察総合相談電話「ナポくん相談コーナー」

TEL：0742-23-1108 または #9110（プッシュ回線） 平日 8:30～16:30

○DV相談+（プラス）（内閣府設置相談窓口） URL：<https://soudanplus.jp>

TEL：0120-279-889（つながはやく）

電話は 24 時間対応、チャット相談は 12：00～22：00

その他にも様々な相談窓口があります。詳細は以下の HP をご確認ください。

○目的や意図に応じた相談先の一覧：奈良県 HP「DV に関する相談機関等」

（<https://www.pref.nara.jp/50434.htm>）

○DV 相談機関等一覧：奈良県 HP「DV 相談機関等一覧」

（<https://www.pref.nara.jp/50480.htm>）

(2) 見えにくい虐待ケースの例

○教育虐待

親から子どもへの教育場面に関連して起こる虐待を指して、教育虐待と呼ぶことがあります。

教育虐待の種類は多岐にわたります。例えば、子どもに著しく多い量、長い時間の勉強や習い事をさせる、子どもの発達と比べて過剰に高いレベルの勉強をさせる、成績や勉強量で目標を満たさないと罰を与える、進路選択の時に子どもの意向を無視する、などがあります。

親の関わりが、厳しい教育方針として一般的な範囲に収まるのか、子どもにとって不適切な程度かを判断することが困難です。子どもへのダメージや事実関係を具体的に調査します。

教育虐待に至る背景として、親が自身の生育歴や学歴を基にした葛藤を持っていること、子どもの特性を受け入れられないことが影響している可能性があります。

学校や教育機関が親と話し合う他に、相談機関の検査や病院受診が活用できないか等を検討します。そこで得られた子どもの見立てを親と一緒に話し合うことで改善できないかどうかを調査します。

○代理ミュンヒハウゼン症候群

代理ミュンヒハウゼン症候群（MSBP）と呼ばれる虐待の形があります。これは、保護者が子どもの病的な状態を作り続けるという状態を指す言葉です。具体的には、子どもに何らかの薬剤を飲ませて症状を作りだしたり、実際には起こっていない症状を医師に報告したりという形があります。

MSBP が疑われる状況の例として、症状の原因が分からない、治療で効果が得られない、特定の保護者が近くにいると症状が悪化する、特定の保護者が離れると症状が改善する、といったものがあります。

このアセスメントのためには、医療機関との連携が不可欠です。要対協が MSBP を調査するためには、関係機関が持つ子どもと保護者に関する情報を得るほか、子どもの過去の受診歴を詳細に調べるのが大切です。虐待の兆候が確認しづらいという特徴もあるため、関係機関で詳細に調査できるよう、細かく役割分担し、情報を集約する機関を決めておく必要があります。

○宗教の信仰等に関する児童虐待

背景に宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第2条各号に規定する児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要があります。

例えば、長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する等して身動きができない状態にする行為は身体的虐待に該当します。また、児童の就学や日常生活に支障が出る可能性がある時間帯まで宗教活動等への参加を強制するような行為は、児童の発育や児童に対する養育の観点から不適切なものとしてネグレクトに該当します。

（参考：「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省こども家庭局長通知））

（3）非行相談への対応

非行は、不良行為、ぐ犯行為、触法行為、犯罪行為の4つに分けられます。非行相談において、犯罪を行った満14歳以上のこどもについては、警察や家庭裁判所が対応することとなるため、基本的には①不良行為のあるこども、②ぐ犯行為のあるこども、③満14歳未満の触法行為のあるこどもが相談の対象となります。

不良行為とは、飲酒、喫煙、家出や深夜徘徊など、ぐ犯行為にも当たらないような程度の非行です。非行が深化する前に早期に対応し、改善が見られないときは、地域ネットワークを利用しながら支援を継続することが大切です。

ぐ犯行為とは、度重なる家出や深夜徘徊、暴走族など不道德な人との交際、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のことです。

触法行為とは、刑罰法令に触れるもののこども本人が満14歳未満であるため刑事責任は問われない行為のことであり、警察署から児相に通告され、児相が対応するのが一般的です。

相談対応の中で、内容から触法行為やぐ犯行為等に該当することが判明した場合は、地域での支援の可否について判断し、対応します。より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には児相と協議し送致を行うことを検討し、学校や警察等と適宜情報共有を行うなど、緊密な連携体制のもと、一体的組織的な対応に努めます。

特に低年齢からの非行行為の背景には、虐待がある場合が多いといわれています。こどもの行動特性のアセスメントとともに、こどもとその保護者が地域において孤立することなく支援を受けながら生活が続けられるよう、関係機関が連動できるような支援が重要です。

(4) 児童が18歳を超えた場合の援助について

①「延長者等」の取り扱いについて

児相が入所措置等を行っている児童が18歳を超えた場合は「延長者」として、児相が一時保護を行っている児童が18歳を超えた場合は「保護延長者」として、引き続き必要な支援を行う必要があります。

これらの「延長者等」の援助における主な課題は、当事者のニーズに寄り添いながら、安全と自立を支えることにあります。要対協の機能を活用しながら、地域の関係機関等と連携を図り、自立後の支援機関に繋いでいくことが大切です。

②18歳を超えて自立支援が必要なケースの取り扱いについて

原則的には生活保護や障害福祉サービス等の成人を対象とした支援に繋がりますが、児相が入所措置等や一時保護を行っていた者、母子生活支援施設による保護の実施を解除された者、自立のために援助及び生活支援等が必要と認められる者が18歳以上20歳未満で保護を求めた場合は、児童自立生活援助事業の適用の可否について児相に相談することができます。また、20歳以上であっても、施設等を退所後にアフターケアを受けている者は支援の対象になります。

Q) 児童自立生活援助事業とは？

A) 義務教育終了後に児童養護施設などを退所した20歳未満の児童などが、就職して自立した生活を送れるよう、共同生活を営む住居等（児童自立生活援助事業所）で、相談、日常生活上の援助、生活指導、就業支援を行う事業です。

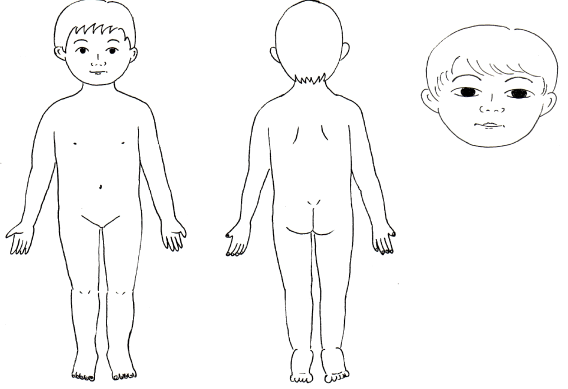
児童虐待相談・通告受付票

様式 1

令和	年度
No.	

受付・受理年月日 令和 年 月 日 () 時 分

受付者 _____ 印

子ども の状況 と虐待 の種類 ・内容	ふりがな 氏名	男・女	所 属		生 年 月 日	平成・令和 年 月 日 (歳)											
		男・女				平成・令和 年 月 日 (歳)											
		男・女				平成・令和 年 月 日 (歳)											
	住 所																
・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふうに ・健康状態 ・発育状態 ・身体の汚れ ・衣服の汚れ ・現在の居場所 ・就学 ・出席状況 ・様子 ・落ち着きなし ・おどおど ・表情が乏しい ・徘徊 ・外に出ない ・乱暴 ・その他	<table border="1"> <tr> <td>身体的</td> <td>性的</td> <td>ネグレクト</td> <td>心理的</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ◎：主 ○：従 (アザや傷等の部位) 									身体的	性的	ネグレクト	心理的				
	身体的	性的	ネグレクト	心理的													
保護者と家庭 の状況	ふりがな 氏名		続柄		続柄												
	職 業		年齢		年齢												
	住 所	電話 () -															
	・兄弟の有無 ・同居家族 ・家族内の協力者 ・家族以外の協力者 ・近隣関係	<ジェノグラム>															
通告 者 に つ い て	氏 名	電話 () -				通 告 者 へ の 対 応											
	住 所																
	関 係	家族・近隣・学校・保育所・幼稚園・市町村・児童委員・警察・その他 ()															
	事実の 確認	・通告者は、実際に目撃した 悲鳴や音等を聞いて推測した 関係者 () から聞いた															
	保護者との 話し合い	・この件について保護者と (話し合った・話し合っていない) ・保護者は、この通告を (承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)															
	通告意図	子どもの 保護 ・ 調査 ・ 相談															
調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当センターからの連絡 (諾 ・ 否)																
通告受付後 の初期対応																	
決 裁 年 月 日	部 長		課 長		課長 補佐		係 長		職 員		担 当						

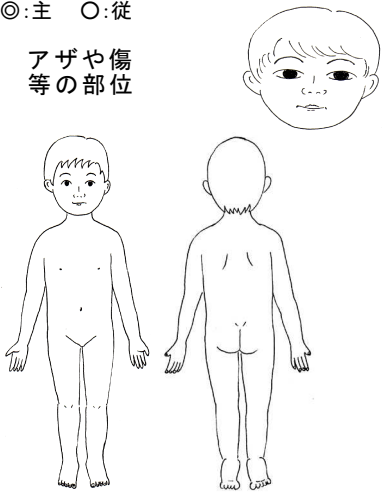
〔記入例〕 児童虐待相談・通告受付票

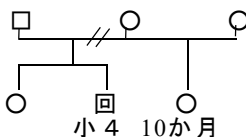
令和 X 年度

受付・受理年月日 令和 X 年 5 月 3 1 日 (月) 1 6 時 3 0 分

No. 1 2 8

受付者 川中大輔 印

子ども の 状 況 と 虐 待 の 種 類 ・ 内 容	ふり氏 がな名	さと なか ゆう と 里 中 悠 人	男・女	東山小 4 年	生 年 月 日	平成・令和 ○ 年 4 月 2 3 日 (1 0 歳)							
		男・女	所	平成・令和 年 月 日 (歳)									
		男・女	属	平成・令和 年 月 日 (歳)									
	住 所	R 町海中 3 ● - ● 5 大和 ● ● ● 2 F 2 0 ●											
・ 誰から ・ いつから ・ 頻度は ・ どんなふう ・ 健康状態 ・ 発育状態 ・ 身体の汚れ ・ 衣服の汚れ ・ 現在の居場所 ・ 就学・出席状況 ・ 様子 ・ 落ち着きな ・ おどおど ・ 表情が乏しい ・ 徘徊 ・ 外に出ない ・ 乱暴 ・ その他	・ 児童委員等が近隣の連絡を受けて小学校を訪問し小学校からの通告となった。 ・ 本日の学校の家庭訪問で、本児の安全が確認されており、これまでも目立った傷やアザは見あたらない。但し、保護者は不在だった。 ・ 遅刻が多く、続けて 2, 3 日欠席する。 ・ 毎日ではないが夜間に閉め出され、泣き声が聞こえる。 ・ 季節はずれの服を着ており、入浴していないのか首筋が汚れている。 ・ 給食はお腹が一杯になるまで食べる。 ・ 友達とあまり遊ばず、授業中はボーとしてたり、宿題をやってこない。 ・ 3 月初めに転入してきた。												
	<table border="1"> <tr> <th>身体的</th> <th>性的</th> <th>初外</th> <th>心理的</th> </tr> <tr> <td>?</td> <td>?</td> <td>○?</td> <td>○?</td> </tr> </table> ◎:主 ○:従 アザや傷等の部位 						身体的	性的	初外	心理的	?	?	○?
身体的	性的	初外	心理的										
?	?	○?	○?										

保護者と家庭の状況	ふり氏 がな名	里 中 貴 史	続柄 実父	里 中 ユ リ	続柄 養母
	職 業	運 転 手	年 齢 3 7 歳	不 明	年 齢 2 3 歳
	住 所	児童に同じ 電話 (0 7 ●) 4 3 2 - 1 2 ● 5			
	・ 兄弟の有無 ・ 同居家族 ・ 家族内の協力者 ・ 家族以外の協力者 ・ 近隣関係	・ 1 0 か月の妹 ・ 姉がいるが、状況は不明 <ジェノグラム> (x.5.31時点の把握) 			

通 告 者 に つ い て	氏 名	村山教諭(担任)及び教頭 電話(0 7 ●) 2 3 1 - 1 ● 5 ●			通 告 者 へ の 対 応
	住 所	町立東山小学校			
	関 係	家族・近隣・ <u>学校</u> ・保育所・幼稚園・市町村・児童委員・警察・その他()			
	事実の確認	・ 通告者は、 <u>実際に目撃した</u> <u>悲鳴や音等を聞いて推測した</u> 関係者 (児童委員等) から聞いた			
	保護者との話し合い	・ この件について保護者と (<u>話し合った</u> ・ <u>話し合っていない</u>) ・ 保護者は、この通告を (<u>承知</u> ・ <u>拒否</u> ・ <u>知らせていない</u>)			
	通告意図	子どもの <u>保護</u> ・ <u>調査</u> ・ <u>相談</u>			
調査協力	調査協力 (<u>諾</u> ・ <u>否</u>) 当センターからの連絡 (<u>諾</u> ・ <u>否</u>)				

通告受付後の初期対応	・ 緊急受理会議を実施して、学校の更なる調査や、保護者への当課の照会、妹の 1 0 か月健診時のコンタクト等を当面の方針とした。				
------------	--	--	--	--	--

決 裁 X 年 5 月 3 1 日	部 長	山 本	課 長	高 山	課 長 補 佐	川 上	係 長	池 田	職 員	山 口	加 藤	担 当	川 中
----------------------	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

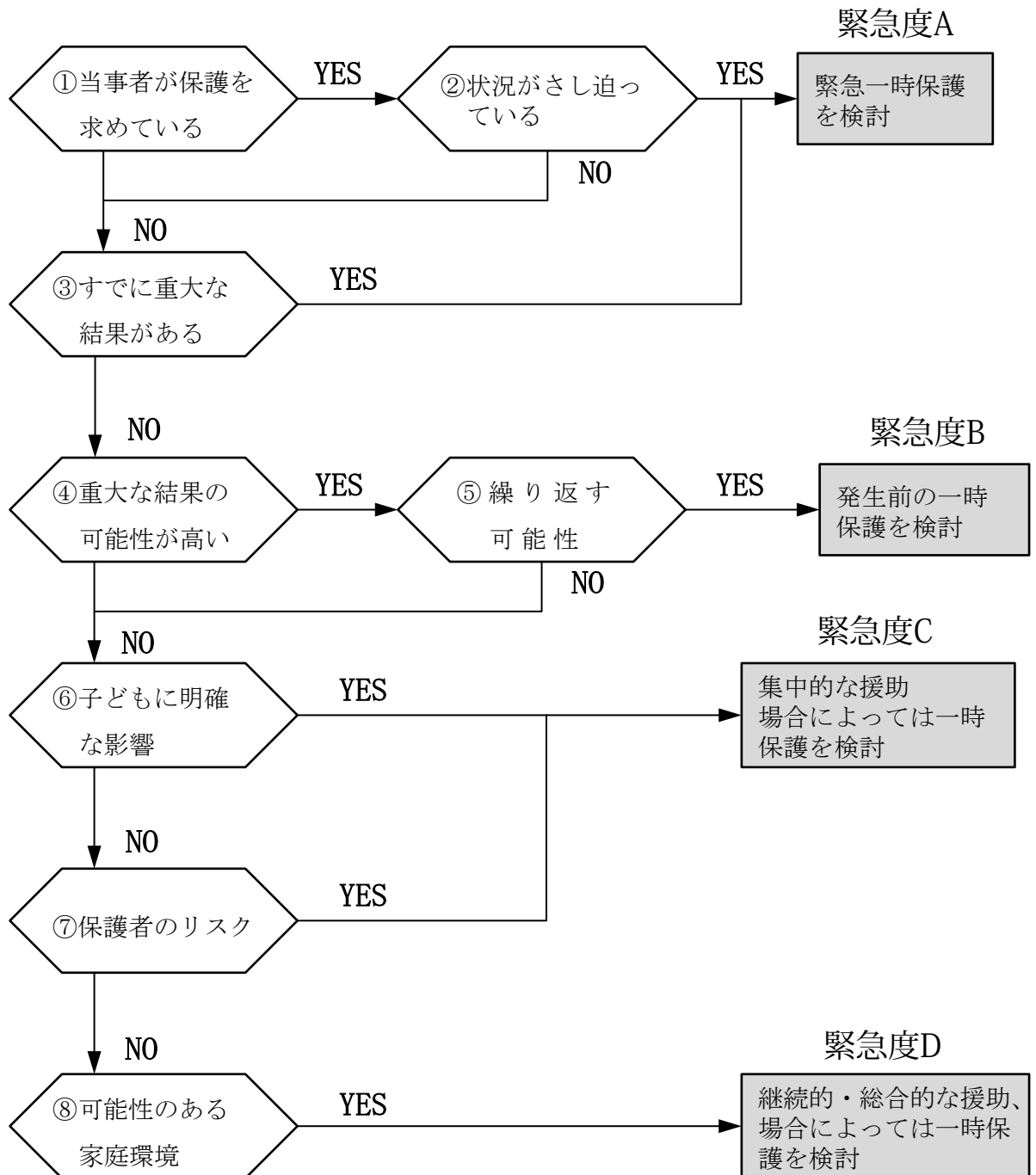
(参考 4)

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている ☐ はい ☐ いいえ	
☐ こども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が、こどもの保護を求めている	*情報
② 状況が差し迫っている ☐ はい ☐ いいえ	
☐ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚である ☐ 保護者から「このままでは何をしてくすか分からない」、「殺してしまいそう」などの訴えがある ☐ こどもから「保護者に殺されそう」、「保護者が殺してしまいそうと言っている」などの訴えがある	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている ☐ はい ☐ いいえ	
☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 外傷（外傷の種類と箇所： ） ☐ ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、治療拒否、（ ）	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い ☐ はい ☐ いいえ	
☐ 乳幼児 ☐ 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、揺さぶり、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ ） ☐ 性的行為に至らない性的虐待、（ ） ☐ ネグレクト 例：ご飯を食べられていない、顕著な体重減少	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い ☐ はい ☐ いいえ	
☐ 新旧混在した傷、こどもの入院歴、（ ） ☐ 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談・通告歴、一時保護歴、施設・里親措置歴、「きょうだい」の虐待歴（ ） ☐ 保護者に虐待の認識・自覚なし ☐ 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱、自己抑制力の低下、衝動性・攻撃性の高さ	
⑥ 虐待の影響と思われる症状がこどもに表れている ☐ はい ☐ いいえ	
☐ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ ） ☐ 面接場面での様子 例：無表情、表情が暗い、鬱的、体の緊張、過度のスキンシップを求める、（ ） ☐ 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、（ ）	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある ☐ はい ☐ いいえ	
☐ こどもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、予期せぬ妊娠出産、母子健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、（ ） ☐ 精神状態の問題 例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児への過度な不安、（ ） ☐ 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（ ） ☐ アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（ ） ☐ 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない ☐ 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 日常的にこどもを守る人がいない	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 ☐ はい ☐ いいえ	
☐ 虐待によるのではないこどもの生育上の問題等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、何らかの育てにくさを持っている、（ ） ☐ こどもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、（ ） ☐ 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（ ） ☐ 養育態度・知識の問題 例：育児に対する不安、育児の知識や技術の不足、特異な教育観、こどもの発達を無視した過度な要求、（ ） ☐ 家族状況 例：ひとり親家庭、内縁者や同居人がいる、転居を繰り返す、保護者の不安定な就労・転職等（ ）	

厚生省児童家庭局長：児童相談所運営指針（令和 8 年 3 月改訂版）より引用

一時保護に向けてのフローチャート



※ 場合によって一時保護を検討する際は、「虐待を受けるおそれがある場合」(児童福祉法施行規則第35条の3第1号)に該当するか否かも検討することに留意する。

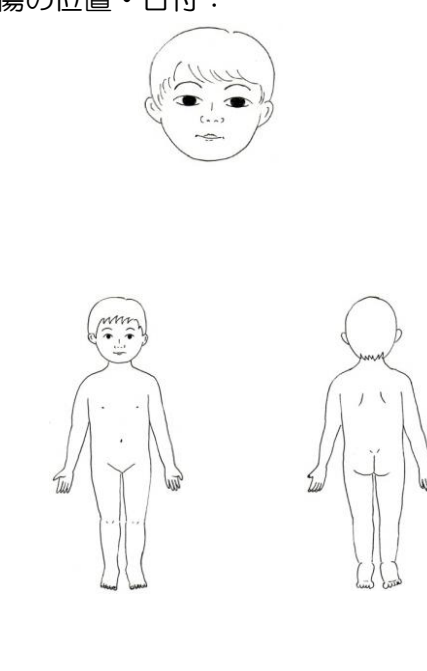
厚生省児童家庭局長：児童相談所運営指針（令和8年3月改訂版）より一部改変

在宅支援共通アセスメント・プランニングシート 2023					記入者所属氏名		記入日		年	月	日 (初回・ 回目)
ケース番号	児童名	生年月日	年	月	日	所属校園	受理日	年	月	日 (新規・再開)	

主 ◎ 副 ◎	虐待の種類		虐待の程度：該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください。該当レベルは、0～3歳の場合は1段レベルを上げてください。									
		身体的		身体的虐待の例		ネグレクトの例		心理的虐待の例		性的虐待		
		ネグレクト	最 重 度	頭部外傷 乳児を投げる 踏みつけ 窒息の危険 その他生命危害行為		病気なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水		自殺の強要 親子心中を考える 子どもの自殺企図		妊娠 性交渉 ボルノ被写体		
		心理的		重 度	骨折 打撲 やけど 腹をける 顔面のひどい外傷 被害児が乳児		乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 主ライフライン停止 食事が満足にできない		頻回なDVの目撃 子の頻回の自傷行為 日常的に威嚇・非難・無視		性器をみせる 着衣の上から触る 性描写や性交渉を見せる	
		性的			特定妊婦・要支援							
該 当 に ○	子の年齢		中 度	半年以内に2回以上のあざや傷 新旧の傷 顔面のあざ ける		生活環境不良で改善なし 放置 登校禁止		目前DV 子の自傷行為 強い叱責・脅し 保護者自傷 きょうだい間差別		着替えを覗く 浴室に入る 子の不相应な性的言動		
		*0-3歳		軽 度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ		健康問題が起きない程度のネグレクト		子への威嚇、非難、無視がときどき きょうだい間差別が一時的にある		子どもに卑猥な言葉を発する 性的描写物の放置	
		*4-就学前			傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ		健康問題が起きない程度のネグレクト		子への威嚇、非難、無視がときどき きょうだい間差別が一時的にある		子どもに卑猥な言葉を発する 性的描写物の放置	
		小学生			今傷はないが、発生する可能性が高い		予防接種や健診を受けない		子がかわいく思えない		疑い	
		中学生										
		15歳以上	危 惧									

安否確認・過去の虐待歴等		
情報を得られる機関	児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他	
子どもの安否確認	毎日可能 時々できない できにくい 校園の所属 (有 無) 居住実態不明	安否確認ができない状況・要因
過去の虐待歴	入院歴・施設入所歴 きょうだいの被虐待歴 一時保護歴 通告・相談歴 (きょうだい含む)	
養育者の被虐待歴	被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた・過度の期待束縛	

ケース概要：かかわりを始めたきっかけや子どもの安全について問題となっている事実

傷の位置・日付：


Ⅰ 子ども・家庭・養育の様子 *は優先的に把握したいもの						
気に留めておく確認項目と内容 (必ずしもすべて埋める必要はありません。)						
*は保護との関連の 高い項目です。		不 明	は い	や や	疑 い	い い え
		以下、該当項目と思われるものをすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。				
子 ど も	1 心身の発達*					低身長・体重増加不良・障害や遅れ (身体・知的・発達)・疾患
	2 精神の状態*					表情が乏しい・睡眠リズム・抜毛・自傷・自殺企図
	3 日常的世話の欠如					ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・季節に合わない衣服・物が揃わない 不登校や学校園を休ませがち・乳幼児健診未受診・予防接種未受診・虫歯が多い
	4 行動・情緒的問題					感情の起伏が大きい・癇癪・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校
	5 子の意志・気持ち*					家に帰りがたらない・親の前で (萎縮・無表情・口止めに応じる)
養 育 者	6 心身の状態					精神症状がある (妄想、幻聴、幻覚等)。通院ができていない、服薬ができていない、疑いがあるが通院できていない、慢性疾患、障害関連手帳の所持 (身体、知的、精神) 等
	7 性格的問題					衝動的、未熟 (自己中心的)、攻撃的、他罰的、偏り、共感性のなさ短絡的、虚言、自己顕示欲、感情を抑えられない、言うことがよく変わる、被害的、その場逃れ、うそが多い等
	8 依存症等*					アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障害 依存症 (アルコール・薬物・スマホ・ギャンブル・買い物・盗癖)
	9 家事・育児能力*					送迎ができない・障害疾患のため能力低下・妊娠中など
養 育 状 況 ・ 態 度	10 妊娠・出産前後					健診回数少ない・飛び込み出産・若年・母子手帳発行遅延・くりかえす妊娠・予期せぬ妊娠等
	11 虐待の継続性*					単発・1～2月に1回・繰り返し・常習
	12 子への感情・態度					子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・無関心 子をけなす・過干渉・脅す
	13 虐待自覚なし*					問題意識なし・体罰容認・嫉主張・虐待の否定・隠蔽
	14 養育意欲なし					ケア状態の急慢、子の食事を作る意欲ない、放任、放置する、能力があっても意欲がない、能力はあるが、不安定になると意欲が失せる (他に関心が向き、意欲を無くしている)
家 庭	15 養育知識なし					知識不足・技術不足・期待過剰・価値観の違い
	16 家族問題					不和・別居・家出・未婚・離婚・内縁・ステップファミリー・家族構成の変化・介護
	17 DV					加害者 ()・DVの種類 (身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離)
	18 経済問題					借金・生活苦・失業・転職・不定的就労・計画性欠如・生保廃止
	19 生活環境					劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居所不定
サ ポ ー ト	20 子を守る人なし*					同居している大人がいても、子どもを守れない・虐待者以外に大人がいない
	21 社会的支援なし*					孤立的・親族関係 (対立・過干渉・応援なし)・転居
	22 関係機関に協力態度なし					拒否・接触困難・抵抗・不信感
	23 援助効果なし					改善が期待できない・聞きながす

ジェノグラム	
同居の家族等	父 (実・継・養)・内縁男性 母 (実・継・養)・内縁女性 祖父 (父方・母方) 祖母 (父方・母方) おじ・おば・ きょうだい (実・異父・異母) その他 ()
エコマップ	

(保護の検討が必要な状況)		児童相談所と市町村の役割分担 (主担当は、 児相 ・ 市町村)		次回個別ケース検討会議開催	
在宅で子どもの安全が確保できない状況と判断される場合		緊急度・重症度が高いので、児童相談所が主		開催時期 () ・ 未定)	
緊急時の対応		今は児童相談所が主だが、今後市町村にシフト			
		市町村が主となり対応する			
		児童相談所と市町村が共同対応する			
		状況が急変する可能性があり、児童相談所へつなぐ準備をする			
		次回新たに招集する機関			

在宅支援共通アセスメント・プランニングシート 2023

ケース番号： 受理日 年 月 日 児童名 生年月日 年 月 日 所属 記入者 記入日・個別ケース検討会議 年 月 日（初回・ 回目）

主観・副観・その他

該当に○

虐待の種類

身体的

ネグレクト

心理的

性的

特定妊婦・要支援

子の年齢

*0-3歳

*4-就学前

小学生

中学生

15歳以上

虐待の程度

該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください。該当レベルは、0〜3歳の場合は1段レベルを上げてください。

最重度

重度

中度

軽度

危惧

身体的虐待の例

ネグレクトの例

心理的虐待の例

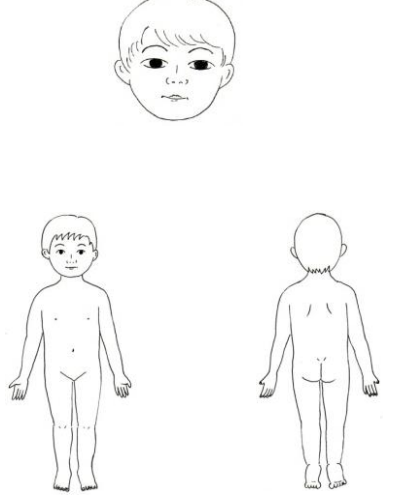
性的虐待

ジェノグラム

父（実・継・養）・内縁男性
母（実・継・養）・内縁女性
祖父（父方・母方）・祖母（父方・母方）
おじ・おば・きょうだい（実・異父・異母）
その他（ ）

（おことわり）本シートはよりよい在宅支援のために保護者・子どもと関係機関等が目標達成に向けて現状を共有認識とするために用います。そのため状況を表す各文言については保護者等を非難・問題視する意図はなく、共通認識が可能となりやすい表現を用いています。

エコマップ

傷の位置・日付：


安否確認・過去の虐待歴等

情報を得られる機関

子どもの安否確認

過去の虐待歴

養育者の被虐待歴

児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他

毎日可能 時々できない できにくい 校園の所属（ 有 無 ） 居住実態不明

入院歴・施設入所歴 きょうだいの被虐待歴 一時保護歴 通告・相談歴（きょうだい含む）

被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた・過度の期待束縛

安否確認ができない状況・要因

ケース概要：かかわりを始めたきっかけや子どもの安全について問題となっている事実

子ども・保護者の希望

長期目標・ゴール（支援を終結できる子どもの安全な状況）

Ⅰ 子ども・家庭・養育の様子 *は優先的に把握したいもの						Ⅱ 要因の整理		Ⅳ 支援方針		サービス利用チェック						
気に留めておく確認項目と内容（必ずしもすべて埋める必要はありません。）						課題・問題点・要因		つよみ（ストレングス）		短期目標・具体的支援策		役割分担				
*は保護との関連の高い項目です。		不明	はい	やや	疑い	以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。		リスクから予測されるもの ・子どもの安全の問題 ・虐待が起こりうる要因など		（安全） うまくやれているところ・解決に役立つこと （望み・動機付け・能力・長所などすべて）		（支援内容） ・子どもの安全のための手立て、具体策 ・家族ができるようになること この欄は、罫線にかかわらず、優先順位の高い支援策から記入できます。		担当 機関 （者）		
子 ど も	1 心身の発達*					低身長・体重増加不良・障害や遅れ（身体・知的・発達）・疾患								1 子の治療・相談（身体面・発達・心理面）		
	2 精神の状態*					表情が乏しい・睡眠リズム・抜毛・自傷・自殺企図								2 保育所・認定子ども園・幼稚園		
	3 日常的世話の欠如					ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・不衛生・虫歯 季節に合わない衣服・物が揃わない 健診未受診・予防接種未受診								3 学校支援（生活・登校） スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー		
	4 行動・情緒的問題					感情の起伏が大きい・癇癪・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・ 性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校								4 特別支援教育・児童発達支援等の療育・健診後フォロー		
	5 子の意志・気持ち*					家に帰りがたらない・親の前で（萎縮・無表情・口止めに応じる）								5 放課後等デイ・放課後児童クラブ		
養 育 者	6 心身の状態					精神症状・通院や服薬ができにくい・疾患・手帳（身体、知的、精神）								6 学習支援・生活支援・子ども食堂・居場所		
	7 性格的問題					衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・ 被害的・その場逃れ・嘘が多い								7 その他（ ）		
	8 依存症等*					アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障害 依存症（アルコール・薬物・ギャンブル・買い物・盗癖）								8 親の治療・カウンセリング		
	9 家事・育児能力*					送迎ができない・障害疾患のため能力低下・妊娠中								9 訪問看護/服薬管理・通院支援		
養 育 状 況 ・ 態 度	10 妊娠・出産前後					予期せぬ妊娠・健診回数少ない・飛び込み出産・若年・母子手帳発行遅延・くりかえず妊娠								10 家事育児支援（養育支援訪問・ファミサポ・ヘルパー・登校園支援・その他 ）		
	11 虐待の継続性*					単発・1〜2月に1回・繰り返し・常習								11 手帳取得・障害者自立支援		
	12 子への感情・態度					子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・無関心 子をけなす・過干渉・脅す								12 その他（ ）		
	13 虐待自覚なし*					問題意識なし・体罰容認・牀主張・虐待の否定・隠蔽								13 妊婦健診・助産制度・産前/産後事業		
	14 養育意欲なし					改善意欲なし・子にかかわらない・ケアの怠慢・長時間や夜間放置 食事や医療を与えない								14 グループケア・親教育・支援プログラム		
	15 養育知識なし					知識不足・技術不足・期待過剰・価値観の違い								15 個別相談 家庭訪問（ ） 来所相談（ ）		
家 庭	16 家族問題					不和・別居・家出・未婚・離婚・内縁・ステップファミリー・家族構成の変化・介護								16 ショートステイ・トワイライト・一時預かり		
	17 DV					加害者（ ）・DVの種類（身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離）								17 子育て支援サービス（ひろば事業など）		
	18 経済問題					借金・生活苦・失業・転職・不定的就労・計画性欠如・生保廃止								18 その他（ ）		
	19 生活環境					劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居所不定								19 生活保護・生活困窮者・母子・父子		
サ ポ ー ト	20 子を守る人なし*					同居している大人がいても、子どもを守れない・虐待者以外に大人がいない								20 DV被害者支援・婦人相談・母子生活支援施設・シェルター		
	21 社会的支援なし*					孤立的・親族関係（対立・過干渉・応援なし）・転居								21 就学援助・自立支援医療・小慢・難病医療		
	22 関係機関に協力態度なし					拒否・接触困難・抵抗・不信任								22 諸手当・年金・貸付・住宅・就労支援		
	23 援助効果なし					改善が期待できない・聞きながす								23 その他（ ）		

Ⅲ セーフティ・スケール
会議の参加者による評価の違いを利用して、事例を多面的に理解し、各々の立場や役割の違いについて話し合います。
危険と安全に関係する情報に基づいて、現状を尺度上で評価し10に近づくための支援を検討（子どもが最も危険が「0」安全な状況が「10」）

危険

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 安全

（保護の検討が必要な状況）

在宅で子どもの安全が確保できない状況と判断される場合

緊急時の対応

児童相談所と市町村の役割分担（主担当は、 児相 ・ 市町村）

緊急度・重症度が高いので、児童相談所が主

今は児童相談所が主だが、今後市町村にシフト

市町村が主となり対応する

児童相談所と市町村が共同対応する

状況が悪くなる可能性があり、児童相談所へつなぐ準備をする。

次回個別ケース検討会議開催

開催時期（ ・未定）

次回新たに招集する機関

©在宅アセスメント研究会（加藤曜子主宰）

108

児 童 記 録 票

ケース番号	—	決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係 員	担当者
受理年月日		年 月 日					

統 計	経 路		記 号	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ
	種 別			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p					
	処 理			1	2	3	4	5	6	7														

子 ど も	ふりがな 児 童 名						生年月日 年 月 日 (歳)
	現 住 所	〒					所 属 無・保育所・幼稚園・小・中・高・その他 名称 : 年 組 担任名 ()
	電話番号	() —					
保 護 者	ふりがな 氏 名						
	生年月日						
	続柄年齢						
	住 所	〒					〒
主 訴							
家 族 構 成	続柄	氏 名	生 年 月 日	年齢	職業等	備 考	<u>ジェノグラム</u>
相 談 者		子どもとの関係 連絡先					
備 考							

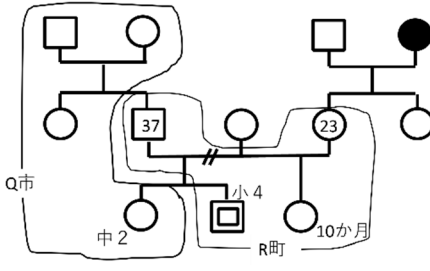
【記入例】 児 童 記 録 票

ケース番号	X - 128	決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係 員	担当者
受理年月日	令和X年5月31日	年 月 日 X. 6. 1	高山	川上	池田	山口	加藤 川中

統 計	経 路	小学校	記 号	アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナ
	種 別	児童虐待相談		a b c d e f g h i j k l m n o p
	処 理	継続指導		1 2 3 4 5 6 7

こ ど も	ふりがな 児 童 名	さとなかゆうと 里 中 悠 人	男・女	生年月日 令和X-10年4月23日生（10歳）
	現住所 電話番号	〒000-1234 海中3●-●5大和●●●2F20● (07●)432-12●5	所 属	無・保育所・幼稚園・小・中・高・その他 名称：東山小学校 4年2組担任名（村上）
保 護 者	ふりがな 氏 名	さとなかたかし 里 中 貴 史		さとなかゆり 里 中 ユ リ
	生年月日	S〇〇年7月3日		H〇〇年10月15日
	続柄年齢	実 父 37 歳		養 母 23 歳
	住 所	〒 児童と同じ		〒 児童と同じ

主 訴	(東山小学校長から電話、そして教頭と担任の来庁により) 児童委員と主任児童委員から、「児童虐待の疑い」で、小学校に相談があり、 通告するとともに今後の対応について相談したい。虐待の疑いとしては、 ・目立った傷やアザはないが欠席がちである ・毎日ではないが、夜間に閉め出されている ・季節はずれの服を着ている など
-----	---

家 族 構 成	続柄	氏 名	生 年 月 日	年齢	職業等	備 考	ジェノグラム 
	実父	里 中 貴 史	S00. 7. 3	37	運転手		
	継母	ユ リ	H00. 10. 15	23	主婦		
	本児	悠 人	R X-10. 4. 23	10	小4		
	妹	華	R X-1. 7. 10	10M	—		
	姉	由佳	H00. 9. 16	14	中2	祖父母と同居	

相 談 者	村 上 花 子	子どもとの関係	本児が通う小学校の担任
備 考		連絡先 電話	(07●)231-1●5●

○ 名 前 _____

経過記録用紙

年月日及び概要	経 過 記 録

令和 年度

No. _____

児童家庭相談受理台帳

ケース番号	受理年月日	児 童 名	年 齢	性 別	生年月日	住 所	通告経路	相談種別	処 理	備 考

進 行 管 理 台 帳

No. ○

ケース 番号	受理 年月日	児童名 (性別)	生年月日 (年齢)	住所 (所属)	進行管理記録			
						第 1 回	第 2 回	第 3 回
					会議日			
					主担当			
					主たる 支援機関			
					状況等			
					第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
会議日								
主担当								
主たる 支援機関								
状況等								

○進行管理台帳

- ・重症度や緊急度を記載。
- ・元の問題とその後の変化がわかるように記載。
- ・主担当機関、主たる支援機関を記載。

ケース 番号	受理 年月日	児童名 (性別)	生年月日 (年齢)	住所 (所属)	進行管理記録	
						第1回
00001	R7.11.1	大和 太郎 (男)	R1.1.1 (6歳)	〇〇市△町 1番地1 (Aこども 園)	会議日	R7.12.4
					主担当	〇〇市
					支援機関	Aこども園
					状況等	継父に対して委縮した様子が見られるが、家庭環境の変化や身体的虐待の再発はない 重症度(中度)、緊急度C

進行管理票

受理年度	ケース番号	児童名（性別）	生年月日	受理年月日	所属等

進行管理（実務者）会議開催日							
第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回

ケース概要（受理内容、初期の調査、判断、援助方針、関係機関の役割分担等）	ジェノグラム

第 1 回（ 年 月 日）							
受理からの主な経過		ケースの状況（個別ケース検討会議や関係機関からの報告、援助方針の見直し等）					
		主担当機関：					
		主たる支援機関：					
		次回提出年月： 年 月					
第 2 回（ 年 月 日）							
受理からの主な経過		ケースの状況（個別ケース検討会議や関係機関からの報告、援助方針の見直し等）					
		主担当機関：					
		主たる支援機関：					
		次回提出月： 年 月					
第 3 回（ 年 月 日）							
受理からの主な経過		ケースの状況（個別ケース検討会議や関係機関からの報告、援助方針の見直し等）					
		主担当機関：					
		主たる支援機関：					
		次回提出月： 年 月					

【記入例】

○進行管理票

- ・ケース概要には、受理した時点の相談内容、調査の結果明らかになったリスクと強み、問題発生メカニズム、援助方針を記載。
- ・ジェノグラムは3世代以上を記載。

受理年度	ケース番号	児童名（性別）	生年月日	受理年月日	所属等
R 7年度	00001	大和 太郎	R1.1.1	R7.11.1	A こども園

進行管理（実務者）会議開催日							
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
R7.12.4							

ケース概要 (受理内容、初期の調査、判断、援助方針、関係機関の役割分担等)	ジェノグラム
児童の腕につねってできたような青あざがあり、「パパにギュってされた」と発言したことから、継父の身体的虐待が疑われる。 母に確認すると、継父の暴力を直接は見えていないが、継父の子育てが厳しすぎることを心配していたとのこと。母は前夫とDVを理由に離婚後、継父と2年前に再婚している。継父は子育てに意欲的で、ときどき継父がこども園の送迎をすることもある。 継父の体罰を容認する育児観、母の抑止力の弱さが身体的虐待に繋がっている可能性がある。 母をエンパワメントしながら、児童のモニタリングを行い、外傷等を繰り返す場合には継父への指導を検討する。	

第1回（R7.12.4）					
受理からの主な経過		ケースの状況			
R7.11.1 同日	A こども園から通告 母との面接	調査の結果、過去に外傷等はなく、父子関係の問題も見られない。母は市から継父に連絡する前に、自ら継父に注意し、再発を防ぎたいという意向。			
		主担当機関：〇〇市	課長	係長	主任
		主たる支援機関：A こども園			
		次回提出年月：R8.2月			

令和 年 月 日

殿

〇〇市町村要保護児童対策地域協議会会長名
(調整機関名: 〇〇市町村所属長) 印

下記の情報について、児童福祉法第25条の3の規定により、協力を依頼します。

記

こ ど も	ふりがな 氏 名	男・女	生年 月 日	年 月 日生 () 歳	
	住 所				
	就学状況	未就園・ () 保・幼・小・中・高 (年 組)			
保 護 者	氏 名	続柄 ()	生年 月 日	年 月 日生 () 歳	
	職 業				
	住所の状況	① 独立家屋・集合住宅 ② 鉄筋・木造			
虐待の状況等	(虐待の内容・部位・程度) ・ 誰から ・ いつから ・ どんなふうに (頻度) ・ どのような (内容)				
依頼する援助 の内容	(例) こどもの受診時におけるカルテ等の情報提供				
援助を依頼す る理由	(例) 保護者による虐待の疑いがあるため				
援助を依頼す る日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時頃				
その他					
担当者・連絡先	・ 担当者 ・ 連絡先				

「児童福祉法第25条の3の規定」の主旨

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者、特定妊婦に関して、適切な支援を図るために情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。関係機関がこれに応じることは、法令に基づく正当な行為に当たり、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反になりません。

(* 要対協設置要綱等を添付のこと)

奈良県地域創造部 こども・女性局 こども家庭課長 殿
(奈良県要保護児童対策地域協議会調整機関の長 殿)

〇〇市町村要保護児童対策地域協議会事務局

児童虐待相談にかかる居所不明児童等の調査について（依頼）

平素から児童虐待対策にご尽力いただきありがとうございます。

当所において児童虐待通告を受けた下記児童等について、児童福祉法第25条の3の規定により、調査を行う必要があります。

つきましては、県内要保護児童対策地域協議会調整機関への情報提供にご協力いただきますようお願いいたします。

記

児 童	ふりがな		生年月日	
	氏 名			
	住 所			
	就学状況			
保 護 者	ふりがな		生年月日	
	氏 名			
	職 業			
	住所の状況			
虐待の状況等				ジェノグラム
依頼内容		例) 児童の特定にご協力いただきたい。 児童が特定された場合、又は類似する児童を把握した場合は、世帯状況、就学状況等の調査の上、当センター下記担当までご連絡いただきたい。		
備 考				
担当者・連絡先		〇〇市町村〇〇課 電話番号： FAX： 担当者：		

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ 市町村長 様

○ ○ 市町村長

要保護児童等のケース移管について（通知）

下記のケースについて、ケース移管します。

記

こ ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	現住所	〒
保護者名		
理由		1. 転出 2. その他 ()
添付資料		
備考		
担当者		TEL

※ケース概要や対応経過の分かる資料を添付のこと

※引継ぎのためのケース検討会議開催等の必要を認める場合等は備考欄に記載のこと

訪 問 の ご 連 絡

様

○訪問した日時 令和 年 月 日（ ） 時 分

○訪問させていただいた理由

○お願い

○担当連絡先

連絡先
〒

誓 約 書

私は、〇〇へ参加するにあたり、下記の事項を厳守することをここに誓います。

記

個人情報保護法の規定を遵守し、業務上知り得た支援対象児童等に関する情報の取扱いについては細心の注意を払い、業務目的以外での使用や第三者への漏洩はいたしません。

以上

年 月 日

所属：_____

氏名：_____

個人情報保護法

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

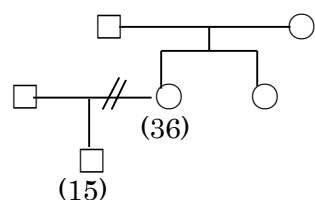
取扱注意

(個別ケース検討会議 例)

年 月 日 16:00

〇〇市役所 会議室

〇〇家 について



<参加者>

児童相談所

保健所

中学校

児童福祉課

1. 現在の児童の様子について (こどもの意向も含む)

2. 親・家庭の様子について (親の意向も含む)

3. 現状の課題と今後の対応方針について

4. 役割分担について

個別ケース検討会議 会議録

開催日時	年	月	日	時から	時まで	開催場所
------	---	---	---	-----	-----	------

出席者	○をつけて、氏名を書く
-----	-------------

児童相談所（ ） 家庭児童相談室（ ）
 保健センター（ ） 学校（ ） 保育所（ ）
 幼稚園（ ） 福祉課（ ） 児童委員（ ）
 その他（ ）

新規	継続	再開
通報	あり、なし	

会議で出た主たる問題点

今後にむけての計画

短期目標

長期目標

具体的な支援機関について

機関名	現在の関わり方	今後の関わり方

*いつごろまでに何をするのかも明記

次回会議の際に再度の確認事項など

次回会議開催予定日 年 月 日

発 第 号
年 月 日

奈良県中央（高田）こども家庭相談センター所長 殿

市 町 村 長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

こども	氏名	(男・女)		
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	保育所・学校等 利用状況	保育所・学校等名 学 年 担 任		
	現住所	〒 電話 ()		
保護者	氏名		続柄	
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	職業			
	現住所	〒 電話 ()		

送致理由	
送致にあたっての 意見	
ケース概要	
対応経過	
ケース担当者	所 属 氏 名 電 話 () 内 線
添付資料	

第 号
年 月 日

奈良県中央（高田）こども家庭相談センター所長 殿

市 町 村 長

児童相談所の対応について（通知）

下記のケースについて、以下のとおり児童相談所の対応が必要と認めますので通知します。

記

こ ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	現住所	〒
保護者名		
内 容		1. 立入調査 2. 一時保護 3. その他 ()
添付資料		有 (. . .) 無
担当者		Tel

※ 添付資料がある場合は、資料名を記載

※ 要保護児童対策地域協議会における協議・決定を経た場合は、協議会長名による概要を添付

こども第344号
令和3年12月21日

各市町村児童虐待対応主管課長 殿

奈良県文化・教育・くらし創造部
こども・女性局こども家庭課長
(公 印 省 略)

要保護児童対策地域協議会の実務者会議（進行管理会議）の支援対象者
（施設入所児童等の取り扱いを含む）および進行管理の終結判断の目安について（通知）

平素は児童虐待防止対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年6月26日付け子発0626第1号の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」で「児童が転居する場合の措置」として、必要な支援が切れ目なく行われるよう、転居を把握した場合は速やかに児相間、要対協間で情報交換を行うように示されているところですが、各市町村における支援対象者への進行管理の終結判断の基準が異なることから切れ目のない支援に支障をきたすケースが散見されます。

特に、進行管理中の児童が児童養護施設や里親等に入所あるいは委託された場合の取り扱いについては、県内に以下の3つの取り扱い基準が存在していることが明らかになりました。

- ①継続して進行管理をする
- ②進行管理は停止するが、進行管理のリストには残す
- ③進行管理を終結する

③の場合、進行管理が終結しているため、保護者が転居した場合に要対協間で情報交換が行われず、施設入所児童等が家に戻る段になって転居先の要対協で初めてケースを把握するなどの事態となることから、支援に切れ目が生じています。

県では、転居や施設等の退所の際に速やかな情報交換をすることで切れ目のない支援を行い児童虐待の重症化を防ぐことを目的として、標記の「要保護児童対策地域協議会の実務者会議（進行管理会議）の支援対象者（施設入所児童等の取り扱いを含む）および進行管理の終結判断の目安」について下記の通り整理しましたので、県内要保護児童対策地域協議会で同一の基準での運用をよろしくお願いいたします。

※下記内容は「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について（子発0331第14号 令和2年3月31日）」より一部抜粋

記

1. 要保護児童対策地域協議会の実務者会議（進行管理会議）の支援対象者（施設入所児童等の取り扱いを含む）について

地域協議会の支援対象者は以下のとおりであり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

〈支援対象者〉

- ① 児童福祉法第6条の3第8項に規定する「要保護児童（※1）（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」及びその保護者（※2）

- (※1) 実務者会議で進行管理をしていたケースで、児童養護施設や里親等に入所あるいは委託された児童。 児童福祉法第31条第4項に規定する「延長者」及び同法第33条第8項に規定する「保護延長者」を含む。
 - (※2) 「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。
- ② 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」及びその保護者（※2）
 - ③ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」
 - ④ その他、各要保護児童対策地域協議会において進行管理が必要と認められる児童及びその保護者。

＜施設入所等児童の取り扱い＞

児童養護施設や里親等に入所（委託）後も引き続き進行管理を行う。

または、進行管理台帳に残したまま実務者会議における進行管理事務を停止し、こども家庭相談センター等と連携を取りながら児童や家庭の状況を把握する。

いずれの場合も、県内における保護者の転居が明らかになった場合は転居先の市町村にケース移管を行い、切れ目のない支援を実施する。県外への転居の場合は、こども家庭相談センター等と相談の上でケース移管の適否について判断する。

また、施設等の退所の際には個別ケース検討会議等の実施によりスムーズな情報共有を行い、地域における支援体制の構築を図る。

2. 進行管理の終結判断の目安について

- ① 虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査した結果、支援の必要がないと判断したとき。
- ② 支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき（解決の他、軽減、緩和も含む）。
 - ※ 「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは継続管理、特定妊婦及び乳児のケースは最低でも3歳まで継続管理を行うとともに、子育て世代包括支援センターや子どもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、子どもや家庭に気になる事象が発生した場合は、遅滞なく要保護児童対策地域協議会に相談・通告を行うよう依頼する。
- ③ 心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引継ぎ終えたとき。
 - ※ 支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化したときには連絡を入れてもらい、再受理・対応ができる旨を伝える。
- ④ 管轄外への転居（情報提供を行い、当該の自治体等へ移管する）。
- ⑤ 子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎ終えたとき。
- ⑥ 養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき。
- ⑦ 子どもが死亡したとき。
- ⑧ その他（相談種別の変更など）。

こども家庭課 児童虐待対策係
 担当：度會、池西
 TEL 0742-27-8605
 FAX 0742-27-8107

別紙 1

こども第 359 号
平成30年12月14日

各市町村児童虐待対応主管課長 殿

奈良県福祉医療部こども・女性局 こども家庭課長
(公 印 省 略)

「個別ケース検討会議」の開催にかかる判断基準について（通知）

平素は児童虐待防止対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年11月16日付けこども第306号こども・女性局長の通知で送付させていただいたとおり、平成29年3月に県内で発生した児童虐待死亡事例を受け、「奈良県子どもを虐待から守る審議会」の下に設置した「児童虐待重症事例等検証部会」により、児童虐待対応における問題点と課題、再発防止に向けた提言が検証結果報告書として取りまとめられたところです。

検証部会における提言を受け、県では、子どもや家庭におけるリスク変化を適切に把握し、児童虐待の重症化を防ぐことを目的として、「個別ケース検討会議」の開催にかかる判断基準を明確化することとしました。

関係機関同士が連携を深め、子どもや家庭に対する支援や判断を適切かつ安全に行い、「情報の共有」と「リスクの共有」を図るため、下記に該当するケースについては、積極的に「個別ケース検討会議」の開催を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、県こども家庭相談センターに対し、市町村要対協調整機関が主催する「個別ケース検討会議」への積極的な出席依頼について、別添により通知していることを申し添えます。

記

1. 「個別ケース検討会議」の開催にかかる判断基準

- ①同一の機関・支援者が主担当として長期間にわたり支援を行っているが、「個別ケース検討会議」が開催されていないケース

※「実務者会議」において進行管理は実施しているが、「個別ケース検討会議」による支援の見直しを長期間（2年以上）実施していないネグレクトケース等

- ②継続的な支援を行っているなかで、新たな児童虐待通告がなされたケース

※重症度が軽度な「要支援ケース」等であっても、家庭状況等の変化（リスク変化）の兆候のあらわれとして、情報整理とリスク判断の見直しを図る必要があると判断されるケース等

- ③他市町村への転居ケース

※東京都目黒区において発生した児童虐待死亡事例を受けて発表された、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）のほか、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（平成30年10月3日 厚生労働省子ども家庭局）において、ケースの転居時における「リスクの共有」を適切に行うため、関係機関によるアセスメントの実施とリスク共有の必要性が記載されており、適切な引継ぎを実施するために情報共有が必要と判断される転居ケース。

こども家庭課 児童虐待対策係
担当：吉村、平野
TEL 0742-27-8605
FAX 0742-27-8107

●重症度判断目安表

重症度	こどもの状態	状 況 (例)			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
最重度	・生命の危機にかかわる受傷や衰弱死の危険性があるもの ・性交渉等の性的虐待 ・精神の健康の危機にかかわるような状況があり、心に深刻なダメージを受けている	頭部外傷、乳児を投げる、踏みつけ、窒息の危険、その他生命危害行為	病気なのに受診させない、明らかな衰弱、脱水	自殺の強要、親子心中を考える、こどもの自殺企図	妊娠、性交渉、ポルノ被写体、性描写や性交渉を見せる
重 度	・今すぐに生命の危機はないと考えられるが、現にこどもの健康や成長、発達などに重大な影響を生じているか、生じる可能性があるもの ・こども自身が保護を求めている	骨折、打撲、やけど、腹を蹴る、顔面のひどい外傷、被害児が乳児	乳幼児の夜間放置、乳児の昼間放置、長期外出禁止、ライフライン停止、食事が満足にできない	頻回なDVの目撃など重度のDV、子の頻回な自傷行為、日常的に威嚇・非難・無視	性器をみせる、着衣の上から触る、着替えを覗く、浴室に入る、子の不相応な性的言動、こどもに卑猥な言葉を発する、性的描写の鑑賞物の放置
中 度	・継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみるとこどもの人格形成に重大な問題を起こすことが危惧されるもの ・保護者自身の問題があるなどして、養育環境が不適切であり、自然の経過では改善の見込みが少ない	半年以内に2回以上のあざや傷、新旧の傷、顔面のあざ、ける	生活環境不良で改善なし、放置、登校禁止	面前DV、子の自傷行為、強い叱責、脅し、保護者自傷、きょうだい間差別	
軽 度	・実際にこどもへの暴言・暴力等があり、親や周囲の者が虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない	傷が残らない程度の暴力、単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト	子への威嚇・非難・時々の無視、一時的なきょうだい間差別	
虐待の 危惧	・実際に虐待はないが、今後虐待につながる可能性がある	今傷はないが、発生する可能性が高い	予防接種や健診を受けない	子がかわいく思えない	疑い
虐待の 危惧 (居所不明等)		こども・保護者と連絡が取れず、状況が把握できないもの (乳幼児健診未受診や乳児全戸訪問事業等で連絡が取れず状況が把握できない等)			
育児不安		現時点では養育に問題はないが、今後支援がなければ、養育に問題をきたす恐れあるもの			

(在宅支援アセスメントシート、大分市「こども虐待・ヤングケアラー対応の手引き」を参考に作成)

【ポイント】

重症度を判断する際は、虐待の状況（例）に当てはめて機械的に判断するのではなく、こどもの状態を鑑みて判断することが大切です。在宅支援アセスメントシートを活用し、この表に記入されていない他の要素と関連させて、総合的に重症度を判断するようにしましょう。

第1次から第21次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

養育者等の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
妊婦健康診査を何等かの理由で一定期間、中断している
- 関係機関からの連絡を拒否している、途中から関係が変化した
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から未受診の場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルー等）知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 保護者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）の妊娠
- こどもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- 訪問等をしてこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- 保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の情報提供がある
- **経済的困窮により、関係機関への相談経過がある**
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

（下線部は、第21次報告より追加した内容）

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、腹部等に外傷が認められる
- **軽度な傷や痣が体幹や顔面に複数回認められる。**
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる（**成長発育曲線の活用**）
- 多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに対する虐待や不適切な養育があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

援助過程の側面

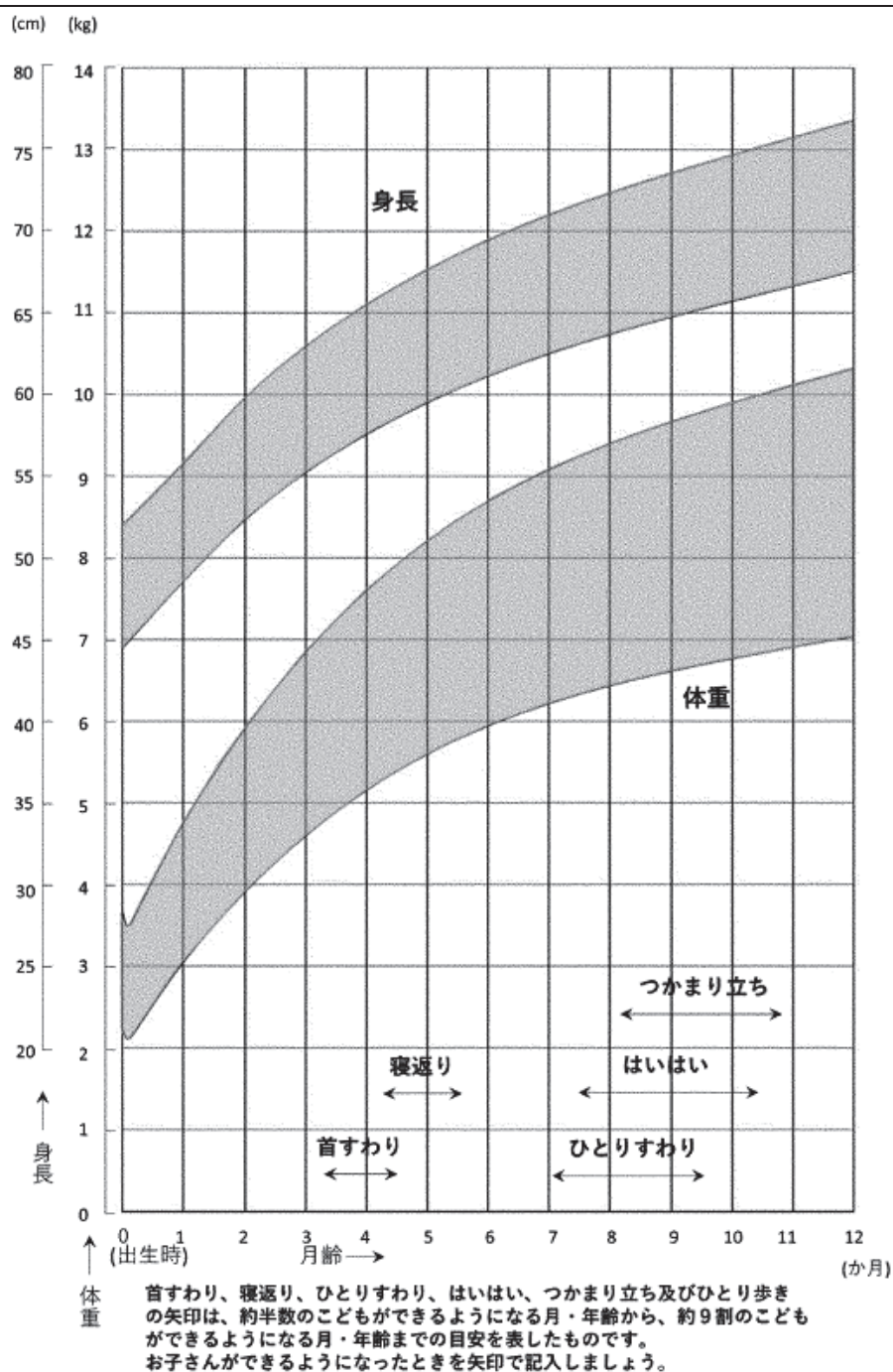
- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- こどもの声（表情、視線、泣き声、体の動かし方等含）を聴き、ニーズを把握することを意識した対応ができていない
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

<お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。>

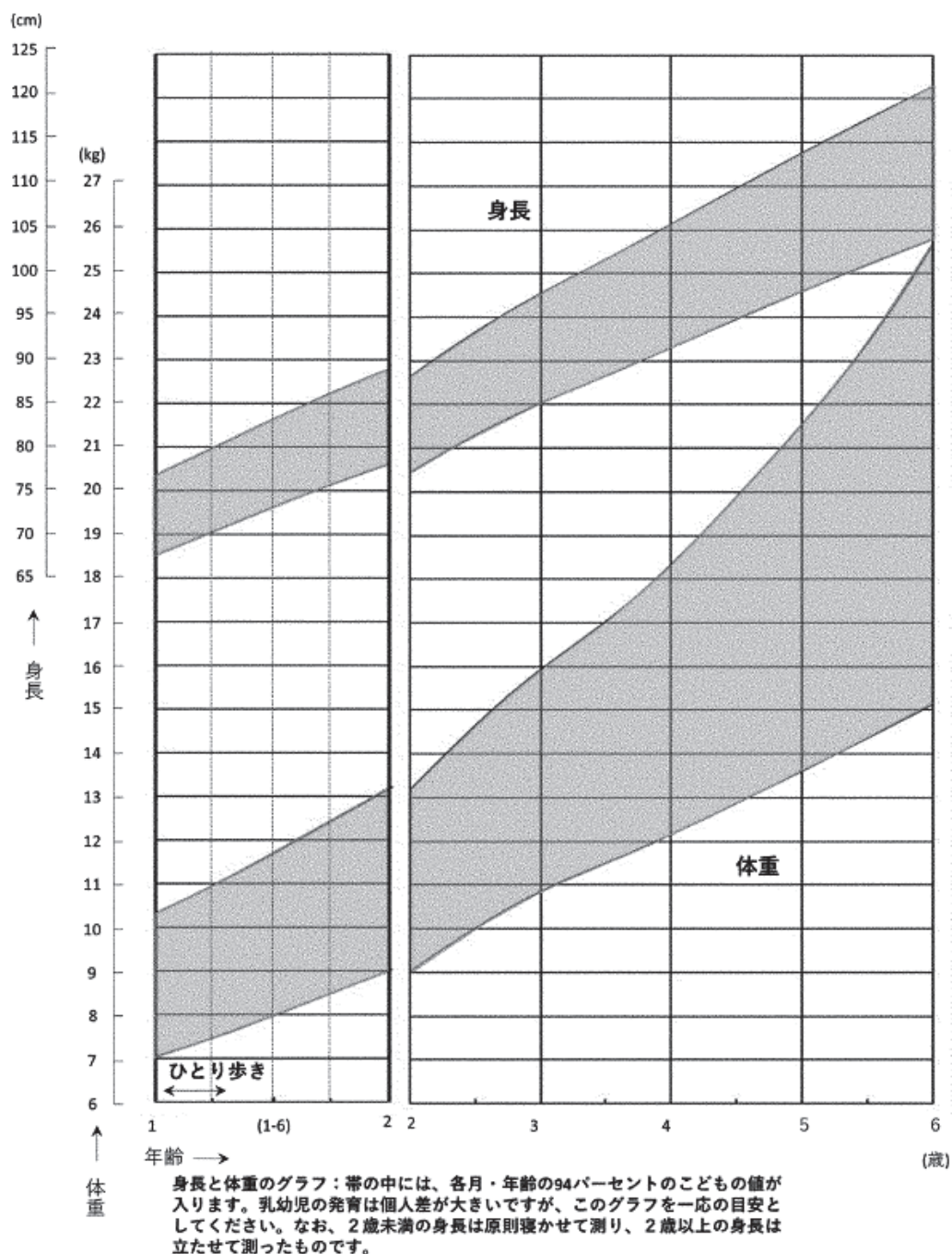
女の子 乳児身体発育曲線(令和5年調査)

発
育
曲
線



<お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。>

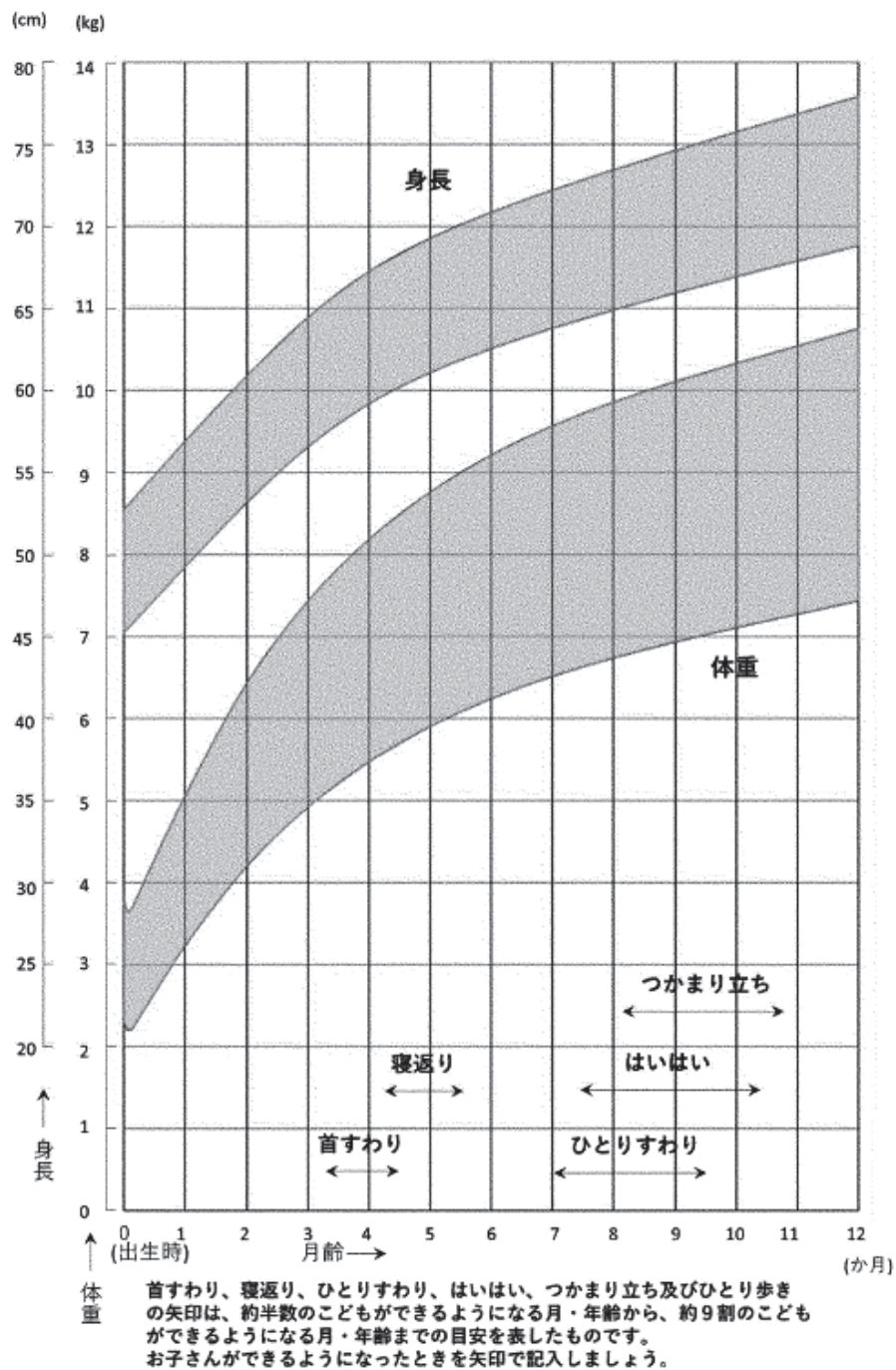
女の子 幼児身体発育曲線(令和5年調査)



<お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。>

男の子 乳児身体発育曲線(令和5年調査)

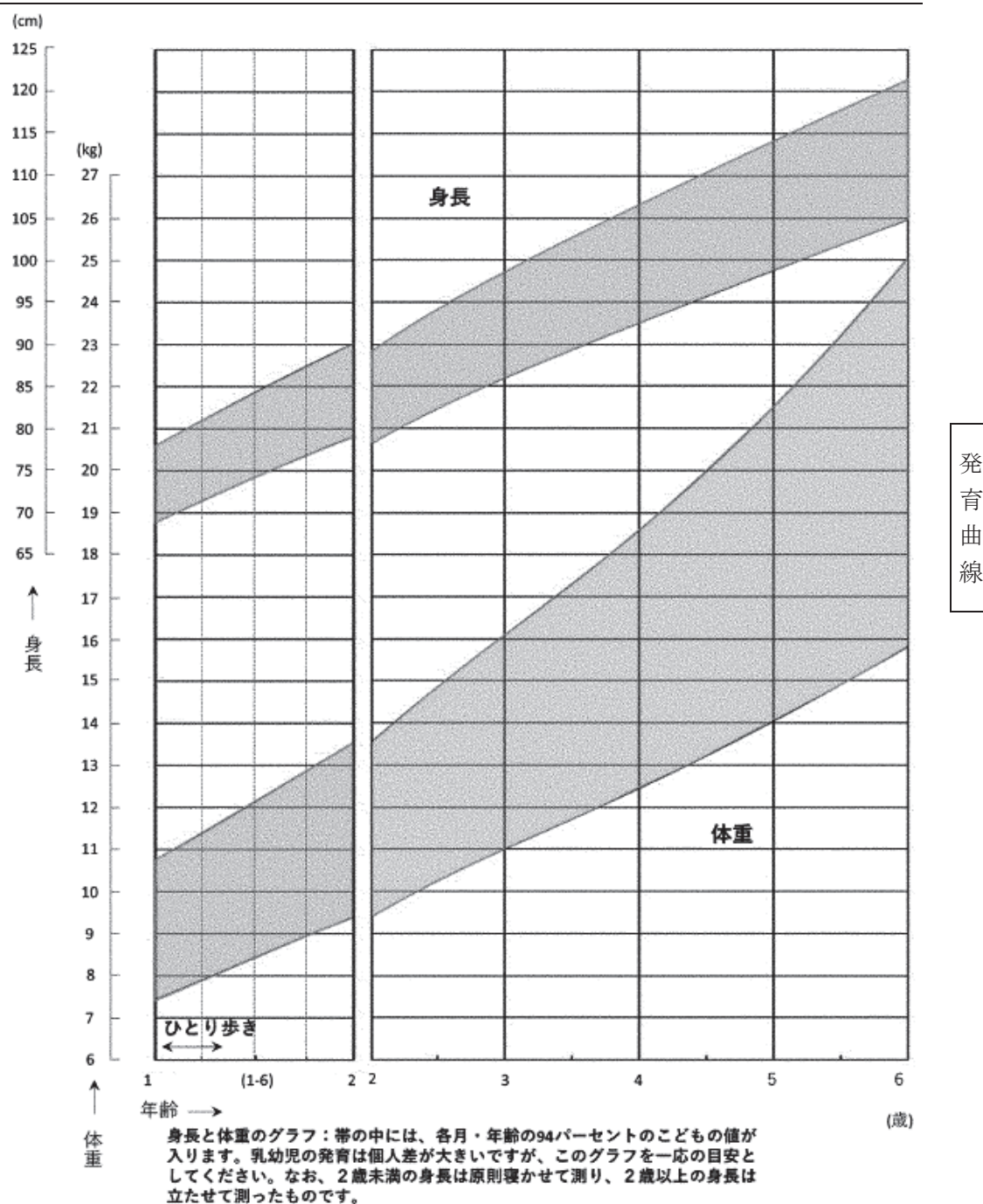
発
育
曲
線



(出典) こども家庭庁令和5年乳幼児身体発育調査報告

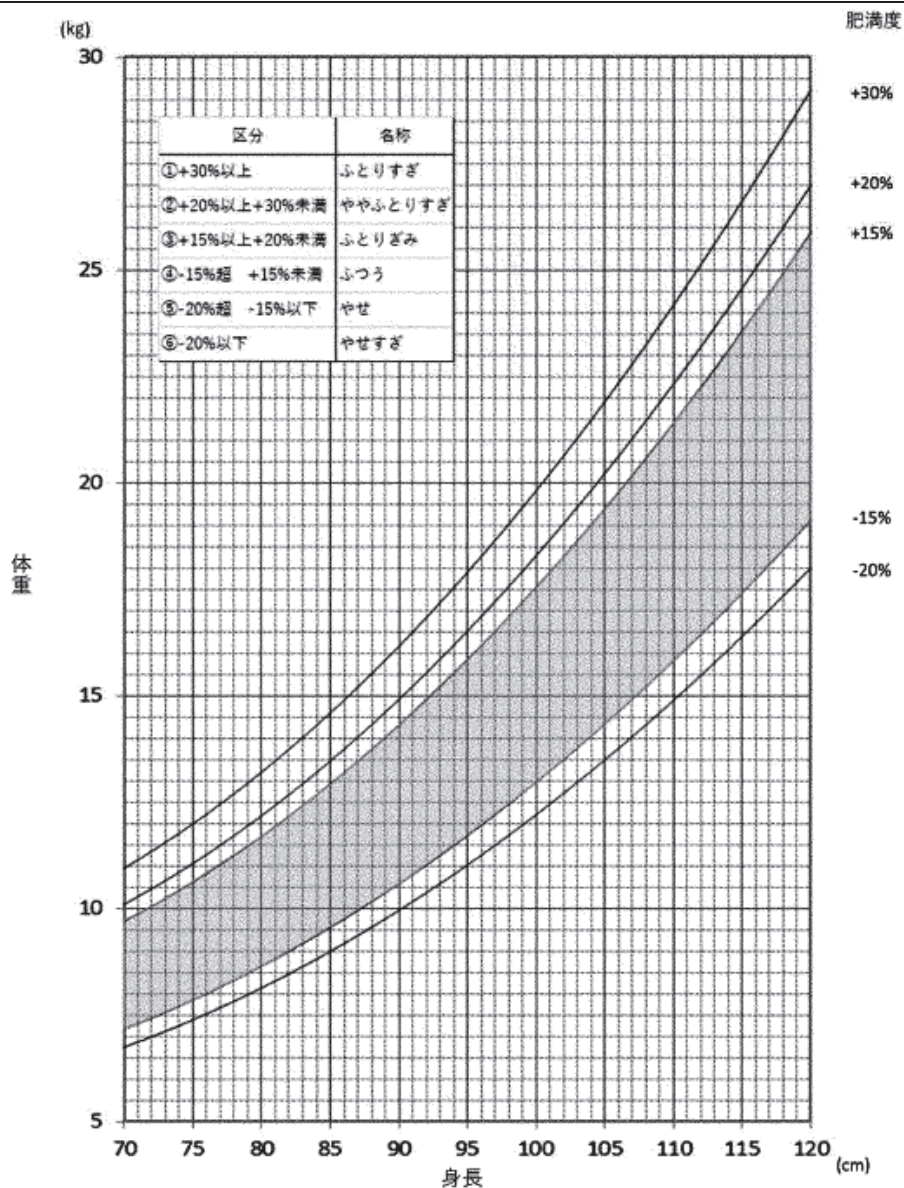
<お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。>

男の子 幼児身体発育曲線(令和5年調査)



<お子さんの体重と身長が交差する点をグラフに記入しましょう。>

女の子 幼児の身長体重曲線(令和5年調査)



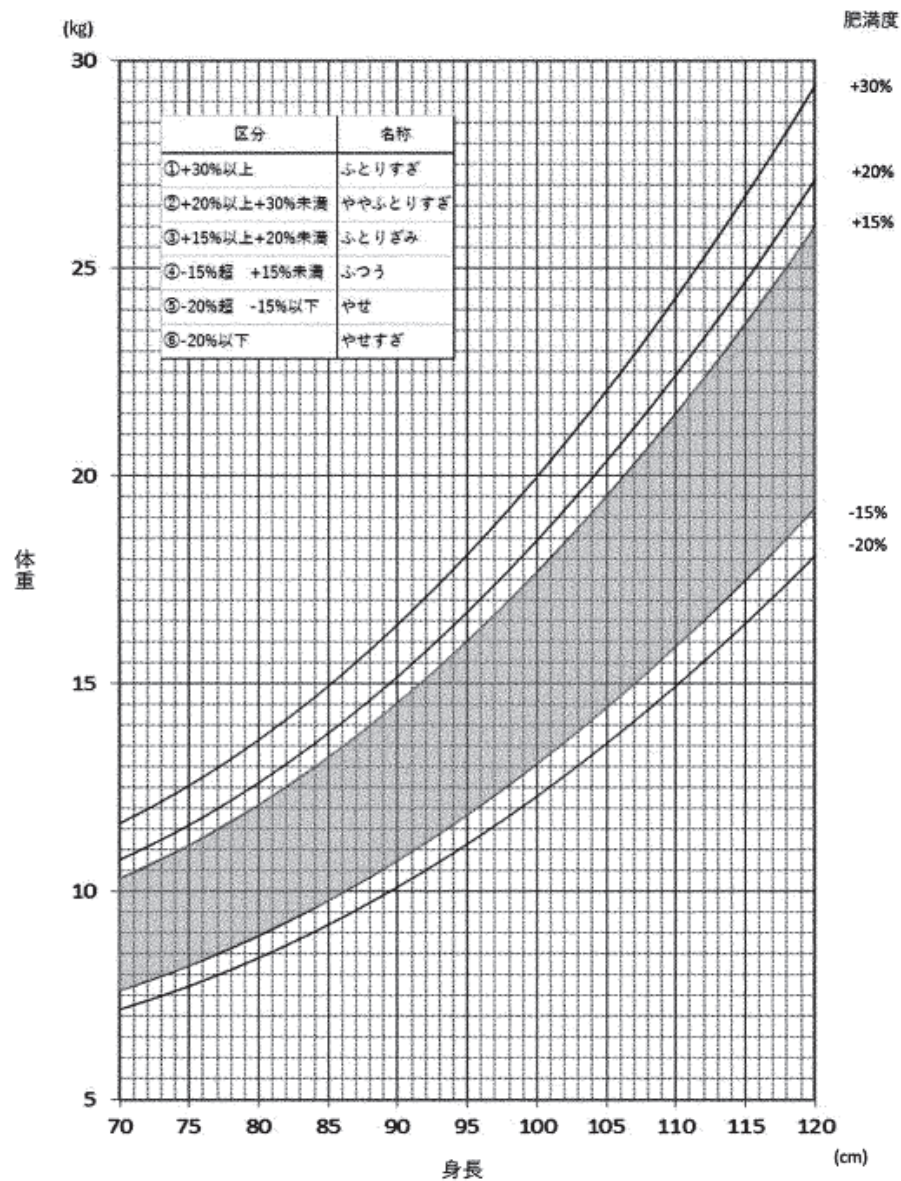
発育曲線

こどものからだつきは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、この曲線を肥満とやせの一応の目安としてください。「ふつう」に入らないからといってただちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に伴う変化をみるようにしましょう。

<お子さんの体重と身長が交差する点をグラフに記入しましょう。>

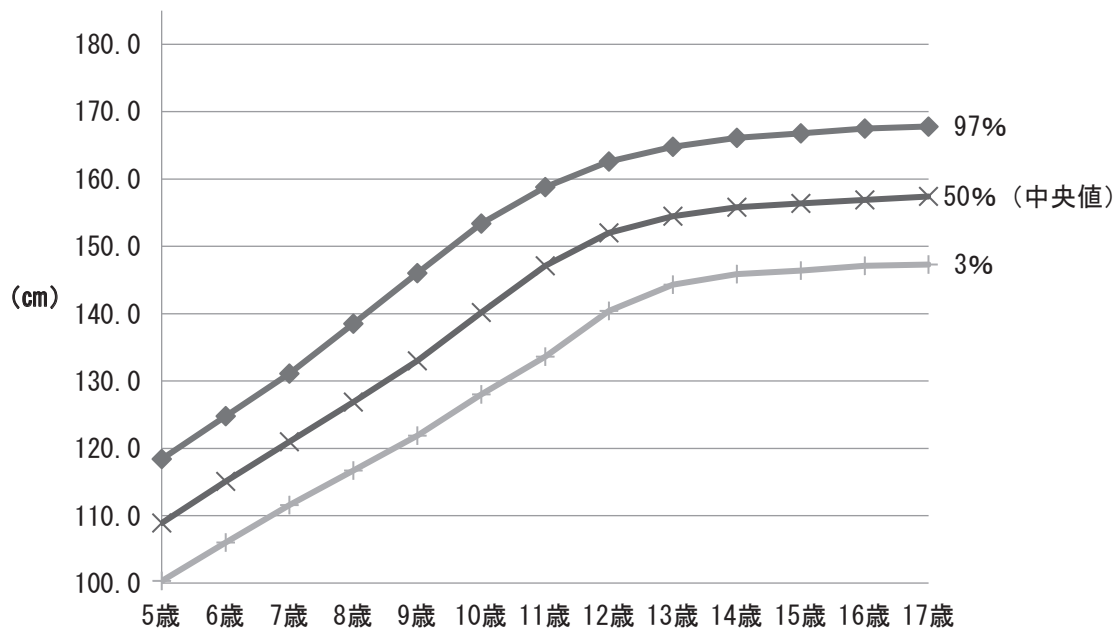
男の子 幼児の身長体重曲線(令和5年調査)

発
育
曲
線

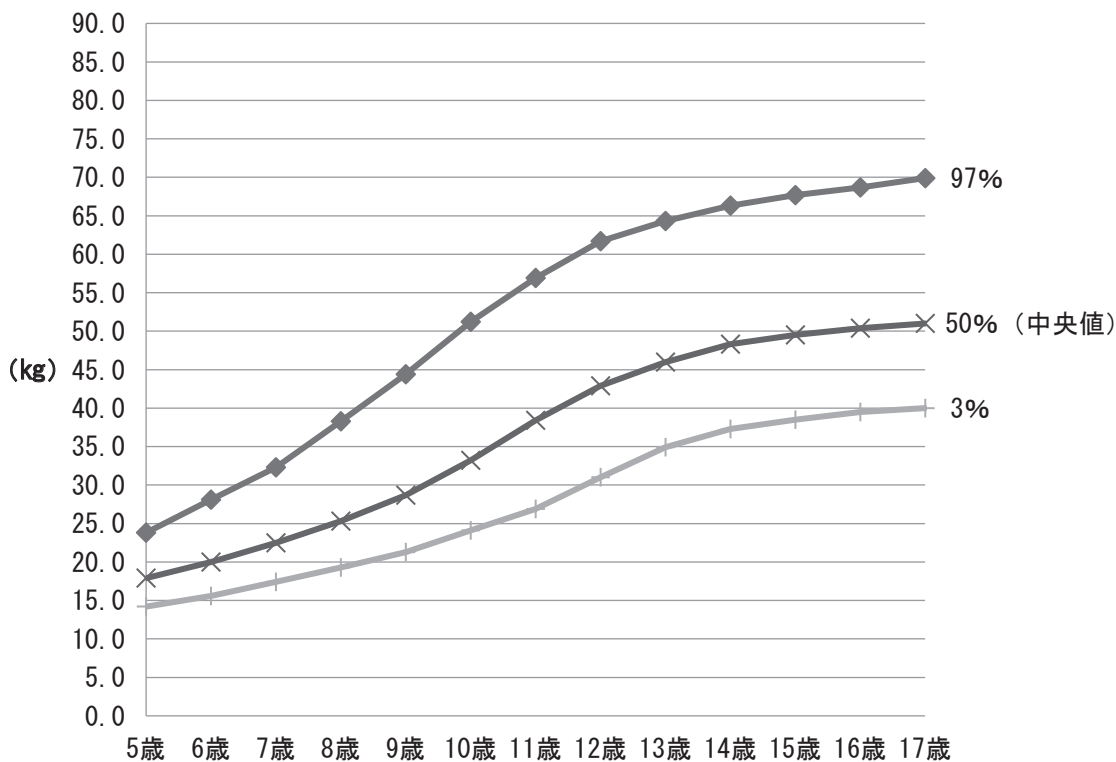


こどものからだつきは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、この曲線を肥満とやせの一応の目安としてください。「ふつう」に入らないからといってただちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に伴う変化をみるようにしましょう。

身長发育パーセンタイル曲線(女子)



体重发育パーセンタイル曲線(女子)

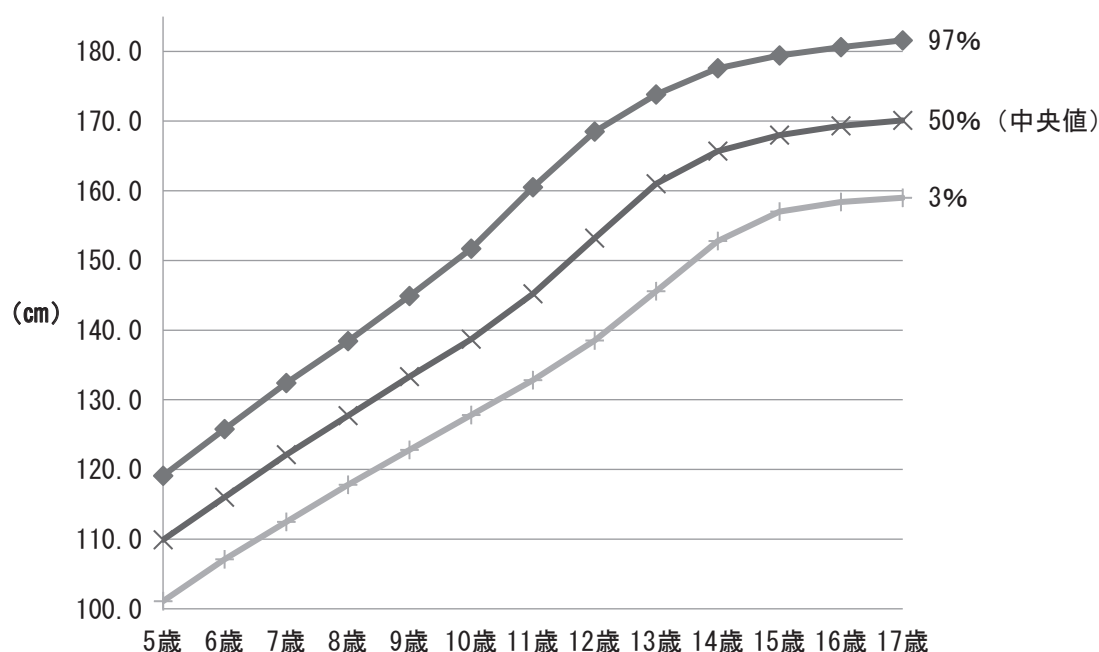


(文部科学省：令和7年度学校保健統計調査による身体发育値及び发育曲線をもとに作成)

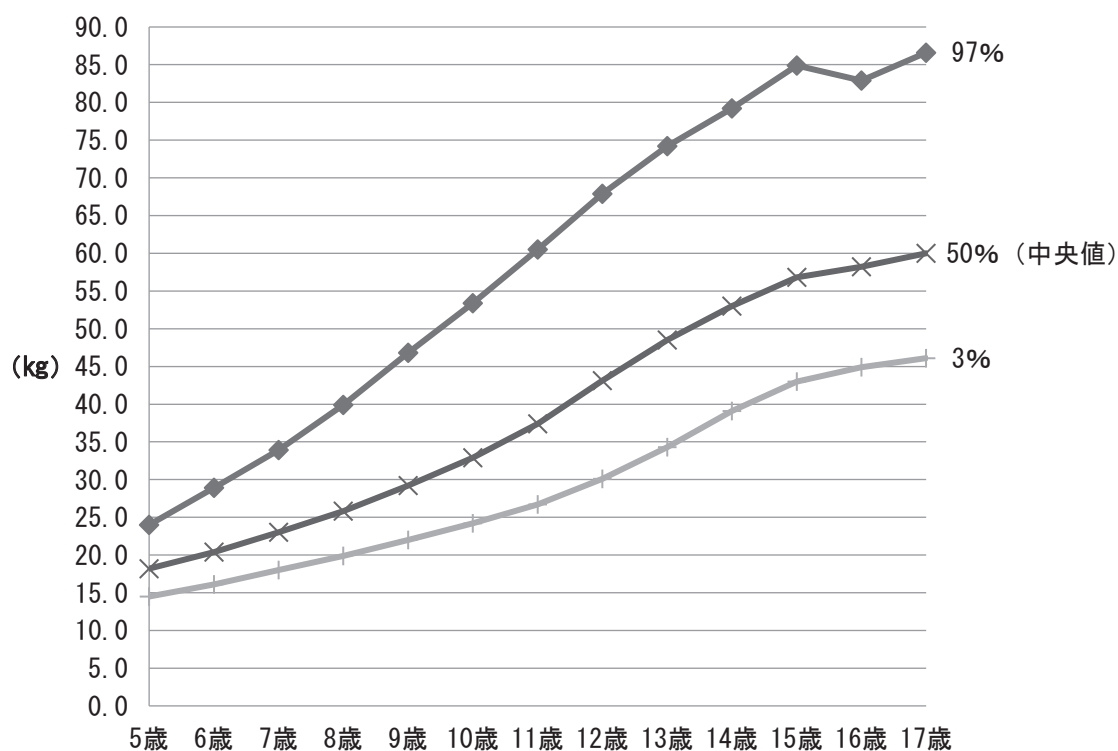
パーセンタイルとは、計測値の統計的分布の上で、小さいほうから数えて何%目の値は、どれくらいかという見方をする統計的表示法です。

一般的に3～97パーセンタイルが正常範囲の目安とされ、50パーセンタイルが平均的な値となっています。

身長发育パーセンタイル曲線(男子)



体重发育パーセンタイル曲線(男子)



(文部科学省：令和7年度学校保健統計調査による身体发育値及び发育曲線をもとに作成)

パーセンタイルとは、計測値の統計的分布の上で、小さいほうから数えて何%目の値は、どれくらいかという見方をする統計的表示法です。

一般的に3~97パーセンタイルが正常範囲の目安とされ、50パーセンタイルが平均的な値となっています。

関係法令

児童福祉法(抜粋)

昭和二十二年法律第百六十四号

第三条の三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- ② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。
- ③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第六条の三第五項 この法律で、養育支援訪問事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

第六条の三第八項 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者(次条に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

(市町村の業務)

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
- 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
 - (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
 - (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
 - リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。
 - ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供しよう努めなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十九項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二～四 略

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二～五 略

第二十六条第一項 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に於いて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。
- 四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 五 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 六 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
 - 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者 又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第十八項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

第三十三条の七 児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項（第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）、第十八条の三十一第二項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

平成十二年法律第八十二号

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条第五項 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

第四条第六項 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
 - 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2** 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
 - 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
 - 三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
 - 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3** 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(児童の人格の尊重等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

児童の権利に関する条約 (抜粋)

(生命・生存・発達への権利)

第六条

- 一 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 二 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(親等による虐待・放任・搾取からの保護)

第十九条

- 一 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 二 一の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに一に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

個人情報保護に関する法律 (抜粋)

平成十五年法律第五十七号

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五・六 (略)

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五～七 (略)

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

○参考文献

- ・こども家庭庁成育局・こども家庭庁支援局：こども家庭センターガイドライン（令和8年2月改訂版）
- ・厚生労働省子ども家庭局：要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（令和2年3月改訂版）
- ・こども家庭庁支援局虐待防止対策課：子ども虐待対応の手引き（令和7年12月改訂版）
- ・厚生省児童家庭局長：児童相談所運営指針（令和8年3月改定版）
- ・こども家庭庁支援局：こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告、令和6年9月）
- ・こども家庭庁支援局：こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第21次報告、令和7年9月）
- ・厚生労働省こども家庭局：「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（令和4年12月27日）
- ・こども家庭庁：母子健康手帳 府令様式（令和7年4月1日施行）
- ・文部科学省：学校保健統計調査（令和7年度）
- ・千葉県健康福祉部児童家庭課：市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル（平成17年3月）
- ・千葉県健康福祉部児童家庭課：千葉県子ども虐待対応マニュアル（令和2年3月版）
- ・滋賀県健康福祉部子ども・青少年局：市町向けの子どもの虐待対応マニュアル～未然防止から早期発見・対応、保護 子どもの自立支援まで～（平成24年3月改定版）
- ・滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局：市町向けの子どもの虐待対応マニュアル（令和2年3月版）
- ・青森県健康福祉部こどもみらい課：市町村と児童相談所の機関連携対応方針（平成30年3月改訂版）
- ・大分市子どもすこやか部福祉事務所子育て支援課：こども虐待・ヤングケアラー対応の手引き（令和6年4月）
- ・札幌市子ども未来局児童相談所：児童虐待防止ハンドブック～関係機関の協働による子どもと家族の支援～（平成31年3月改訂版）
- ・山形県子ども政策室子ども家庭課：市町村のための子ども虐待対応マニュアル（平成22年3月）
- ・枚方市子ども虐待問題連絡会議：枚方市児童虐待防止マニュアル枚方市子ども虐待防止マニュアル（平成19年3月改訂版）
- ・佐藤拓代：虐待予防と親支援—保健所からのレポート（津崎哲郎、橋本和明編「児童虐待はいま一連携システムの構築に向けて」）（平成20年）
- ・こども未来財団・加藤曜子：多機関連携の実例 個別ケース検討会議の進め方～地域で子どもと家庭を支えていくために～（平成20年2月）
- ・こども未来財団・加藤曜子：初期対応から要保護児童対策地域協議会へ（平成22年3月）
- ・在宅アセスメント研究会：在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用の手引き（利用解説書改定版）（令和5年5月）
- ・Department of Health ,Department for Education and Employment ,and Home Office : Common Assessment Framework(2000) [子どもの虹情報研修センター：イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書（平成19年）より]
- ・早樫一男編著：対人援助職のためのジェノグラム入門 家族理解と相談援助に役立つツールの活かし方（平成28年）
- ・子どもの虹情報研修センター（虐待・思春期問題情報研修センター）：手に取るように家族がわかるジェノグラム 描き方と活用のコツ（令和5年9月1日第3版）
- ・ピーター・レイダー，シルヴィア・ダンカン著；小林美智子，西澤哲監訳：子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の分析（平成17年）
- ・才村純：令和7年度 奈良県家庭相談員連絡協議会総会 記念講演資料
- ・奈良県立教育研究所教育支援部生徒指導係：教職員のための虐待対応の手引き（令和6年3月改訂版）

○作成協力

- ・奈良市子ども未来部子ども家庭支援課
- ・生駒市子育て健康部こども政策課こども家庭センター
- ・奈良県中央こども家庭相談センター
- ・奈良県高田こども家庭相談センター

○アドバイザー

- ・同志社大学心理学部 八木安理子氏
- ・子どもの虐待防止ネットワーク・しが 久保宏子氏
- ・こども家庭福祉コンサルタント SV 園 博伸氏

【おわりに】

本マニュアルの改訂にご協力いただきました、奈良市、生駒市、八木先生、久保先生、園先生、ありがとうございました。

本マニュアルは10年ぶりに改訂し、充実を図っていますが、制度改正等、こどもたちを取り巻く環境に応じて不断の見直しを図り、時代とともにアップデートする必要があります。今後も制度改正等に応じてアップデートを行い、よりよいマニュアルとなるよう取組んでまいりたいと思います。

こども時代に虐待や家庭の機能不全などの逆境体験を経験した人は、その後の心身の疾患や問題行動、社会的孤立や子育ての困難等と関連があるといわれています。

一方で、こどもが親や代替養育者と安全で安心した関係を築けたり、地域で信頼できる他者（友人や教員、支援者等）や集団と関わりを持ったりすることが、逆境から回復する力になるといわれています。

つまり、逆境体験を経験したこども達が、その経験を乗り越えていく力をつけていくには、わたしたち支援者が信頼できる他者となったり、集団の場を提供したり、親や代替養育者との関係を支えていったりすることが、重要な要素になるといえるのです。ひいては、虐待の世代間連鎖を断ちきることに繋がっているといえます。

そのためにも、要対協の構成機関をはじめ各関係機関の連携を深め、足なみを揃えながら、地域のこどもたちが安心していきいきと過ごしていけるよう、「チーム奈良」として共に取り組んでいきましょう。

まずはここからスタート！

市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル
私たちのまちのこども・子育て家庭への支援のために

平成 25 年 3 月 初版
平成 28 年 3 月 第 2 版
令和 8 年 6 月 第 3 版

発 行 奈良県地域創造部こども・女性局こども家庭課